

有 価 証 券 報 告 書

事 業 年 度 自 2019年 4 月 1 日
(第72期) 至 2020年 3 月 31日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

第72期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ワコールホールディングス

目 次

	頁
第72期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2 【事業等のリスク】	15
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
4 【経営上の重要な契約等】	28
5 【研究開発活動】	29
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	32
第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【自己株式の取得等の状況】	61
3 【配当政策】	62
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5 【経理の状況】	87
1 【連結財務諸表等】	88
2 【財務諸表等】	131
第6 【提出会社の株式事務の概要】	144
第7 【提出会社の参考情報】	145
1 【提出会社の親会社等の情報】	145
2 【その他の参考情報】	145
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	146
監査報告書・内部統制報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第72期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 安原 弘展
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 廣岡 勝也
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 廣岡 勝也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (百万円)	202,917	195,881	195,725	194,201	186,760
営業利益 (百万円)	12,274	10,282	11,494	4,879	6,632
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,159	12,525	9,745	341	3,472
包括利益 (百万円)	△49	12,296	16,448	△5,046	1,521
株主資本 (百万円)	224,374	227,568	232,712	216,494	205,371
総資産額 (百万円)	292,854	294,958	298,534	281,767	277,688
1株当たり株主資本 (円)	3,185.80	3,317.05	3,454.40	3,321.57	3,291.06
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	158.46	180.26	143.46	5.16	54.26
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	158.00	179.71	142.98	5.14	54.05
株主資本比率 (%)	76.6	77.2	78.0	76.8	74.0
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 (%)	4.9	5.5	4.2	0.2	1.6
株価収益率 (倍)	16.95	15.24	21.47	533.33	43.25
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,635	16,351	15,493	13,620	13,325
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11,407	△3,032	△7,362	△2,474	2,569
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,547	△13,055	△12,303	△10,872	△17,471
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	34,059	33,995	29,487	30,133	27,905
従業員数 (人)	20,655	21,139	20,904	20,662	20,984
[外、平均臨時雇用者数]	[1,237]	[1,018]	[771]	[739]	[675]

(注) 1 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。

なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり株主資本、1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益を算定しております。

4 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示に関する規定」(ASU2017-07)を第71期の期首から適用しております。これに伴い、第70期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
営業収益 (百万円)	10,934	13,139	12,644	15,715	13,346
経常利益 (百万円)	7,044	9,215	6,308	11,255	9,111
当期純利益 (百万円)	6,739	11,453	6,461	5,968	8,762
資本金 (百万円)	13,260	13,260	13,260	13,260	13,260
発行済株式総数 (千株)	143,378	143,378	71,689	70,689	68,589
純資産額 (百万円)	143,135	145,496	140,510	134,813	130,996
総資産額 (百万円)	163,938	165,022	160,086	154,554	156,000
1株当たり純資産額 (円)	2,026.40	2,114.38	2,078.38	2,060.13	2,090.11
1株当たり配当額 (円)	33.00	36.00	54.00	72.00	60.00
(1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(18.00)	(36.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益 (円)	95.70	164.85	95.12	90.24	136.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	95.40	164.32	94.47	89.91	136.39
自己資本比率 (%)	87.1	87.9	87.5	86.9	83.6
自己資本利益率 (%)	4.7	7.9	4.5	4.3	6.6
株価収益率 (倍)	28.06	16.67	32.38	30.50	17.14
配当性向 (%)	68.9	43.7	75.7	79.8	43.8
従業員数 (人)	81	81	95	90	94
[外、平均臨時雇用者数]	[一]	[一]	[一]	[一]	[一]
株主総利回り (%)	101.8	106.7	121.7	112.2	99.4
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	1,768	1,463	3,640 (1,648)	3,485	3,115
最低株価 (円)	1,220	970	3,015 (1,309)	2,595	2,110

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第70期の1株当たり配当額54.00円は中間配当額18.00円と期末配当額36.00円の合計になります。当社は2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しておりますので、中間配当額

18.00円は株式併合前の配当額、期末配当額36.00円は株式併合後の配当額となります。なお、株式併合後の基準で換算した第70期の1株当たり配当額は72.00円となります。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第71期の期首から適用しております。第70期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
6. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第70期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
7. 第72期の1株当たり配当額には、創立70周年記念配当8円を含んでおります。

2 【沿革】

1946年6月	創業者故塚本幸一が、個人で和江商事を創業
1949年11月	資本金1百万円をもって和江商事株式会社を設立（京都市中京区）
1951年6月	本社を京都市中京区室町通姉小路上ルに移転、工場開設、自家製造に着手
1957年11月	商号をワコール株式会社と改称
1959年11月	国内縫製子会社として東海ワコール縫製㈱を設立、以降、国内縫製子会社7社設立
1964年6月	商号を株式会社ワコールと改称
1964年9月	東京・大阪証券取引所市場第二部及び京都証券取引所に上場
1970年8月	韓国に合弁会社、㈱韓国ワコール設立
1970年10月	タイに合弁会社、THAI WACOAL CO., LTD.（現 THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.）設立
1970年10月	台湾に合弁会社、台湾華歌爾股份有限公司設立
1971年1月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定上場
1978年4月	シンガポール営業所（現 WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.）開設
1979年8月	第三者割当増資により㈱トリーカの株式を子会社株式として取得
1981年6月	アメリカ合衆国に現地法人、WACOAL AMERICA, INC.（現 WACOAL INTERNATIONAL CORP.）設立
1982年3月	第三者割当増資により㈱七彩の株式を子会社株式として取得
1983年2月	香港に現地法人、WACOAL HONG KONG CO., LTD. 設立
1983年12月	米国法人ティーンフォーム社グループ（現 WACOAL AMERICA, INC.）の全株式取得
1986年1月	中国に合弁会社、北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）設立
1989年4月	フィリピンに合弁会社、PHILIPPINE WACOAL CORP. 設立
1990年1月	フランスに現地法人、WACOAL FRANCE S.A.（現 WACOAL EUROPE SAS）設立
1991年1月	インドネシアに合弁会社、INDONESIA WACOAL CO., LTD.（現 PT. INDONESIA WACOAL）設立
1993年4月	㈱韓国ワコールの合弁契約を解消し、韓国の㈱新栄（現 ㈱新栄ワコール）に出資
1995年1月	中国に現地法人、廣東華歌爾時装有限公司設立
1997年6月	ベトナムに現地法人、VIETNAM WACOAL CORP. 設立
2000年12月	北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）の合弁契約を解消し、100%子会社へ改組
2003年5月	マレーシアに合弁会社、WACOAL MALAYSIA SDN BHD設立
2003年8月	中国に現地法人、大連華歌爾時装有限公司設立
2005年10月	持株会社体制への移行に伴い商号を株式会社ワコールホールディングスに改称 新設会社分割により株式会社ワコールを設立
2008年1月	㈱ピーチ・ジョンを株式交換により100%子会社化
2009年8月	㈱ルシアンを株式交換により100%子会社化
2012年4月	EVEDEN GROUP LIMITED（現 WACOAL EUROPE LTD.）の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化
2016年1月	タイに合弁会社、A TECH TEXTILE CO., LTD. 他1社設立
2019年7月	INTIMATES ONLINE, INC. の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、持株会社（当社）1社、子会社58社及び関連会社7社で構成され、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売を主な事業としており、更にその他の事業として、飲食・文化・サービス及び内装工事等の事業を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業に関わる位置付け及びオペレーティング・セグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) ワコール事業（国内）

ワコール事業（国内）に属する会社は、当社及び国内子会社12社であります。

国内子会社のうち㈱ワコールは、上記製品の企画・デザインと原材料調達を行い、国内外の縫製会社及びその他の協力工場から仕入れた半製品の検査を経て製品化し、国内百貨店、量販店及びその他一般小売店、また直営店舗、Eコマース（EC）サイトや国内外の販売会社を通じて、それぞれ最終消費者へ供給しております。縫製会社は九州ワコール製造㈱等4社あり、いずれも㈱ワコールから原材料の供給を受けてインナーウェア、スポーツウェアの縫製加工を行い、半製品を㈱ワコールへ納入しております。販売会社は㈱ウンナナクール等4社があり、主としてインナーウェア、アウターウェア、水着の製品の小売販売を行っております。

(2) ワコール事業（海外）

ワコール事業（海外）に属する会社は、海外子会社及び関連会社併せて37社であります。

海外子会社は北中米地区に9社、欧州地区に6社、アジア・オセアニア地区に16社、計31社あります。海外関連会社はアジア地区に6社あります。

北中米地区の子会社9社のうちWACOAL DOMINICANA CORP. はインナーウェアの縫製会社で、製品を米国の製造・販売会社であるWACOAL AMERICA, INC. に納入しており、WACOAL AMERICA, INC. はこれら製品を現地の百貨店、専門小売店及びECサイトを通じて最終消費者へ供給しております。また、販売会社であるEVEDEN INC. は主としてWACOAL TIMEX LTD.、WACOAL EMEA LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を販売しております。

欧州地区の子会社6社のうちWACOAL EMEA LTD. は主としてWACOAL TIMEX LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を主に英国の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ販売しております。

アジア・オセアニア地区の子会社2社と関連会社4社は、製造・販売会社で、製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ供給するとともに、一部を㈱ワコール及びアジアの販売会社に供給しております。販売会社は、WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.、EVEDEN ISRAEL LTD. 等子会社6社と関連会社1社あり、主としてグループ内より供給を受けたインナーウェアの製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店、直営店舗を通じて最終消費者へ供給しております。残り8社の子会社のうち、4社はインナーウェアの縫製会社で、2社は原材料製造会社、1社はアジア地区における子会社・関連会社向けの材料調達等、1社は投資会社で現地のインナーウェア等の製造・販売子会社及び関連会社への投資をしております。

(3) ピーチ・ジョン事業

ピーチ・ジョン事業に属する会社は、国内子会社及び海外子会社併せて4社であります。

国内子会社1社、海外子会社3社は、すべて販売会社であり、㈱ピーチ・ジョンは主にグループ外から独自に供給を受けた製品の小売販売を行っております。

(4) その他

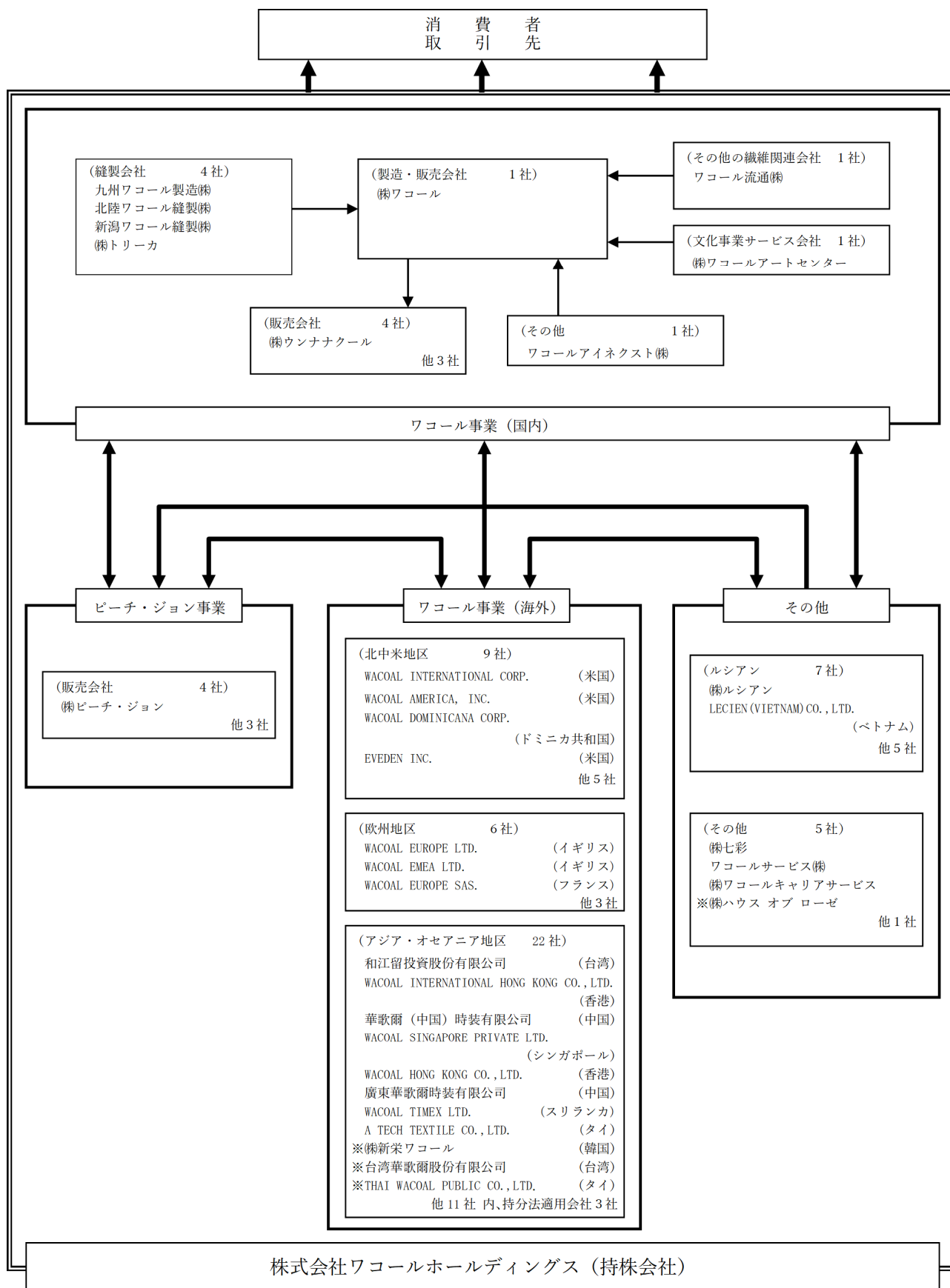
その他に属する会社は、国内子会社5社、海外子会社6社及び国内関連会社1社併せて12社であります。

国内子会社5社のうち、㈱七彩はマネキン人形等の製造販売・レンタル及び内装工事関係事業を行っており、㈱ルシアンは婦人インナー及び衣料、レース、手芸用品等の製造、卸売販売を行っております。残り3社のうち1社は縫製会社であり、他の2社はその他の繊維関連及び不動産賃貸業その他の事業を行っております。

海外子会社は、アジア地区に6社あります。

アジア地区のうち4社は縫製会社であり、残り2社は、マネキン人形等の製造販売、内装工事関係及びその他繊維関連事業を行っております。

以上の子会社及び関連会社の概要を図で示すと次頁のとおりであります。



無印：連結子会社

※：持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等の うち当社役員 (人)	設備の賃貸借
(連結子会社)						
※1・※6 ㈱ワコール	京都市南区	5,000	ワコール事業（国内） （インナーウェア等製品の研究開発・製品企画、販売）	100	2	事業所用建物賃貸
㈱ピーチ・ジョン	東京都港区	90	ピーチ・ジョン事業 （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100	2	—
㈱ルシアン	京都市南区	90	その他 （インナーウェア等製品の製品企画、販売）	100	2	事業所用・倉庫用 建物賃貸
九州ワコール製造㈱	長崎県雲仙市	70	ワコール事業（国内） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	事業所用建物賃貸
新潟ワコール縫製㈱	新潟市西蒲区	50	同上	100 (100)	—	同上
㈱トリーカ	大阪府茨木市	92	同上	57 (57)	—	—
㈱七彩	京都市南区	90	その他 （マネキンレンタル、店舗設計・施工）	99	2	事業所用建物賃貸
※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国 ニューヨーク州	20,000千 US\$	ワコール事業（海外） （米国持株会社）	100 (100)	2	—
WACOAL AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州	2,062千 US\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100 (100)	1	—
WACOAL DOMINICANA CORP.	ドミニカ共和国 サントドミンゴ市	20千 US\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	175千 GBP	ワコール事業（海外） （持株会社）	100	2	—
WACOAL EMEA LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	250千 GBP	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE SAS.	フランス サントニ市	8千 EUR	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の販売）	100 (100)	—	—
WACOAL HONG KONG CO., LTD.	香港	3,000千 HK\$	同上	80 (80)	—	—
※1 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.	香港	373,690千 HK\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品及び原材料調達）	100 (100)	1	—
VIETNAM WACOAL CORP.	ベトナム ビエンフオア市	54,604百万 VND	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造、販売）	100 (100)	—	—
和江留投資股份有限公司	台湾 台北市	59,000千 NT\$	ワコール事業（海外） （台湾持株会社）	100 (100)	1	—
廣東華歌爾時裝有限公司	中国 広州市	17,730千 RMB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	—
※1 華歌爾（中国）時装有限公司	中国 北京市	189,364千 RMB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、製造、販売）	100 (100)	1	—
※1 A TECH TEXTILE CO., LTD.	タイ バンコク市	1,000百万 THB	ワコール事業（海外） （原材料の製造）	54 (54)	—	—
その他38社						
(持分法適用関連会社)						
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	タイ バンコク市	120百万 THB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、製造、販売）	34 (34)	2	—
PT. INDONESIA WACOAL	インドネシア ボゴール市	2,500百万 IDR	同上	42 (42)	2	—
㈱新栄ワコール	韓国 ソウル市	4,500百万 WON	同上	25	1	—
台湾華歌爾股份有限公司	台湾 桃園市	800百万 NT\$	同上	50 (50)	2	—
※4・※5 ㈱ハウス オブ ローゼ	東京都港区	934	その他 （化粧品・ヘアケア製品等の開発、販売）	21	—	—
その他2社						

- (注) ※1 (株)ワコール、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、華歌爾（中国）時装有限公司及びA TECH TEXTILE CO., LTD. は特定子会社に該当しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。
- 3 「主要な事業の内容」欄には、オペレーティング・セグメントの名称を記載しております。
- ※4 当社と業務提携契約を締結しております。
- ※5 有価証券報告書の提出会社であります。
- ※6 (株)ワコールについては、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	100,946百万円
② 経常利益	6,070 "
③ 当期純利益	11,469 "
④ 純資産額	99,408 "
⑤ 総資産額	128,048 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（人）	
ワコール事業（国内）	7,464	[539]
ワコール事業（海外）	11,089	[58]
ピーチ・ジョン事業	514	[60]
その他	1,917	[18]
合計	20,984	[675]

（注） 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

2 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
94	46.9	20.6	5,850,266

（注） 1 従業員数は、就業人員を記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 当社の従業員は、全てワコール事業（国内）に属しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員は、㈱ワコールからの出向者にて構成されております。㈱ワコールには、ワコール労働組合が組織されており、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟に属しております。

また、一部の子会社においてはそれぞれ、労働組合が組織されております。

なお、労使関係は、極めて安定しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。リスクを含めて、不確定な要素が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) グループ経営理念

私たちの事業活動は、一人ひとりのお客さまの声に耳を傾け、謙虚に自らを変革し、人と人との「互いに信頼し合う関係」を積み重ねることで成り立っております。こうした「相互信頼」と「人間尊重」の考え方こそが、すべての事業活動の原点であり、創業以来の経営理念です。当社グループは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くために、企業経営の透明性を高めることに努め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ります。

■目標 Our Mission

世の女性に美しくなって貰う事によって
広く社会に寄与する事こそ
わが社の理想であり目標であります

■社是 Our Vision

わが社は 相互信頼を基調とした
格調の高い社風を確立し
一丸となって 世界のワコールを目指し
不断の前進を続けよう

■経営の基本方針 Our Value

1. 愛される商品を作ります
2. 時代の要求する新製品を開発します
3. 大いなる将来を考え正々堂々と営業します
4. より良きワコールはより良き社員によって造られます
5. 失敗を恐れず成功を自惚れません

(2) 中長期的な会社の成長戦略と目標とする経営指標

①環境認識

国内における市場環境は、台風など自然災害の度重なる発生や記録的な冷夏・暖冬など異常気象に起因する消費マインドの低下に加え、消費税増税後の節約志向の更なる高まりによって、先行きはさらに不透明な状況となっております。

海外の市場環境は、米中の貿易摩擦問題やヨーロッパの政情不安の影響、百貨店をはじめとする大型小売店事業の再編、デジタル技術の革新による新しい流通チャネル・マーケティングの台頭などによって、かつての安定さを欠きつつあります。

また、グローバルベースで消費者行動の変化が進行しており、「多様な価値観が一層広がり、さまざまなネットワークで情報を入手し、自身の選択眼で消費を行う」といった動向が顕著になりつつあります。画一的な価値観の提案は受け入れられなくなる中、個々の消費者が求める自分らしい美しさの実現という期待に対して、どのように応えることができるのかといった、よりパーソナライズ化した対応が求められております。

こうした環境下においては、すべての活動をお客さま起点で見直し、変革に向けた行動を起こしていかなければならないと考えております。従って、一層のデジタル化が加速する市場環境の変化に遅れをとることなく、機敏に対応を図り成長のスピードを鈍化させないことが大きな課題であり、持続的な成長を支える多様な人材の育成とともに、未来に向けてチャレンジができる風土の醸成に取り組む必要があります。また、社会とともに持続的に成長し、グローバル化が進む世の中から信頼され、必要とされる企業であり続けるために、社会的な重要課題の解決に取り組み、地球環境や地域社会との共生を高めていくことが欠かせません。

事業を取り巻く環境変化（消費行動の変化・動向）

流通チャネルの変動

- ・百貨店/量販店の低迷
- ・ECやグローバルSPAの躍進

テクノロジー革新の加速

- ・全てのモノ・コトの消費時でのデジタル化の加速
- ・ダイレクトに生活者同士がつながる社会の拡大（SNSコミュニティ、C2C、D2C）

消費者の変化

- ・ 社会で活躍する女性の増加
- ・ 自分らしい美しさ（パーソナライズ化）の実現を求める層の増加
- ・ 装いのカジュアル化の進展
- ・ 日本国内は将来不安に伴う節約志向の持続

業界、産業構造の潮流

- ・ 高品質な下着を製造できる企業の消失
- ・ 販売員人材の不足
- ・ 社会性、倫理性のある事業活動

②長期ビジョン及び中期経営計画

<長期ビジョン>

当社グループは、引き続き「グループとして世界のワコールを目指す」という将来像の実現に向けた取り組みを進めていきます。経営資源やグループのネットワークを最大限に活用し、常に先駆的な商品の世界市場に提供しよう努めると同時に、下着文化の領域を開拓し続けることを通して、ワコールグループの商品やサービスに対して、また、社会的な課題への取り組みに対しても、世界のステークホルダーから高い信頼を獲得できるよう、尽力していきます。

さらに、世界市場における競争優位性の確立に向けて、新しい事業領域や成長領域へ投資を行い、非連続成長の実現に挑戦する一方で、経営基盤の継続的な改善に努め、より大きな成果を生み出すことによって、持続的な成長と企業価値の向上を図り、100年を超えて存続を期待され続ける企業に向けて、不断の前進を続けます。

「世界のワコール」の目指す姿

1. 世界中の市場で、ワコールグループの商品やサービス、また、社会的な課題への取り組みが、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーから高い信頼を得ている
2. 事業を展開する国や地域が、増え続けている
3. グループネットワークのもと、世界的規模で連携がとれた事業展開を行っている
4. 常に先駆的な商品の世界の市場に提供し、下着文化の領域を開拓し続けている
5. グループの目標や経営理念が、全世界の従業員に浸透している

<中期経営計画（3ヵ年・2020年3月期～2022年3月期）>

「グループとして世界のワコールを目指す」という将来像の実現に向けて、2020年3月期～2022年3月期までの3ヵ年を新たな中期経営計画として位置付け、現実を直視し、改革をスピーディーに進め、国内外ともに力強い成長を示すことに取り組んでおります。

基本方針

「現実を直視し、将来需要を見極め、果敢に改革を行い、成長にこだわる」

- ・ 国内外ともに力強い成長軌道を示す
- ・ 成果の乏しい事業やブランドの将来性を検証し、聖域なきグループ事業構造の見直しと改革を進める
- ・ 経済的価値と社会的価値の双方を向上し企業価値を高める

中期経営計画では、これらを軸にして、デジタル技術で進化させた顧客サービスの拡充をはじめ、競合が追随できないオムニチャネル政策の実行や、国内外の垣根を取り払った付加価値の高い新製品の導入、国や地域特性を見据えた主要なECサイトとの連携強化ないしは自社ECサイトの構築、小規模にとどまっている国や地域の事業拡大に向けた成長投資、制度疲労を起こしている事業モデルの改革、競争優位性あるサプライチェーン網の確立など、個々の事業課題への対応を、スピード感を持って進めます。

また、持続可能な社会の実現に向けて、製造委託先との協働によるCSR調達の進化、脱プラスチックへの取り組みや廃棄商品の削減による地球環境との共生、多様な人材を活かしたダイバーシティ&インクルージョン組織体制の整備に努めます。こうしたサステナブルな事業基盤から育まれる、新しい価値の創出にも責任を持って取り組んでいきます。

（重点戦略については、「(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」の項に記載しております）

事業活動を通じた収益性の改善と資本効率の向上に併せて、安定的な配当と機動的な自己株式の取得を行い、有価証券・投資評価損益影響（米国会計基準では連結損益計算書のその他の収益・費用として認識される）を除く、実質ベースでの総還元性向100%の維持に努めます。このほか、事業の持続的成長を支える投資を最優先する一方、適宜、政策保有株式の縮減を進めることで、適正なキャッシュバランスを築いていきます。

こうした取り組みを通して、最終の会計年度となる2022年3月期に、売上高2,100億円、営業利益140億円（連結売上高営業利益率6.7%）、当社株主に帰属する当期純利益120億円、連結ROE 6%超の達成を計画しております。

<中期経営計画2年目となる2021年3月期の計画>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた店舗の営業停止や外出制限ないし自粛要請などの措置により、当社グループの事業活動は非常に大きな影響を受けており、感染症拡大防止策の当面の継続に加え、今後想定される雇用や所得環境の悪化による個人消費の低迷は、当社グループの経営や売上・利益に対して引き続きマイナス影響を与えることが考えられます。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響を見極め、合理的に業績の見通しを算定することは困難であるため、2021年3月期の連結業績予想については未定とさせていただき、詳細が明らかになり次第、速やかに公表いたします。

以上のような厳しい状況のもと、当社グループではお客さま・従業員・関係者の健康・安全を第一にしながらも、すべての事業活動を見直し、広告宣伝費等の経費削減を行う他、役員報酬の減額や新規投資の実施時期の見直しを行います。また、金融機関からの借入枠を拡大することで、グループ各社の手元流動性の確保に努めます。

施策や経費の大胆な見直しを進めるとともに、従前から進めるデジタル・トランスフォーメーションの取り組みをさらに加速させ、顧客データベースの効率的な活用、リアル店舗とECの連携・融合、CX（顧客体験）の向上への取り組みを強化することによって、事業の成長へ向けた再出発の道筋を整えていきます。また、消費者の価値観や流通の変化を冷静に見極めるとともに、グループ全体でより一層「事業の選択と集中」に取り組むことで、安定して利益を創出できる事業体制への変革を進めていきます。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新中期経営計画では、以下の重点課題に対して取り組んでおります。

①事業施策

●(株)ワコールの持続的成長と収益力向上

- ・世界屈指のからだどころ（嗜好）のデータを保有・活用する企業へ進化
-独自のオムニチャネル戦略店舗の全国展開、サービス基盤の強化
-パーソナルデータをもとにした新商品・サービスの創出
- ・卸売事業における商品・グループの縮減、主力チャネルにおける取引条件の見直し
- ・企業ブランド向上に向けたコミュニケーションの強化
- ・アウトプットを高める「働き方・休み方改革」の推進
- ・働きがいをも高める人事施策の推進

●国内連結子会社の再生

- ・ピーチ・ジョン：若年層の消費行動と時流の変化を捉え、大胆なECフォーカスを実行
- ・Ai：大人の女性から支持を獲得できる、付加価値の高いブランドの確立
- ・ルシアン：事業領域の選択と集中を実行。量販店との協働による新しい事業モデルの開発
- ・七彩：付加価値のあるマネキン商品の開発と、工事業における新規顧客の開拓

●海外事業の拡大・成長

- ・米国：新しい流通チャネルや事業機会の開発への着手と、コスト構造の変革
- ・ヨーロッパ：国や地域、チャネルの特性に応じたブランドポートフォリオ・マーケティングの拡充と新規市場の開拓
- ・中国：EC市場におけるブランディング・マーケティング強化を通じた未開拓顧客層の獲得

●グループ生産・供給体制の再整備

- ・競争力ある製品・材料が供給できる体制の構築に向け、グループ規模での横断的な生産管理体制の確立
- ・将来の海外事業の成長を見据えた最適な供給体制の構築

●事業ポートフォリオ拡大・新規事業への挑戦

- ・事業領域の「選択と集中」を意識し、中長期の視点で、非連続成長を実現するための成長投資を実施する

②社会的価値の向上（ESG課題への取り組み）

●人権、倫理、多様性を基盤にした活力ある風土づくり

- ・CSR調達への取り組み強化（継続的改善と対象範囲拡大）
- ・多様な働き方を実現する環境の整備
- ・ダイバーシティ&インクルージョン推進による新しい価値創出

- 地球環境や地域社会との共生
 - ・包装材等での脱プラスチック対応の推進
 - ・売れ残り商品廃棄の縮減

③資本コストを意識した経営

- 将来成長への投資と株主還元の充実
 - ・資本コストを上回るROE 6 %の達成
 - ・総還元性向100%の維持
 - ・政策保有株式の縮減（目標：3割縮減）

2021年3月期につきましても、上記の重点課題の取り組みを基本方針として、事業運営を進めてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中期経営計画で掲げる戦略に変更や見直しが生じる場合、もしくは当初計画に重大な影響が見込まれる場合には、速やかに情報を開示いたします。

（新型コロナウイルス感染症の影響、及び今後の方針については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」に記載しております）

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境及び経営戦略に関わるリスク

①経済環境に関するリスク

当社グループが活動する主要な国内外市場における経済環境は悪化しており、当社グループの売上高や業績及び財政状態に重大な影響を与えると考えられます。例えば、日本国内では2019年10月より消費税が2%アップしたことにより個人消費の萎縮が見られ、当社グループの国内売上高や業績に重大な影響を与えております（当社グループの主要事業会社である㈱ワコールの第3四半期連結会計期間（2019年10月～12月）における売上高前年同期比は、増税の影響があり89%で終了しました）。

②国内事業に関わるリスク

当社グループの主要事業会社である㈱ワコールの売上高の約66%は、百貨店、量販店及びその他の一般小売店への売上によるものであります。しかしながら、近年小売市場の構造変化が進んでおり、小売市場全体における百貨店、量販店及びその他一般小売店の売上シェアは低下していくことと予測されます。当連結会計年度においては、㈱ワコールと取引がある百貨店12店舗、量販店52店舗、その他一般小売店51店舗の店舗閉鎖があり、売上高で7億円減少したと見込んでおります。2021年度には、百貨店6店舗、量販店11店舗の閉鎖が既に発表されております。当社グループはこのようなリスクに対して、業態を跨いだエリア販売体制への移行や直営店・WEB販売の強化を行い対応しております。また、店舗閉鎖や倒産に伴い売掛債権が回収できなくなるリスクに対応するため、常に与信管理を徹底するとともに、店舗における在庫金額を適正な状態にしております。

国内レディスインナーウェア市場は7年連続の減少傾向にあるなか、これまでとは異なる競合企業が存在感を高めております。当社グループは、国内インナーウェア市場において、下着の中高級品の卸売と直営販売を行う会社との競争だけではなく、Eコマースとのチャネル間競争や、ファストファッションとも競争しております（㈱ワコールの自社WEB販売は当連結会計年度前年比117%と好調に推移しました）。今後、新規参入者により更に競争が激しくなる可能性もあります。競争の激化は、価格の下落、広告宣伝費の増加、売上高及び市場シェアの減少等につながり、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

これらのリスクに対応するため、グループ中期経営計画の一項目として㈱ワコールの再成長と収益力の向上を掲げ、主要な施策として「ワコール版オムニチャネル戦略」を推進しております。これはワコールが長年培ってきた接客販売の強みを、デジタル技術によりさらに革新させ、店舗とウェブを連携しながらお客様とのつながりを深め、顧客の囲い込みを図るものです。オムニチャネル戦略の中核である次世代ツール「Wacoal 3D smart&try」は百貨店を中心に当連結会計年度は6店舗設置し、今後さらに拡大する予定です。

また、㈱ワコール以外の国内グループ会社の収益力向上にも取り組み、事業の選択と集中、事業構造や人員体制の見直し、グループ内の連携の強化や他社とのアライアンス等、抜本的な改革により、収益性改善に取り組み3～5%の営業利益率確保を必達目標とするなど、グループ全体での収益力向上に取り組んでおります。

③海外事業に関わるリスク

当社グループは海外における事業も展開しており、欧米及びアジア等の海外市場での売上拡大を目指しております。海外事業に関連し次のようなリスクがあります。

グローバル取引が進む中で、米中貿易戦争や英国のEU離脱などによる各国間の規制や新たな関税の付加などが実行されるリスクがあります。当社グループにおいては、米国・中国間の取引は軽微ではありますが、英国に本社を置く子会社㈱ワコールヨーロッパは、2021年度以降、英国とEU諸国間の間で新たに関税が付加される場合、商品原価が上昇し、業績に重大な影響を受けるリスクがあります。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、EU諸国との将来関係の協議が進んでいないことから、引き続き動向を注視していきます。

海外市場における消費者の趣味及び嗜好に対応できずに業績が悪化するリスクや異文化対応の遅れによって、経営及び人事管理を失敗し、当社グループの業績が悪化するリスクがあります。これらリスクに対応するため、米国、欧州、中国の主要3法人での事業の成長に向けた投資を継続しており、米国においてはミレニアル世代の獲得やEC市場での成長機会の創出と競争力の強化を目的に「Intimates Online」社を買収しました。同社の取得価額は86,041千米国ドル（取得時レートで約9,348百万円）で、当該取得価額に加えて、業績の達成度合いに応じて条件付取得対価（アーンアウト対価）を現株式所有者に支払う条項を締結しました。2年後の2022年3月期には営業利益黒字化、4年後の2024年3月期には売上高100百万ドル、営業利益率12～15%の成長シナリオを期待しております。合わせて、欧州、中国においても販路の拡大や、EC事業の継続拡大を図っております。また新興国への事業拡大としてインド事業の拡大にむけ出店加速と積極的な広告宣伝投資を実施します。

製品の調達・製造においては徐々にコストの低いアジアの国々での生産比率を増やしております。また近年は、社会・労働環境の変化に対応して、海外生産の中心を中国からASEANに移行しつつあります。反面、新規に立ち上げた生産拠点のいくつかでは、生産性や損益面での困難に直面しております。そのような中、グループ中期経営計画において、競争力のある製品や材料の供給ができるグローバルな生産体制の構築を目指し、グループ横断での管理体制の確立に向けて取り組んでおります。

(2) 経営管理に関わるリスク

①品質、品質表示に関するリスク

高品質な商品をグローバルに提供することができることが、当社グループの強みの一つです。不良品を販売することや商品が健康被害を及ぼすこと等により、商品回収等のコストが発生するとともに、ブランドが毀損し、高品質の商品を提供するというイメージが損なわれ、社会的信用を失い業績に影響を与えるリスクがあります。2014年には子会社の㈱ウンナナクルにおいてパジャマの一部で当社グループの品質基準に適合しない「表面フラッシュ」（着衣発火）が発生する恐れがあることが判明したため、事故防止の観点から自主回収を行いました。また、品質表示等の誤表示に関する法令違反や機能性表示における行き過ぎた表現により社会的信用を失い、商品回収や表示変更作業のコストが発生するとともに、販売機会ロスとなり、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

これらリスクに対応するため、安全性ガイドラインの整備と製品開発時点の確認ルールの徹底、欠陥商品発生都度の徹底原因追求・再発防止策を策定し、各社が品質の維持向上に向けた取り組みを行うと同時に、当社グループの品質保証活動を推進するため「品質保証審議会」を設置し、その活動を通じグループ会社への水平展開を行い、全体での底上げを図っております。

②コンプライアンスに関するリスク

当社グループは国内外の法令や規制等の適用を受けており、これらの法令等に違反したり社会的要請に反する行為等があった場合は、処罰や社会的な信用の低下などにより、経済的・社会的な影響を受けるリスクがあります。当社グループでは「コンプライアンス委員会」の活動を通じて、従業員への啓発活動、内部通報制度、外部専門機関による法令ヘルスチェックなどの施策を拡充することにより、法令違反防止に努めており、また現中期経営計画においては、「ESG課題の取り組み」の中でも重要課題として位置付けております。

特に当社グループの事業領域において注力すべき点として、サプライチェーンでの労務・人権問題が挙げられます。実際に人権NP0より、当社グループの発注先である海外縫製工場における労務・人権問題について指摘を受けたこともあり、これを契機に当該課題への取り組みを開始しました。2018年4月から「CSR調達委員会」を立ち上げ、自己評価と現地監査、仕入先一覧の開示等の積極的な活動を行っております。

③個人情報に関するリスク

当社グループは事業活動上顧客等の個人情報を有しております。当社グループの中期経営計画において、主要事業会社である㈱ワコールではワコール版オムニチャネル戦略を成長戦略の柱と位置付け、収集した個人情報を含めたデジタルデータを基盤としたビジネス戦略を進めております。また、海外子会社各社は、顧客の個人情報を直接取得するWEBサイトを通じた販売を強化し、成長の柱と位置づけております。2014年に、何者かにより自社WEBサイトが改ざんされ1ヶ月の販売停止を余儀なくされました。個人情報の保護は当社グループの事業活動上ますます重要性が増しており、専門部門としてITガバナンス部を2020年4月より発足し、個人情報の管理の強化、法規制の変更への対応、社員への教育等を含め、個人情報を外部の脅威から守るセキュリティ対策に取り組んでおります。しかし、個人情報が外部流出、改ざん、重要データの消去またはシステムに障害が生じた場合は、当社グループの事業運営や戦略に影響を与え、結果、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

④知的財産権の侵害・被侵害のリスク

当社グループの保有する知的財産権、特に当社グループのブランド及び関連する商標は、当社グループ製品への需要の喚起及び維持、また当社グループの事業価値にとって重要であると認識しております。今後、当社グループは商標その他関連する紛争に直面する可能性があり、また類似商品や他者による商標及び知的財産権侵害により、当社グループの事業に重大な影響を及ぼすリスクがあります。また、当社グループが他者の知的財産権を侵害しているという主張が行われたことがあり、今後も行われるリスクがあります。これらの主張や関連する訴訟が、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与えるリスクがあります。また、越境EC等の拡大によるボーダーレス化に伴い、各国のブランドマネジメントだけでなくグローバルなブランド政策によってコントロールしないと、ブランド棄損に繋がり市場競争力が低下するリスクがあります。これらリスクに対応するため、「知的財産委員会」を設置するとともに、従業員への啓発活動として毎年e-ラーニングの実施、担当者の調査能力向上、社外調査会社の活用や外部契約事務所等の専門家との協業を行っております。

(3) 会計・税務に関するリスク

①保有有価証券の価格変動リスク

当社グループは国内公開会社の株式やその他の有価証券を保有しております。当社は米国会計基準を採用しているため、保有有価証券の価格が変動した場合、その変動損益を連結損益計算書で認識する必要があります。これら保有有価証券の大幅な価格変動は、該当する連結会計年度における当社グループの財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

当連結会計年度においては、有価証券の大幅な価格下落により「有価証券・投資評価損益（純額）」として、3,760百万円の損失を計上しました。

現グループ中期経営計画においては、2022年3月期までに保有する政策保有株式を、2019年3月期の時価ベースで200億円以上の縮減する方針を示しており、当連結会計年度においては152億円（2019年3月期時価ベース136億円）を売却しております。また中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、定期的に取り締役に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

②固定資産減損損失のリスク

事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、固定資産の減損損失計上が必要となる場合があります。実際に当連結会計年度においては、㈱ピーチ・ジョンの商標権の減損損失191百万円、㈱Aテックテキスタイルの有形固定資産等の減損損失834百万円、㈱Gテックマテリアルののれんの減損損失217百万円を計上しております。のれんの残存価格は、㈱ワコールヨーロッパで10,800百万円、米国Intimates Online社で11,571百万円となっております。のれんの評価は将来の経営計画を基にしているため、新型コロナウイルス感染症による経済の悪化に加え、㈱ワコールヨーロッパにおいては英国とEU諸国間間で新たに関税が付加される場合や金利が上昇する場合、Intimates Online社においては事業伸長及びシナジーが投資時の期待を十分に上回らない場合には、公正価値の見直しが必要であり減損が発生する可能性があります。なお、少なくとも年に1回または減損の判定が必要となる兆候が発生した場合は減損テストを実施しております。

③退職給付債務等に関するリスク

退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の仮定に基づいて算出しておりますが、有価証券の相場並びに金利環境の変化等により、実際の結果が仮定と異なる場合、又は仮定に変化があった場合には、退職給付費用及び債務が増加するリスクがあります。また、退職給付制度を改定した場合にも、当社グループの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。当社グループは、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。割引率については、3.(2)③「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」を参照ください。退職給付債務の大部分を占める主要事業会社の㈱ワコールでは「年金委員会」を設置し、四半期単位で運用資産の状況を確認し、必要な対策を講じております。

④税務に関するリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得を合理的に見積もった上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼすリスクがあります。

一部の多国籍企業による国際的な租税回避行為が政治問題化したことから、税制度の改善を図るべく、G20からの委託を受けたOECDにより、2015年10月にBEPS（税源浸食と利益移転）に関する報告書が公表されました。この報告書を受けて各国において、国内税法や租税条約の改正、見直しが行われております。当社グループは、国際的な課税ルールの制定により重要な影響を受けることはないと考えておりますが、新たに定められた移転価格文書等を通し、各国の税務当局と見解の相違により、追加での税負担が生じるリスクがあります。これらのリスクに対して、税務に関する最新の情報を社内外から入手し、外部専門家の助言も受けながら対応していく体制を整えております。なお、当社は透明性の高い税務管理を行い、ステークホルダーからの信頼を得ることを目的に、2021年度に「税務行動指針」の策定と開示を行う予定です。

(4) 人材確保に関するリスク

当社グループにとって、人材確保は国内外を問わず重要な課題です。当社グループの“モノづくり”、店頭販売員、海外経営や最新デジタル分野の人材など、優秀な人材を確保・育成出来ないと、将来の成長や競合会社に対する優位性を作り出せず、当社グループの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。これらのリスクに対応するため、キャリア採用、アルムナイ・リファイラル等新たな採用手段導入による人材確保と、集団型講義やオンラインなどによる専門知識研修やOJT・海外研修制度などの実地研修の充実を図り、人材の育成を行っております。

(5) 自然災害・疫病に関わるリスク

地震等の大規模な自然災害や疫病、紛争、テロ、暴動の発生等により、当社グループの営業拠点や生産拠点の使用が困難な状況になり、あるいは従業員の多くが被害を受けた場合や交通網の遮断・エネルギー供給の停止・通信の不通などにより、営業活動の混乱や生産や物流の遅延・停止等を受け、事業活動に重大な影響を与えるリスクがあります。また、当社グループ製品の販売が行われている地域において、地震等の大規模な自然災害や疫病、紛争、テロ、暴動の発生等が起こった場合、消費活動が停滞し、当社グループ製品の売上額が大幅に低下するリスクがあります。

特に「首都直下」「南海トラフ」等の大地震が発生した場合は、当社グループの主たる事業所や店舗が所在する大規模消費地で被害が発生することから、当社グループの事業継続に重大な影響を及ぼすと想定されます。そのため、「事故災害対策委員会」の下部としてBCPプロジェクトを発足し、全体のBCP及びBCM基本計画を作成するとともに、首都直下型地震等の特定災害に係るBCPを順次立案していきます。

また、世界的な流行となった「新型コロナウイルス感染症」は、当社グループの売上や生産に大きな影響を及ぼしております。当連結会計年度においては、当社グループでは、顧客、取引先及び社員の安全第一を考え、また更なる感染拡大を防ぐために、「企業倫理・リスク管理委員会」の下部に「新型コロナウイルス感染症対策本部」

（本部長は取締役副社長）を設置し感染状況に応じた対策を行っております。具体的には、主要子会社である㈱ワコールは、2020年4月1日以降全従業員を対象に週1日の休業日を導入するとともに、内勤者については在宅勤務を推進する体制を取っております。また、4月16日に全国に発令された緊急事態宣言により、都市部を中心とした百貨店をはじめ多くの店舗が閉店する中、全ての店頭販売員について自宅待機としました。

当連結会計年度における「新型コロナウイルス感染症」の影響は、㈱ワコールは20億円、グループ全体で30億円の売上高減少があったと見込まれます。今後事態が長期化または再度感染拡大が進行すれば、当社グループの業績及び財政状態に更なる影響を与えるリスクがあります。これらのリスクに対し、当社は財務基盤を強固なものとするため、金融機関の借入枠を拡大しました。なお、2020年4月の㈱ワコールの売上高は前年から7割近く減少しました。主要海外子会社の店頭での販売高も3割から7割程度減少しております。一方、各国ともWEB販売は好調で、㈱ワコールでは前年に対して7割以上の増加となりました。

コロナ終息後の「新たな生活様式」における個人消費行動の変化を見通し、WEB販売などの顧客の待ち望むサービスの強化や新たな商品の開発に努めるとともに、経費を大幅に削減し新規投資を見直すなど、経営の健全性確保に取り組んでまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、時価下落による投資の減少などにより、前連結会計年度末に比して40億79百万円減少し、2,776億88百万円となりました。

負債の部は、会計基準の変更によりオペレーティングリース負債を計上したことや条件付取得対価に係る負債が増加したことにより、前連結会計年度末に比して76億17百万円増加し、682億40百万円となりました。

株主資本は、利益剰余金や為替換算調整勘定の減少などにより、前連結会計年度末に比して111億23百万円減少し、2,053億71百万円となりました。

以上の結果により、当連結会計年度末における株主資本比率は、前連結会計年度末に比して2.8%減少し、74.0%となりました。

b. 経営成績

（単位：百万円）

	2019年3月期 実績	2020年3月期 実績	前期比	
			増減額	増減率
売上高	194,201	186,760	△7,441	△3.8%
売上原価	89,804	84,959	△4,845	△5.4%
売上利益	104,397	101,801	△2,596	△2.5%
販売費及び一般管理費	93,517	93,927	+410	+0.4%
有形固定資産減損損失	167	769	+602	+360.5%
A:のれん及びその他の無形固定資産減損損失	5,834	473	△5,361	△91.9%
営業利益	4,879	6,632	+1,753	+35.9%
その他の収益・費用	2,894	1,487	△1,407	△48.6%
B:有価証券・投資評価損益（純額）	△5,570	△3,760	+1,810	—
税引前当期純利益	2,203	4,359	+2,156	+97.9%
当社株主に帰属する当期純利益	341	3,472	+3,131	+918.2%
参考情報 ①:Aを考慮しない営業利益	10,713	7,105	△3,608	△33.7%
参考情報 ②:AとBを考慮しない税引前当期純利益	13,607	8,592	△5,015	△36.9%

当社グループは、当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日）を初年度とする新しい中期経営計画をスタートさせ、「現実を直視し、将来需要を見極めた上で、果敢に改革を行い、成長にこだわる」という基本方針に沿って、各種施策を遂行しております。成長軌道への回帰と収益性改善を目指す㈱ワコールでは、3DボディスキャナーやAI（人工知能）を活用した接客システムを6店舗に導入するなど、イノベーションによるCX（顧客体験）の向上に取り組むとともに、リアル店舗とECの連携・融合に向けて顧客データベースをより効率的に活用できる環境の整備を進めました。海外事業では、課題として掲げるECでの成長機会の創出と競争力の強化に向けた取り組みを推進し、その一環として「LIVELY（ライブリー）」のブランド名称で女性用インナーウェア等の商品企画と小売販売を行っている米国の Intimates Online, Inc.（以下「IO社」）の発行済株式のすべてを2019年7月末に取得し、完全子会社化しました（買収により子会社となった「IO社」の業績については、第2四半期連結会計期間より連結対象としており、「ワコール事業（海外）」セグメントのワコールインターナショナル（米国）に含めて開示しております）。これらの諸施策を進めたものの、国内において2019年10月に実施された消費税増税後の個人消費の停滞に加え、第4四半期連結会計期間に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大による世界規模での経済活動の停滞の影響を受け、当社グループの経営環境は極めて厳しい状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,867億60百万円（前期比3.8%減）となりました。国内では、消費税増税後の需要低迷の長期化に加えて、感染症が拡大した3月以降の外出自粛に伴う来店客数の減少が営業活動に影響し、また、海外では、「IO社」の新規連結効果が寄与したものの、英米における百貨店の低迷、タイの材料会社の

苦戦や円高による影響（△17億81百万円）に加えて、3月以降の主要都市のロックダウン措置による実質的な経済停止が響き、ともに減収となりました。

営業利益は66億32百万円（前期比35.9%増）となりました。国内は、㈱ワコールの卸売事業の減収影響やIT関連費用の増加、海外は、「I0社」の営業損失の取り込みや買収に係る一時費用の計上に加え、タイの材料会社の有形固定資産の減損損失（7億69百万円）などの計上が影響し、ともに減益となりました。この他、のれん及びその他の無形固定資産の減損損失について、当連結会計年度は4億73百万円を計上しましたが、前連結会計年度（58億34百万円）より損失額が減少したことから増益となりました。（上表「A」）

税引前当期純利益は43億59百万円（前期比97.9%増）となりました。有価証券・投資評価損益（純額）について、当連結会計年度・前連結会計年度ともに評価損の計上となりましたが、損失額が減少した結果、増益となりました。（上表「B」）

（当社は、米国会計基準を採用しており、当社及び連結子会社が保有する持分証券を公正価値で評価し、期初からの変動を「その他の収益・費用」で計上しております）

以上の結果、当社株主に帰属する当期純利益は34億72百万円となりました。また、当期の連結売上高営業利益率は3.6%、連結ROE（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）は1.6%となりました。なお、当該期間の為替換算レートは、1米ドル＝108.74円（前期110.91円）、1英ポンド＝138.24円（同145.68円）、1中国元＝15.78円（同16.72円）です。

オペレーティング・セグメントの経営成績を示すと次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2019年3月期		2020年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
売上高合計	194,201	100.0%	186,760	100.0%	△7,441	△3.8%
ワコール事業（国内）	113,400	58.4%	109,709	58.7%	△3,691	△3.3%
ワコール事業（海外）	53,100	27.3%	50,552	27.1%	△2,548	△4.8%
ピーチ・ジョン事業	10,491	5.4%	10,480	5.6%	△11	△0.1%
その他	17,210	8.9%	16,019	8.6%	△1,191	△6.9%

（単位：百万円）

	2019年3月期		2020年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
営業利益（△損失）	4,879	2.5%	6,632	3.6%	+1,753	+35.9%
ワコール事業（国内）	6,325	5.6%	5,782	5.3%	△543	△8.6%
ワコール事業（海外）	4,581	8.6%	1,493	3.0%	△3,088	△67.4%
ピーチ・ジョン事業	△5,859	—	△351	—	+5,508	—
その他	△168	—	△292	—	△124	—

（参考）主要子会社の売上高・営業利益（△損失）

（単位：百万円）

売上高	2019年3月期		2020年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
ワコール	102,356	52.7%	99,224	53.1%	△3,132	△3.1%
Ai	4,181	2.2%	3,597	1.9%	△584	△14.0%
ワコールインターナショナル(米国)	18,486	9.5%	19,194	10.3%	+708	+3.8%
ワコールヨーロッパ	14,106	7.3%	12,988	7.0%	△1,118	△7.9%
中国ワコール	11,617	6.0%	11,081	5.9%	△536	△4.6%
ピーチ・ジョン	10,491	5.4%	10,480	5.6%	△11	△0.1%
ルシアン	6,284	3.2%	5,760	3.1%	△524	△8.3%
七彩	9,414	4.8%	8,717	4.7%	△697	△7.4%

※外部売上高のみを記載しております。

(単位：百万円)

営業利益（△損失）	2019年3月期		2020年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
ワコール	5,099	5.0%	3,140	3.2%	△1,959	△38.4%
Ai	△321	—	△269	—	+52	—
ワコールインターナショナル(米国)	2,095	11.3%	401	2.1%	△1,694	△80.9%
ワコールヨーロッパ	1,407	10.0%	1,007	7.8%	△400	△28.4%
中国ワコール	913	7.9%	923	8.3%	+10	+1.1%
ピーチ・ジョン	△5,859	—	△351	—	+5,508	—
ルシアン	△375	—	△478	—	△103	—
七彩	282	3.0%	218	2.5%	△64	△22.7%

ワコール事業（国内）

当該セグメントの売上高は、前期に比べ3.3%の減少となりました。消費税増税前の駆け込み需要が寄与した上半期（4月～9月）は3.0%の増収でしたが、増税後の需要低迷の長期化に加え、感染症拡大による外出自粛等の影響を受けた下半期（10月～3月）は10.0%の減収となりました。営業利益は、ワコールの卸売事業の減収影響やリゾートウェアと下着の販売を行うAi（アイ）の営業損失などにより、8.6%の減少となりました。

<ワコール>

ワコールの売上高は、前期に比べ3.1%の減少となりました。量販店チャネルを中心に展開するウイングブランドは、定番アイテムが好調に推移したほか、ノンワイヤーブラ「シンクロブラ」への積極的なプロモーション活動も奏功し、前期を上回りましたが、ワコールブランドは、「ナイトアップブラ」など一部商品は伸長したものの、消費税増税後の需要低迷により百貨店などの主力チャネルでの販売が伸び悩んだことに加え、感染症拡大に伴う来店客数の減少などが影響し、前期を下回る結果となりました。また、ナイトウェア（パジャマ）やスポーツアパレルなどインナーウェア以外の商品についても、主力チャネルでの販売が低迷した結果、前期を大幅に下回りました。一方、小売事業は感染症拡大により3月度は苦戦したものの、増税後の需要減退を最小限にとどめる商品施策と120万人に到達したショップ会員に対するマーケティング活動が奏功し、前期を上回りました。また、自社ECの売上については、マーケティングオートメーションを活用した顧客とのコミュニケーション強化により、高い成長を維持しました。

営業利益は、前期に比べ38.4%の減少となりました。卸売事業・小売事業ともに売上利益率の改善は継続したものの、オムニチャネル戦略の構築に係るIT関連費用の増加に加え、卸売事業における3月度の急激な売上減少が大きく影響しました。

ワコール事業（海外）

邦貨換算後の当該セグメントの売上高は、円高による影響（△17億81百万円）に加え、受注減少に伴うタイの材料会社の売上不振、3月中旬以降の感染症拡大による欧米の急激な売上減少により、前期に比べて4.8%の減少となりました。営業利益は、「IO社」の買収影響によるワコールインターナショナル（米国）の減益に加え、タイの材料会社の有形固定資産の減損損失を7億69百万円計上したことから、前期に比べ67.4%の減少となりました。

<ワコールインターナショナル（米国）>

ワコールインターナショナル（米国）の現地通貨ベースの売上高は、新しく連結対象となった「IO社」の8月以降の売上高11.9百万ドル（約13億円）の取り込みが寄与したことから、前期に比べ5.9%の増加（邦貨換算ベースでは3.8%の増加）となりました。「Wacoal」や「b.tempt'd（ビーテンプティッド）」などのブランドを取り扱う米国ワコールは、自社・他社ともにECを通じた販売は好調に推移したものの、百貨店（実店舗）での販売が苦戦し、減収となりました。

現地通貨ベースの営業利益は、前期に比べ80.5%の減少（邦貨換算ベース80.9%の減少）となりました。セール販売比率の上昇に伴う売上利益率の低下並びに人件費や事務所の賃借料の増加によって米国ワコールが減益となったことに加え、「IO社」の営業損失11.5百万ドル（約12.5億円）の取り込みや、買収に係る一時的な費用計上が影響し、大幅な減益となりました。

<ワコールヨーロッパ>

ワコールヨーロッパの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ3.0%の減少（邦貨換算ベースでは7.9%の減少）となりました。英国は百貨店チャネルの低迷により苦戦したものの、北米やフランス、その他の欧州圏での売上が伸長し、第3四半期までは前期を上回って推移しました。しかしながら、感染症拡大の影響を受けた3月度の売上が低迷した結果、減収に転じました。

現地通貨ベースの営業利益は、ブランドの認知拡大に向けた宣伝活動の強化、自社ECサイトの刷新費用の計上、スペインの百貨店との取引開始に伴う人件費の増加などにより、前期に比べ24.6%の減少（邦貨換算ベースでは28.4%の減少）となりました。

<中国ワコール>

中国ワコールの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ1.1%の増加となりましたが、円高の影響により、邦貨換算ベースでは4.6%の減少となりました。「Wacoal」ブランドで実需期の販売プロモーションを積極的に展開したほか、新たな顧客層の開拓を目的に日本の「AMPHI」ブランドの販売を開始するなど、ECモール事業者との連携強化により、ECでの高い成長を維持しました。なお、中国ワコールは12月期決算のため、当期業績に対する感染症拡大の影響はありません。

現地通貨ベースの営業利益は、7.1%の増加（邦貨換算ベースでは1.1%の増加）となりました。広告宣伝費の増加や倉庫移転に伴う一時的な費用の計上はありましたが、利益率の低いブランドの売上構成比率の低下による売上利益率の改善や、不採算店舗からの撤退に伴う人件費や賃借料の削減が寄与し、増益となりました。

ピーチ・ジョン事業

当該セグメントの売上高は、前期並みとなりました。事業効率の改善を目的にカタログ発刊を休止した影響から通販事業は減収となりましたが、不採算店の一部撤退を実施した国内の店舗事業については、定番商品が堅調に推移したことに加え、セール販売が好調に推移したこともあり、増収となりました。

営業損益は、営業損失3億51百万円（前期は58億59百万円の営業損失）となりました。国内は、売上利益率の改善に加えて販管費の削減などが寄与し、営業黒字となりました。しかしながら、中国事業の営業損失に加え、無形固定資産（商標権）の減損損失（1億91百万円）を計上したことから、営業損失となりました。

その他

当該セグメントの売上高は、前期に比べ6.9%の減少、営業損益は、営業損失2億92百万円（前期は1億68百万円の営業損失）となりました。

<ルシアン>

ルシアンは、量販店や専門店向けのプライベートブランド商品の販売が前期を上回ったものの、素材事業の減収影響により、前期に比べ8.3%の減少となりました。営業損益は、アパレル事業等の撤退に伴う一時的な費用を計上したことから、営業損失となりました。

<七彩>

七彩の売上高は、前期にあった百貨店などの大型改装工事の反動により、前期に比べ7.4%の減少となりました。営業利益は、減収の影響により、前期に比べ22.7%の減少となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比し22億28百万円減少し、279億5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純利益29億68百万円に減価償却費や繰延税金などによる調整を加えた金額に対して、資産及び負債の増減などによる調整を行った結果、133億25百万円の収入（前期に比し2億95百万円の収入減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、新規子会社の取得（取得した現金との純額）や有形及び無形固定資産の取得による支出などがあったものの、持分証券の売却及び償還収入や定期預金の減少などにより、25億69百万円の収入（前期は24億74百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少や自己株式の取得、配当金の支払などにより、174億71百万円の支出（前期に比し65億99百万円の支出増）となりました。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、ピーチ・ジョン事業については、すべて販売会社のため該当事項はありません。また、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ワコール事業（国内）	42,178	98.5
ワコール事業（海外）	14,959	88.7
合計	57,137	95.7

（注） 生産実績の金額は製造原価によっております。また、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

その他のうち㈱七彩の一般住宅及び店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。

当連結会計年度におけるその他の受注実績を示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高(百万円)	前年同期比（％）
その他	5,924	95.0	268	64.1

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ワコール事業（国内）	109,709	96.7
ワコール事業（海外）	50,552	95.2
ピーチ・ジョン事業	10,480	99.9
その他	16,019	93.1
合計	186,760	96.2

（注） 1. 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日）を初年度とする新しい中期経営計画をスタートさせ、「現実を直視し、将来需要を見極めた上で、果敢に改革を行い、成長にこだわる」という基本方針に沿って、各種施策を遂行してきました。成長軌道への回帰と収益性改善を目指す㈱ワコールでは、3DボディスキャナーやAI（人工知能）を活用した接客システムを6店舗に導入するなど、イノベーションによるCX（顧客体験）の向上に取り組むとともに、リアル店舗とECの連携・融合に向けて顧客データベースをより効率的に活用できる環境の整備を進めました。海外事業では、課題として掲げるECでの成長機会の創出と競争力の強化に向けた取り組みを推進し、その一環として「LIVELY（ライブリー）」のブランド名称で女性用インナーウェア等の商品企画と小売販売を行っている米国の Intimates Online, Inc.（以下「IO社」）の発行済株式のすべてを2019年7月末に取得し、完全子会社化しました。

これらの諸施策を進めたものの、国内において2019年10月に実施された消費税増税後の個人消費が停滞したことに加え、第4四半期連結会計期間に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による世界規模での影響を受け、当社グループの経営環境は極めて厳しい状況となりました。

中期経営計画期間の初年度となる当連結会計年度の経営成果と課題に関する認識は次のとおりです。

ワコール事業（国内）における経営成果は、小売事業・WEB事業において、会員データを効率的に運用できる仕組みを構築したことにより、安定成長を実現できたことです。一方、主力事業である卸売事業の直近2年間の平均成長率はマイナス4%となり、他事業の成長ではカバーできない状況が続いております。卸売事業については、3D計測機などを活用した新しい接客システムを導入した他、顧客データの整備を進めましたが、運用面に課題を残しております。さらに、売上の低下の一方で、固定費率が高止まっている状態にあるため、経費コントロールの実行は喫緊の課題であると認識しております。

ワコール事業（海外）における経営成果は、ミレニアル世代の新しい顧客獲得に向けて「LIVELY」ブランドを展開するIO社を買収し、ブランド・ポートフォリオを拡充したことです。また、中核の課題として掲げるEC事業については、各国で力強く成長することができました。課題は、欧米を中心に低迷が続く実店舗ビジネスへの対応です。ECの成長スピードを高め、実店舗のマイナスをカバーできるようにしていくことが求められます。他方、受注減少が続くタイの材料会社においては、生産の安定化と新製品の開発力の向上が欠かせない課題と認識しております。

ピーチ・ジョン事業、その他における経営成果は、事業構造の効率化に向けて、ピーチ・ジョンでは不採算店舗の閉店やカタログ発刊の休止を実行したほか、ルシアンにおいて不採算事業からの撤退を判断したことです。課題については、いずれのセグメントともに営業損失を計上したことに他なりません。収益性の改善に向けた施策を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する認識、及び今後の方針は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響についての認識は、「当社グループの経営にとって、感染症の影響は極めて高く、悪影響を与える」ということです。感染症の拡大に伴う店舗の営業停止や外出制限ないし自粛要請などの措置は徐々に解除となり、さまざまな国や地域の経済活動が元に戻りつつあり、明るい兆しは見え始めてはいますが、ショッピングを楽しめる日々に戻るには、相応の時間が掛かると考えております。また、雇用や所得環境の悪化による個人消費の低迷への懸念もあり、万が一、再び感染症の拡大が起きれば、消費活動はさらに低迷する恐れがあります。

また、感染症による影響として、最も大きいことは、「流通チャネル」や「消費価値」、「購買行動」の急速な変化です。デジタル変革の推進や、消費者発想型のビジネス重視など、進むべき大きな方向性には変わりはありませんが、消費者の価値観や流通の変化については、冷静に見極めていきます。

次に、再成長に向けて定めた方針についてご説明いたします。時間軸で、3つの方針を定めております。

基本方針について

すべての基本方針は、「お客さま・従業員・お取引先の健康・安全を最優先として対応すること」です。私たちは、お客さまと非常に近い距離でフィッティングなどのサービスを展開してきましたが、このようなサービスの維持と、従業員・お客さまの健康・安全の配慮やバランスは重要課題です。

短期的な方針について

第一に、「事業領域全般にわたり、これまでの施策や支出計画の大胆な見直しを実行すること」を掲げております。従来の事業活動をゼロベースで見直し、広告宣伝費などの経費削減、一歩踏み込んだ働き方改革の推進、出張削減に努めるほか、新規投資の実施時期についても見直しを実施します。

次に、感染症の長期化に備えて「手元流動性の強化に努めること」を掲げており、すでに金融機関からの借入枠を拡大し、グループ各社の手元流動性の確保に動いております。また感染症による販売不振に伴って、一時的に在庫は過剰になることを想定しておりますが、秋冬物商品や次の春夏物商品の生産調整をすべての子会社で実施することで、在庫水準を2020年3月期末水準まで低下させる計画です。

中長期的な方針について

ここ数年の売上の低下に伴って、当社グループの経費水準は、非常に高い地点まで上昇しており、当連結会計年度では50%を超過しております。コストストラクチャー構造の見直しは喫緊の課題であり、事業にあったコスト構造の在り方について点検します。同時に、すべての事業で将来需要を見極め、「きっぱりやめること」、「未来に向けて新たに始めること」、「続けるが軌道修正すること」を明確にしております。

次に、成長に向けた取り組みとして、国内外ともにデジタル・トランスフォーメーションの取り組みを加速させ、顧客とのつながりを深めるとともに、事業運営の効率化に努めます。国内においては、「深く、広く、長く」をキーワードに取り組みを進める「オムニチャネル戦略」を継続して強化します。購買行動の変化を丁寧に見極め、軌道修正は適宜行いますが、デジタル変革は成長に向けて欠かせないものと認識しております。リアル店舗とECの連携や融合の推進、顧客データベースの効率的な運用方法の確立、新しい生活様式への対応に向けた3D計測機やAIなどの接客システム運用の軌道修正など、顧客の変化に対応したサービスや価値提供を行い、再成長を実現し

ます。また、海外においても、国内同様、「顧客体験型」の発想に基づいて、各事業を徹底的に点検するとともに、EC事業の強化に努めてまいります。

さらに「お客さまとのタッチポイントの見直しと再整備」を実行します。国内では、低迷が続く百貨店のビジネスモデル転換を見据えた対応の検討を行います。卸売ビジネスから、自主運営型ビジネス、いわゆる定借ビジネスへの切り替えも選択肢の1つではありますが、重視していることは、効率的な人員配置や店舗損益の管理手法も含めて、「収益重視の店舗運営体制」を構築することです。

中長期的な方針の最後の項目は、『「新しい生活様式」で顧客が待ち望む、商品やサービスの開発』『新たな接客や販売スタイルへの対応力強化』です。顧客の価値観が変化するとともに、流通チャネルも大きく変わる可能性があります。また、所得の低下により、価格の受容性が一段下がる可能性も否めません。各国で展開するブランド・ポートフォリオをもう一度点検し、新しい価値観に応じたウェイトの組み換えを実行してまいります。また、密接した接客スタイルに変わる新しい接客方法の検討やテストマーケティングを実施します。パンデミックの経験を通して、世界中の女性の「美しい」という価値判断がどこに向かうのか、注意して見守り、冷静に方向性を判断します。

財務戦略による資本効率の向上、株主還元への取り組みに関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

当連結会計年度を初年度とする新しい中期経営計画においては、最終年度となる2022年3月期末の株主資本を2,000億円ー2,100億円に低減すると同時に、ROEの水準を6%以上に高める目標としております。当連結会計年度は、消費税増税による個人消費の停滞の長期化、並びに新型コロナウイルス感染症の拡大影響によって売上が低迷したことに加え、ECでの成長機会の創出と競争力の強化を目的に買収した米国のIO社の営業損失を取り込んだほか、有価証券・投資評価損益において評価損を38億円計上したことが影響し、当社株主に帰属する当期純利益は34.7億円となり、ROEは1.6%と前連結会計年度に続いて低い結果となりました。なお、のれん及びその他の無形固定資産の減損損失や有価証券・投資評価損益を考慮しない実質的な当期純利益は、およそ31億円の減少となりました。企業体としての「収益力」が急速に低下していることは事実であり、収益性の回復は重要な課題として認識しております。

当社は、株主の皆さまへの利益配分に関して、収益力向上のための積極的な投資によって企業価値を高め、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としております。内部留保金については、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと考えております。また、自己株式の取得についても、フリー・キャッシュ・フローレベルや市場環境を勘案しながら機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆さまへの還元を図ります。

当連結会計年度は、国内におけるオムニチャネルサービスの基盤となるIT整備をはじめ、米国のEC強化に向けてIO社の買収を実行するなど、将来の成長に向けた投資を積極的行いました。他方、株主の皆さまへの還元については、配当支払額49億円、自己株式の取得77億円、合わせて126億円とさせていただきました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、4月末を期限に予定していました自社株買いの取得を中止いたしました。総還元性向については年間で100%以上を維持しております。

なお、現時点で資本政策や株主還元の基本方針について変更はありませんが、この先、感染症拡大の影響により、業績や資金需要の動向を見極め、必要な場合は基本方針の見直しも検討してまいります。

②資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金の流動性は、主に営業活動による純現金収入によります。営業活動による純現金収入により、外部からの多額の借入や、その他の資金調達手段に頼らずに、大部分の運転資金の確保や設備投資、配当金の支払が可能となっております。ただし、金融機関に借入枠は設けており、2020年3月31日現在の借入枠の合計は322億59百万円、借入枠を設けている借入金の残高は34億49百万円となっており、主な残高の内訳としてはWACOAL EUROPE LTD. が9億85百万円、ワコールサービス㈱が23億79百万円、㈱七彩が85百万円となっております。

これらの借入枠の期限は、ほとんどが自動的に更新されるものであり、現状更新を妨げるような事象は発生していないと考えております。仮にいずれかの子会社において借入が不可能になったとしても、グループの各社から資金を供給することが可能であると考えております。また、資金需要について大きな季節変動はありません。

また、子会社からの親会社への配当に係る規制は特に無いと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症は、当社グループの事業活動にも影響を与えており、営業活動による純現金収入が短期的に大きく減少することが考えられます。そのため、当社は2020年4月以降に新たに金融機関に追加の借入枠を設け、手元資金を確保しております。予定していた営業活動による資金支出については、ゼロベースで見直すことで削減するとともに、投資についても実施時期の見直し等を図ることで、資金の流動性を確保していきます。

a. 設備投資

「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」に記載しております。

b. キャッシュ・フロー

「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計基準に準拠して作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、当社グループは重要な見積りや仮定を行う必要があります。会計方針の適用にあたり、特に重要な判断を要する項目は以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もありますが、現時点において入手可能な情報を基に検証等を行っております。新型コロナウイルス感染症による見積りへの影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記 1 連結会計方針 E 見積りの使用」に記載しております。

a. 収益認識

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。

b. 貸倒引当金

当社グループは、売掛債権等について貸し倒れの可能性を予測する必要があります。これらの債権の回収可能性を検討するにあたっては、各相手先の業績、債権残高、財政状況等を考慮して個別に信用リスクを判断する等、重要な判断が必要であります。相手先の財政状態が悪化した場合は貸倒引当金を積み増すことがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

c. たな卸資産の評価損

当社グループは、原材料については先入先出法による低価法で、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で評価しております。たな卸資産の実現可能価額は、通常の事業活動による見積り販売価額から見積り直接販売費用を控除して算出されます。たな卸資産の評価は、たな卸資産が低価法に基づき正しく評価されているかどうかを確認するため、定期的を実施されております。当社グループは、必要と判断された場合、たな卸資産の簿価と実現可能価額との差額をたな卸資産の評価損として計上しております。見積り販売価額や見積り直接販売費用、マークダウン率やたな卸資産の分類等は過去の状況や将来の消化予想、その他の要素を加味して算出しております。また、将来破棄するたな卸資産についても考慮しております。当社グループのたな卸資産の評価は適正であると判断しておりますが、市況や消費者ニーズが当社グループの計画と大きく乖離する場合、評価損の金額は増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

d. 繰延税金資産

当社グループは、現在、一定期間における回収可能性に基づき相当額の繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計上は、予測される将来における課税所得の達成の可否により影響を受けます。将来の課税所得の見積りにあたっては、過去の業績やタックス・プランニング等も考慮しております。当社グループの将来の収益性に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受けます。これらの状況に変化があった場合、繰延税金資産計上額に対して金額的に重要な評価性引当金を計上する可能性があります。繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、回収不能と見込まれる金額に対して評価性引当金が計上され、損益に悪影響を与える可能性があります。

e. 有価証券・投資の評価損

有価証券・投資のうち負債証券については、公正価値が帳簿価額を下回り、かつ、公正価値の低下が一時的でないと判断される場合は、評価損が計上されます。当社グループは、負債証券の公正価値の下落が一時的であるかどうかを、下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、又は公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思、などを含めた基準により四半期毎に判断しております。

また、持分証券については、公正価値により測定し、未実現の保有損益は純損益に計上しております。

当社グループは、評価損を判断する基準は合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、有価証券・投資の評価額に影響を受ける可能性があります。

なお、2020年3月31日現在、当社グループが保有する負債証券のいくつかの銘柄については未実現損失が発生しております。これらの銘柄については、下落期間や入手可能な発行体の業績等をもとに一時的な下落であると判断し、評価損は計上しておりません。

2020年3月31日現在、重要な影響を与える未実現損失は発生しておりません。

f. 長期性資産の減損

当社グループが保有する長期性資産については、帳簿価額の回収ができないという兆候を示す事象や状況の変化が生じた場合には、将来の予想キャッシュ・フローに基づき減損の判定を実施し、減損が生じたと判断した場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を超える金額を減損損失として計上しております。

2020年3月期において、固定資産の減損の判定をした結果、公正価値が帳簿価額を下回っていると判断されたため、A Tech社の建物、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品をそれぞれ減損しております。この結果生じた減損損失769百万円については、2020年3月期のワコール事業（海外）の営業費用に含めております。

g. のれん及びその他の無形固定資産の減損

耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、又は事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化、リスク調整後割引率の変動等、減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っており、報告単位の公正価値の評価にあたっては、独立した外部の評価機関を利用しております。のれんやその他の無形固定資産を含む報告単位の公正価値を評価し、公正価値が報告単位の帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その下回る額について減損損失として計上することになります。のれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回復可能性がないと判断された場合、のれんの公正価値の決定において、評価機関は観察不能なインプットを含む現在価値法を採用しております。商標権の公正価値の決定においては、評価機関は観察不能なインプットを含むロイヤルティ免除法を採用しております。

2020年3月31日時点における評価の結果、のれん、商標権及びソフトウェアの減損をそれぞれ217百万円、191百万円及び65百万円認識しております。

h. 退職金及び退職年金

当社グループは従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、(株)ワコール及び一部の子会社は確定給付企業年金制度を採用しております。前払年金費用、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。当社グループは、使用した数理計算上の仮定は妥当なものとして判断しておりますが、仮定自体の変更により、前払年金費用、退職給付に係る負債及び退職給付費用に悪影響を与える可能性があります。

当社グループは、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。具体的には割引率は2020年3月31日時点における、国債のうち満期までの期間が予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。当連結会計年度末における割引率は0.5%であります。

当社グループは、過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより長期期待運用収益率を設定しております。かかる長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益の加重平均に基づいております。前連結会計年度及び当連結会計年度末における、年金資産の長期運用利回りは、ともに2.5%であります。長期期待運用収益率は持分証券26.0%、負債証券54.0%、生保一般勘定18.0%及び短期資金2.0%の資産構成を前提として算定しております。

これらの基礎率は退職給付債務及び費用に重要な影響を及ぼします。割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の連結財務諸表への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への影響額	退職給付債務への影響額
割引率：0.5%減少	274百万円の増加	2,008百万円の増加
割引率：0.5%増加	228百万円の減少	1,826百万円の減少
長期期待運用収益率：0.5%減少	140百万円の増加	—
長期期待運用収益率：0.5%増加	142百万円の減少	—

その他の年金制度は、退職一時金の支給か一定の条件での年金支給のどちらかとなりますが、従業員が定年に達する前に退職する場合は、通常、一括で支給されます。

i. 新会計基準

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記 1 連結会計方針 F 会計処理基準 (16) 新会計基準」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年7月30日開催の取締役会において、当社の子会社である㈱ワコールの米国子会社であるWacoal International Corp.（以下、WIC社）を通じて、米国の女性用インナーウェア企画販売会社Intimates Online, Inc.（以下、IO社）の株主と株式譲渡契約書を締結することを決議し、WIC社は、同日付（米国時間）で株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表に関する注記 2 主な科目の内訳及び内容の説明 E 企業結合」に記載しております。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、人体と衣服の調和を実現し、よりよい製品づくりを支えるため、人間科学研究所を中心として研究開発に取り組んでおります。

当社グループは、1964年以降日本人女性の体型を正確に把握するため、女性の体型調査を継続して実施してきました。シルエット分析システムの開発や三次元計測システムの導入、更により高度な人間の感覚計測にも取り組み、人間の形態・生理・心理の三側面からの研究開発を行っております。研究成果として、1995年～1998年に通産省（現経済産業省）プロジェクトへの参加を通じて、感覚生理研究を強化充実し、「加圧生理」、「温熱生理」、「皮膚生理」面での基礎研究をもとにして、着心地が良いだけでなく生理的にも効果のある新製品の開発を行ってきました。2005年には、日常歩行をエクササイズ歩行に変え、健康で美しいからだづくりをサポートする画期的なスタイルサイエンス商品を開発し、世の中に新しい商品市場を開拓しました。また、2010年には同一人物の20代から50代に至る体型変化を分析し、加齢によるからだの変化（エイジング）の原則を発表し、エイジングに対応した新製品開発を強化するとともに、加齢による体型変化の小さい人の生活習慣をヒントにした新機能製品の開発に取り組んでおります。

現在、人間科学研究所では、導入世代を含む若年層、シニア世代を中心に顧客の体型・ニーズの調査分析結果に基づいた研究・開発を推進しております。

当連結会計年度は、オムニチャネル戦略のためのサイズ計測技術の研究開発や、生活シーンとバストの動きの研究から重力からバストを守る「重力によるバストの動きと皮膚研究」を発表すると同時に、無重力状態に近い状態をキープすることでバストケアできるブラを発売し、ボディケア領域の商品群の充実を図りました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費に508百万円計上しました。

なお、当社グループの研究開発活動は、主にレディスインナーウェア等の基礎研究から商品開発に及ぶさまざまな研究を行っており、特定のセグメントに関連付けることが困難であるため、セグメントごとに記載しておりません。

今後も、「生命美あふれる女性たちの支援産業の実現」を推進していくため、“美”“快適”“健康”の3領域を基軸に、顧客満足及び企業価値の増大に貢献し得る研究開発の充実を図り、商品力の強化とお客様に納得と満足を感じていただける新製品や新サービスの開発に邁進する所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、6,981百万円であります。主な内容は、子会社における情報システム投資及び所有不動産の設備維持補修工事等に関するものであります。

ワコール事業（国内）については4,619百万円、ワコール事業（海外）については2,106百万円、ピーチ・ジョン事業については129百万円、その他については127百万円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
本社 (京都市南区) 他	ワコール事業 (国内)	管理業務設備他	18,558	1,207	18,342 (266,637)	38,108	94 [-]

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	48	229	—	277	2,158 [120]
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	22	31	—	54	1,495 [69]
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業 (国内)	営業設備	55	33	—	89	— [-]
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業 (国内)	商品管理設備	16	64	—	80	343 [-]
九州ワコール製造㈱ 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業 (国内)	生産設備	0	64	—	64	322 [-]
㈱トリカ (鳥取県西伯郡南部町) 他3工場	ワコール事業 (国内)	生産設備	389	68	180 (40,840)	637	155 [49]
㈱七彩 大阪商品センター (大阪市淀川区)	その他	生産設備	172	6	150 (2,790)	328	26 [-]

(3) 海外子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニューヨーク州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 商品管理設備	914	231	263 (32,300)	1,407	193 [-]
WACOAL DOMINICANA CORP. (ドミニカ共和国 サントドミンゴ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	591	288	88 (24,459)	967	2,187 [-]
WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD. (シンガポール)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	11	12	189 (235)	212	52 [16]
WACOAL HONG KONG CO., LTD. (香港)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	311	—	—	311	145 [26]
華歌爾（中国）時装有限公司 (中国 北京市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	221	21	— (-) [11,871]	242	458 [-]
廣東華歌爾時装有限公司 (中国 広州市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	69	106	— (-) [11,224]	175	420 [-]
VIETNAM WACOAL CORP. (ベトナム ビエンホア市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	85	166	— (-) [25,195]	251	1,865 [1]
大連華歌爾時装有限公司 (中国 大連市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	207	231	— (-) [27,543]	439	617 [13]
A TECH TEXTILE CO., LTD. (タイ ガビンブリ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	109	324	249 (58,481)	682	322 [-]

- (注) 1 帳簿価額には消費税等は含みません。
2 賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。
3 現在休止中の主要な設備はありません。
4 上記(2)の一部国内子会社の建物及び土地は、当社から賃借しております。建物及び土地の簿価は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	オペレーティング・ セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）	
			建物及び構築物	土地 (㎡)
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業（国内）	管理業務設備	11,027	1,885 (11,208)
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業（国内）	管理業務設備	1,175	1,945 (1,471)
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業（国内）	営業設備	1,020	3,972 (1,739)
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業（国内）	商品管理設備	1,612	1,419 (38,923)
九州ワコール製造㈱ 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業（国内）	生産設備	195	52 (19,369)

- 5 従業員数は、[] 内に年間の平均臨時従業員数を外書きで記載しております。

6 上記の他の連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 国内子会社

事業所名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
(株)ピーチ・ジョン本社 (東京都港区)	ピーチ・ジョン事業	管理業務設備	1,554	—	104

(2) 海外子会社

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニューヨーク州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	4,772	—	328
PHILIPPINE WACOAL CORP. (フィリピン マニラ市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	926	—	14

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
ワコール 流通(株) 守山流通 センター	滋賀県 守山市	ワコール事業 (国内)	商品管理設備	4,290	—	自己資金 及び借入金	2020. 7	2022. 1

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2020年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,589,042	65,589,042	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は100株であり ます。
計	68,589,042	65,589,042	—	—

(注) 2020年5月15日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、2020年5月25日付で自己株式3,000,000株の消却を実施しております。これにより、発行済株式総数は、65,589,042株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

(第1・2回新株予約権)

決議年月日	2008年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	19（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2008年9月2日 至 2028年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,275	資本組入額 1,138
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、500株である。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 5 年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記(注) 4 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2027年 9 月 1 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2027年 9 月 2 日から2028年 9 月 1 日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第3・4回新株予約権）

決議年月日	2009年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	20（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2009年9月2日 至 2029年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,169	資本組入額 1,085
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2028年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2028年9月2日から2029年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第5・6回新株予約権）

決議年月日	2010年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 3
新株予約権の数（個）※	21（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2010年9月2日 至 2030年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,163	資本組入額 1,082
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2029年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2029年9月2日から2030年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第7・8回新株予約権）

決議年月日	2011年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	31（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2011年9月2日 至 2031年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,757 879
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2030年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2030年9月2日から2031年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第9・10回新株予約権）

決議年月日	2012年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	36（注）1	3（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,000（注）2	普通株式 1,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年9月4日 至 2032年9月3日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,599 800
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2031年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2031年9月2日から2032年9月3日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第11・12回新株予約権）

決議年月日	2013年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	39（注）1	13（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 19,500（注）2	普通株式 6,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年9月3日 至 2033年9月2日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,837 919
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2032年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年9月2日から2033年9月2日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第13・14回新株予約権）

決議年月日	2014年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	39（注）1	14（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 19,500（注）2	普通株式 7,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年9月2日 至 2034年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,875 938
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2033年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年9月2日から2034年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第15・16回新株予約権）

決議年月日	2015年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	37（注）1	10（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,500（注）2	普通株式 5,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月2日 至 2035年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,839	資本組入額 1,420
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2034年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年9月2日から2035年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第17・18回新株予約権）

決議年月日	2016年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	43（注）1	26（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 21,500（注）2	普通株式 13,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年9月2日 至 2036年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	2,089 1,045
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2035年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年9月2日から2036年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第19・20回新株予約権）

決議年月日	2017年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 7
新株予約権の数（個）※	28（注）1	18（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 14,000（注）2	普通株式 9,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年9月2日 至 2037年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,919	資本組入額 1,460
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2036年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年9月2日から2037年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する

（第21・22回新株予約権）

決議年月日	2018年7月20日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	147（注）1	62（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 14,700（注）2	普通株式 6,200（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月18日 至 2038年8月17日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,006	資本組入額 1,503
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2037年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年8月18日から2038年8月17日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第23・24回新株予約権）

決議年月日	2019年6月27日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	172（注）1	113（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,200（注）2	普通株式 11,300（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月23日 至 2039年7月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,517	資本組入額 1,259
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2038年7月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月23日から2039年7月22日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注) 1	△71,689	71,689	—	13,260	—	29,294
2018年5月25日 (注) 2	△1,000	70,689	—	13,260	—	29,294
2019年5月24日 (注) 2	△2,100	68,589	—	13,260	—	29,294

(注) 1. 株式併合(2:1)によるものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

3. 2020年5月15日開催の取締役会決議により、2020年5月25日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が3,000,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	57	27	191	240	11	12, 262	12, 788	－
所有株式数 （単元）	－	293, 655	6, 187	121, 115	100, 515	54	163, 005	684, 531	135, 942
所有株式数の 割合（％）	－	42. 90	0. 90	17. 69	14. 68	0. 01	23. 82	100	－

(注) 1. 自己株式6,186,410株のうち61,864単元は「個人その他」の欄に、単元未満株式10株は「単元未満株式の状況」の欄に含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,447	5.52
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,195	5.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,081	4.94
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	3,050	4.89
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	2,352	3.77
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	1,836	2.94
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	1,775	2.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,525	2.44
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	1,366	2.19
旭化成株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	1,241	1.99
計	—————	22,869	36.65

(注) 1. 上記のほか、自己株式が6,186千株あります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数は、すべて各行の信託業務に係るものであります。

3. 2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,295	4.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,167	4.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	187	0.26
計		6,649	9.28

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 6,186,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 62,266,700	622,667	同上
単元未満株式	普通株式 135,942	—	同上
発行済株式総数	68,589,042	—	—
総株主の議決権	—	622,667	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	6,186,400	—	6,186,400	9.02
計	—	6,186,400	—	6,186,400	9.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155号第3号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2019年5月15日) での決議状況 (取得期間 2019年5月16日～2019年12月31日)	1,900,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,828,000	4,999,832,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	72,000	167,800
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	3.8	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	3.8	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年1月31日) での決議状況 (取得期間 2020年2月3日～2020年4月30日)	2,000,000	6,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	969,500	2,743,744,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,030,500	3,256,255,300
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	51.5	54.3
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	51.5	54.3

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	554	1,524,333
当期間における取得自己株式	30	64,680

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	2,100,000	5,934,652,279	3,000,000	8,404,303,715
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	35	97,545	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	22,500	63,041,000	—	—
保有自己株式数	6,186,410	—	3,186,440	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取り及び買増し請求による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、これらの配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金を1株当たり20円 (記念配当4円含む) としております。これにより、中間配当金 (1株当たり40円) と合わせて年間配当金は1株当たり60円となります。

内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆様への還元を図らせていただきたいと考えております。また、自己株式の取得についても、フリー・キャッシュ・フローレベルや市場環境を勘案しながら機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆様への還元を図ってまいります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月31日 取締役会決議	2,560	40.00
2020年5月15日 取締役会決議	1,248	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くため、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、持株会社として、グループ会社におけるコーポレート・ガバナンスの確保のため、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、客観的な観点による監督と経営判断を行うため、3名の社外取締役を含む8名（うち女性1名）にて構成しており、監督機能の強化と意思決定の向上を図っております。また、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図っております。

取締役会による監督機能に加え、監査役会は、3名の社外監査役を含む5名にて構成しており、経営に対する監視・監督機能の強化を図っております。

なお、社外取締役3名と、社外監査役3名の計6名を独立役員として指定しております。

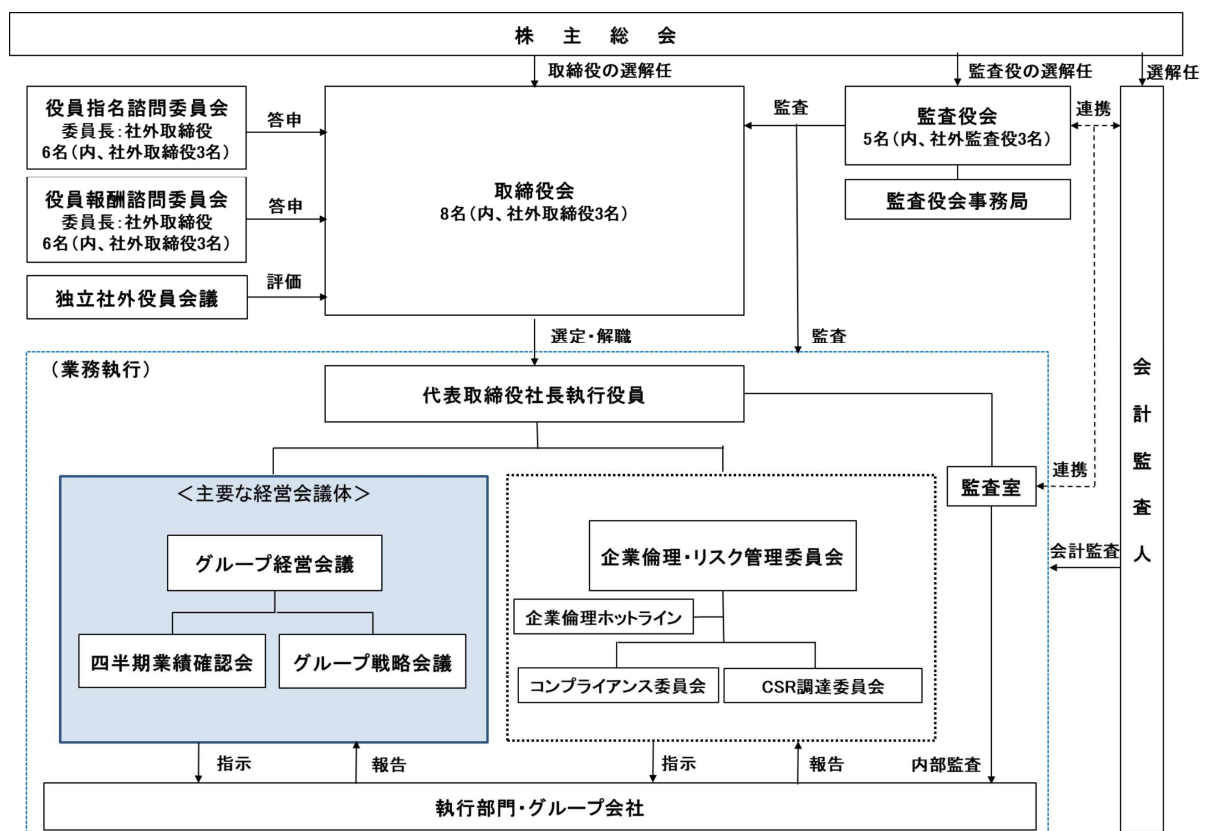
当社は、持株会社として、次の業務執行、監査・監督の体制によりグループ統制を図っております。

- ・取締役会は、取締役会規則に基づき、定例取締役会を毎月開催し、加えて必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。また、取締役及び主要な経営メンバーで構成するグループ経営会議を設置し、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、並びに取締役会での審議事項の事前審査を行っております。
- ・監査役会は、監査役会規則に基づき、定例取締役会に連動する形で毎月開催し、加えて必要に応じて臨時監査役会を臨時開催し、監査報告の作成及び監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行っております。
- ・取締役に対する指名・昇格・報酬については、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占めるメンバーで構成する「役員指名諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」を設置して検討し、決議事項を取締役に答申しております。前者は1月の取締役会開催日の開催を原則とし、後者は4月、7月、2月の取締役会開催日の開催を原則とし、各委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を行っております。
- ・独立役員を中心としたメンバーで構成する独立社外役員会議では、取締役会に関する意見交換を通じて、取締役会の評価を実施しております。また、その内容を取締役に答申後、コーポレートガバナンス報告書で情報を開示しております。
- ・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しております。

機関毎の構成員は以下のとおりであります。（◎：議長又は委員長、○：メンバー、☆：統括責任者）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	役員指名 諮問委員会	役員報酬 諮問委員会	独立社外 役員会議	グループ 経営会議	企業倫理・リス ク管理委員会
代表取締役会長	塚本 能交	○					○	
代表取締役 社長執行役員	安原 弘展	◎		○			○	☆
取締役 副社長執行役員	山口 雅史	○		○	○	◎	◎	◎
取締役 副社長執行役員	伊東 知康	○					○	○
取締役 常務執行役員	宮城 晃	○		○	○	○	○	○
社外取締役	黛 まどか	○		○	○	○		
社外取締役	齋藤 茂	○		○	○	○		
社外取締役	岩井 恒彦	○		◎	◎	○		
常勤監査役	廣島 清隆	○	◎			○		
常勤監査役	北川 真一	○	○			○		
社外監査役	白井 弘	○	○			○		
社外監査役	浜本 光浩	○	○			○		
社外監査役	島田 稔	○	○			○		
	その他				○	○	○	○

企業統治の体制の概要を図で示すと以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用している理由

当社は、各事業に精通した社内取締役と多様なキャリアを有する社外取締役で構成する取締役会と社外監査役を含む監査役会によるガバナンス体制を採用しております。当社は、このガバナンス体制が持株会社としてグループ会社各社における業務執行の監督・監査を実施し、より良質な経営を実現・維持するために有効であると考えております。以上が、現状のガバナンス体制を採用している理由であります。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況については以下のとおりであり、当社取締役会でその内容を決議しております。

＜業務の適正を確保するための体制＞

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・ 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・ コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理およびリスク管理の対応を行います。
- ・ ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部および外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・ 当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・ 取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとし、以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。

株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書

- ・ 前記に定める文書の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりありますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役又は監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・ ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・ リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・ 企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告します。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1／3以上は独立社外取締役とします。
- ・ 取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・ ワコールグループ各社の業績は、月次単位で把握し取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会、グループ戦略会議を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討した上で必要に応じて目標の見直しを行います。
- ・ グループの主要な会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・ グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・ 監査室は、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の業務監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。

- ・ 外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。
- (監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項)
- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
 - ・ 監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。
- (取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)
- ・ ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
 - ・ ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けません。
 - ・ ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
 - グループ経営会議に付議された事項
 - 月次、四半期のグループ経営状況
 - 業務監査結果
 - 内部通報制度への通報の状況
 - 上記の他重要な事項
- (その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)
- ・ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、監査の透明性・中立性を高めます。
 - ・ 監査役は、監査室所属の使用人に対して、その職務に必要な事項を要求することができます。また、監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
 - ・ 監査役は、取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
 - ・ 監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
 - ・ 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

＜「業務の適正を確保するための体制」運用状況の概要＞

- (取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)
- ・ コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しています。
 - ・ 法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やeラーニング等を継続して実施しています。また、海外グループ会社に対する啓発活動や外部機関による法令遵守ヘルスチェック、外部企業倫理ホットラインの拡大といった内部通報制度の充実に順次取り組んでいます。
- (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)
- ・ 「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。
- (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
- ・ 企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しています。
 - ・ 2018年4月より、企業倫理・リスク管理委員会傘下にCSR調達委員会を設置し、グループの調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ワコールグループCSR調達ガイドライン」の仕入先様の遵守状況について、仕入先様の自己評価によるモニタリングに始まり、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという、一連のサイクルを機能させる取り組みを開始し、継続して対象範囲を拡大しながら進めています。
- (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
- ・ 取締役8名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。また2015年4月に「役員の選任基準」「社外役員の独立性基準」を定めました。
 - ・ 2021年3月期のワコールグループ経営方針について検討・立案しました。
 - ・ 四半期業績確認会、グループ戦略会議を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行っています。
 - ・ 2020年2月の取締役会において、グループとしての経営執行力を一層高めることを目的として、2020年4月1日より当社に執行役員制度を導入することを決議しました。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
- ・ 監査室は、年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

(監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制)

- ・ 監査室は、監査役の求めに応じて適宜その職務の補助を行っています。なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されていません。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- ・ 監査役は、主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また業務監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)

- ・ 監査役5名のうち3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めています。
- ・ 会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しています。
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役へのヒアリング、国内外子会社往査などを行っています。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けています。
- ・ 監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しています。

b. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

c. 取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議が必要な場合の定足数の確保をより確実にするためのものであります。

f. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元ができることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	塚本能交	1948年1月29日	1972年4月 当社入社 1977年11月 取締役 1981年11月 常務取締役 1984年9月 代表取締役副社長 1987年6月 代表取締役社長 2005年10月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 2011年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 当社代表取締役会長(現任) 2020年4月 京都商工会議所会頭(現任)	注1	278
代表取締役 社長執行役員	安原弘展	1951年12月28日	1975年3月 当社入社 1997年4月 華歌爾(中国)時装有限公司総経理 2005年4月 執行役員ウイングブランド事業本部長 2006年6月 株式会社ワコール取締役常務執行役員 同本部長 2010年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2011年4月 同社代表取締役社長執行役員 2011年6月 当社取締役 2013年6月 専務取締役 2016年6月 取締役副社長 2018年4月 株式会社ワコール代表取締役会長(現任) 2018年6月 当社代表取締役社長 2020年4月 代表取締役社長執行役員(現任)	同上	10
取締役 副社長執行役員	山口雅史	1957年11月26日	1981年4月 当社入社 2011年4月 株式会社ワコール執行役員 人事部長 2013年4月 同社取締役執行役員 人事総務本部長 2014年4月 同社取締役常務執行役員 人事総務本部長 2015年4月 同社取締役専務執行役員 管理部門担当 兼 人事総務本部長 2015年6月 当社取締役 人事総務担当 2017年4月 株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当 兼 人事総務本部長 2017年6月 当社常務取締役 人事総務担当 兼 未来事業担当 2019年4月 株式会社ワコール取締役副社長執行役員 管理部門担当 2019年6月 当社取締役副社長 グループ管理統括担当 2020年4月 取締役副社長執行役員 グループ管理統括担当(現任)	同上	3
取締役 副社長執行役員	伊東知康	1960年1月18日	1983年4月 当社入社 2006年4月 株式会社ワコールワコールブランド販売企画統括部 専門店販売企画部長 2007年4月 株式会社スタジオファイブ代表取締役社長 2011年4月 株式会社ワコールワコールブランド事業本部 イン ナーウェア商品統括部営業部長 2014年4月 同社取締役執行役員 ワコールブランド事業本部長 2015年4月 同社取締役常務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2016年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2018年4月 同社代表取締役社長執行役員(現任) 2020年4月 当社副社長執行役員 2020年6月 取締役副社長執行役員(現任)	同上	3
取締役 常務執行役員	宮城 晃	1960年10月18日	1984年3月 当社入社 2007年10月 株式会社ワコールワコールブランド事業本部事業統括 部事業管理部長 2011年4月 華歌爾(中国)時装有限公司董事副総経理 2014年4月 当社経営企画部長 2017年4月 株式会社ワコール執行役員 2018年6月 当社取締役 経営企画部長 2019年6月 常務取締役 経営企画部長 2020年4月 取締役常務執行役員 グループ財務担当(現任)	同上	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	黛まどか	1962年7月31日	1996年8月 俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰 2001年1月 文部科学省文化審議会「国語分科会」委員 2004年12月 内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員 2010年4月 文化庁「文化交流使派遣事業」文化交流使 2013年5月 文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」委員 2014年4月 文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員 2014年4月 当社顧問 2015年6月 取締役（現任）	注1	—
取締役	齋藤 茂	1957年1月26日	1979年11月 株式会社トーセ入社 〃 同社開発本部長 1985年10月 同社取締役 1987年2月 同社代表取締役社長 2004年9月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2015年12月 同社代表取締役会長 兼 CEO（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）	同上	0
取締役	岩井恒彦	1953年5月28日	1979年4月 株式会社資生堂入社 2002年4月 同社研究所製品化計画部長 2008年4月 同社執行役員技術部長 2014年6月 同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当 2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長 2018年3月 同社シニアアドバイザー 2018年6月 当社取締役（現任）	同上	—
常勤監査役	廣島清隆	1958年1月4日	1981年4月 当社入社 2008年4月 株式会社ワコール技術・生産本部材料管理部長 2009年4月 同社技術・生産本部生産統括部長 2010年4月 同社執行役員 技術・生産本部長 2011年4月 同社取締役執行役員技術・生産本部長 2015年4月 同社取締役執行役員 技術・生産部門担当 2015年6月 同社監査役（現任） 2015年6月 当社監査役（現任）	注5	4
常勤監査役	北川真一	1962年12月29日	1985年3月 当社入社 2008年4月 株式会社スタジオファイブ取締役経理総務部長 2009年4月 同社取締役事業管理部長 2013年4月 当社IR・広報室長 2018年4月 経理部長 2020年6月 監査役（現任）	注6	—
監査役	白井 弘	1953年10月21日	1977年11月 ブライスウォーターハウス会計事務所入所 1982年8月 公認会計士登録 1992年7月 青山監査法人入所 2007年8月 監査法人トーマツ入所 2010年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長就任 2011年9月 有限責任監査法人トーマツ退所 2011年10月 白井公認会計士事務所開設、所長（現任） 2015年6月 当社監査役（現任）	注5	3
監査役	浜本光浩	1970年4月18日	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 山田忠史法律事務所入所 2004年10月 きっかわ法律事務所入所 2008年4月 同所パートナー弁護士 2017年6月 当社監査役（現任） 2019年2月 浜本総合法律事務所代表弁護士（現任）	注3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	島田 稔	1955年 2 月 22 日	1977年 4 月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2004年 6 月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員営業第一本部営業第四部長 2005年 5 月 同行執行役員ニューヨーク支店長 2008年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常務執行役員名古屋営業本部長 2010年 6 月 綜通株式会社代表取締役副社長 2011年 6 月 内外建設株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 綜通株式会社代表取締役社長 〃 綜通アメニティサービス株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 綜通株式会社取締役会長 〃 当社監査役(現任)	注 4	1
計					310

- (注) 1 取締役の任期は2020年 6 月26日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間であります。
 2 取締役篠まどか、齋藤茂及び岩井恒彦の 3 氏は、社外取締役であります。
 3 監査役の任期は2017年 6 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
 4 監査役の任期は2018年 6 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
 5 監査役の任期は2019年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
 6 監査役の任期は2020年 6 月26日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
 7 監査役白井弘、浜本光浩及び島田稔の 3 氏は、社外監査役であります。
 8 当社は、執行責任を明確化するとともに、業務遂行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

役職名		氏名
執行役員	経営企画部長 兼 ITガバナンス部長	三宅弘晃
執行役員	グループ人事担当、(株)ワコール取締役執行役員 人事総務本部長	長谷川貴彦
執行役員	グループ技術生産担当、(株)ワコール取締役執行役員 技術・生産本部長	芝原和宏
執行役員	グループ国際事業担当、(株)ワコール取締役執行役員 グローバル本部長	関口 満
執行役員	グループ研究開発担当、(株)ワコール執行役員 人間科学研究所長	今井 浩
執行役員	グループIT推進担当、(株)ワコール執行役員 IT推進部長	森本秀治

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は 3 名、社外監査役は 3 名であります。

当社の社外取締役は、国内外の文化芸術分野において広く活躍するもの及び経営者として豊富な知見と経験を有するものが就任しており、各分野での豊富なキャリアと専門的な知識に基づいた客観的、中立的な助言によって取締役会の意思決定の適正性を向上させる役割を担っております。また、当社の社外監査役は、財務・会計に関する高い知見を有する公認会計士、当社から独立した弁護士、及び金融機関における長年の経験と経営者としての豊富な見識を有するものが就任しており、高い独立性を保持しつつ、専門的見地より取締役の意思決定、業務執行の適法性について、厳正な監査を行っております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための「役員の選任基準」ならびに「社外役員の独立性基準」を定めております。

社外取締役を選任するにあたっては、役員指名諮問委員会が以下の選任基準に従って候補者を取締役会へ答申し、また、社外監査役を選任するにあたっては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で候補者を指名し、株主総会の議案として提出します。

- ・人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
- ・遵法精神に富んでいること。
- ・事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また、再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
- ・当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
- ・現に 4 社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
- ・当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの多様性が確保されること。

また、社外取締役および社外監査役は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社グループに過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者
 2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで5%以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 3. 次のいずれかに該当する者
 - ・当社グループの主要な取引先、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社グループの主要な借入先。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
 - ・当社グループが議決権ベースで5%以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから多額の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家
 6. 当社グループから多額の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
 8. 上記1から7のいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者または2親等以内の親族
 9. 最近3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
 10. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者
- なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

社外取締役に対しては経営企画部より、社外監査役に対しては社内監査役より、取締役会議案の事前配布及び重要項目の事前説明を実施しております。

なお、当社の社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社普通株式をそれぞれ0千株及び6千株を保有しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間に、それ以外の特別な利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任に関する考え方は以下のとおりであります。

区分	氏名	当該社外取締役及び社外監査役を選任している理由
社外取締役	黛まどか	俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されております。2014年4月より当社顧問として、社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び㈱ワコールの従業員教育を委嘱していただきました。その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただくことが期待できることから、当社の社外取締役として適しております。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外取締役	齋藤 茂	他社において代表取締役会長を現任されており、長年の経営者として豊富な経験と見識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外取締役	岩井恒彦	経営者として豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	白井 弘	公認会計士としての米国会計基準を含む会計・財務の専門的な知識・経験等が、当社の社外監査役として適しております。 なお、同氏は、2007年8月から2011年9月まで、当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツに所属されておりましたが、その間当社の監査業務に関与したことはなく、同監査法人を退所後すでに8年8ヶ月が経過しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	浜本光浩	弁護士としての法的な知識、専門とするビジネス法務分野全般の案件で蓄積した経験が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	島田 稔	金融業界での経験が長く、異業種で培った幅広い経験と知識が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、事前に取り締役会議題等に関する資料提供と説明を受けた上で、取締役会場で豊富な経験と見識からの提言を行うとともに、役員指名諮問委員会・役員報酬諮問委員会の委員長又は委員としての役割等を通じて、経営の監督機能を担っております。また、内部統制部門からの各種報告を受け、内部統制システムの構築・維持に貢献しております。

社外監査役は、監査役会に出席し、常勤監査役から業務監査の状況、重要会議の内容その他の報告を受けるなど常勤監査役と十分な意思疎通を図って連携するとともに、会計監査人及び内部統制部門からの各種報告を受け、財務報告の適正性を含めた内部統制システムの監査を実施しております。また、監査役会での議論を踏まえた上で取締役会その他重要な会議に出席するとともに、子会社への往査・ヒアリング等を通じて監査の実効性を高めております。

これらに加えて、社外取締役と社外監査役は、独立社外役員会議において取締役会運営上の課題等について意見交換をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役は、常勤監査役2名と独立社外役員である社外監査役3名の5名で構成されており、廣島清隆常勤監査役が監査役会議長を務めております。北川真一常勤監査役と公認会計士でもある白井弘社外監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であり、廣島清隆常勤監査役は、主たる事業会社である㈱ワコーでの取締役を務めた経験と技術・生産部門での豊富な知識に基づいて、浜本光浩社外監査役は、弁護士としての法律的な知識と専門とするビジネス法務分野の経験に基づいて、島田稔社外監査役は、金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な見識に基づいて、監査・提言を行うことで監査役監査の実効性を高めております。これらに加えて、監査役職務を補佐する監査役会事務局として専任スタッフを1名配置するとともに、監査室が監査役の求めに応じて適宜その職務を補助する体制を執っております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として取締役会に先立ち月次で開催する他、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度は15回開催いたしました。各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏 名	出席状況（出席率）
常勤監査役	中村 友紀	14回／15回（93％）
常勤監査役	廣島 清隆	15回／15回（100％）
社外監査役	白井 弘	14回／15回（93％）
社外監査役	浜本 光浩	15回／15回（100％）
社外監査役	島田 稔	15回／15回（100％）

監査役会は、会社法に準拠して、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定を行うとともに、会計監査人の選解任または不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査役の選任に関する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行うとともに、取締役会の議題の事前検討及び監査に関わる事項の情報・意見の交換、代表取締役会長・代表取締役社長との意見交換、業務執行取締役及び重要な子会社である㈱ワコーの取締役から職務執行状況のヒアリングを実施しております。また、会計監査人からは、各四半期のレビュー結果及び期末の会計監査の状況に加えて、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、内部統制監査の結果等を適宜聴取することで、会計監査人の監査の状況を監視及び検証しております。

c. 監査役の活動状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠して、取締役会及び取締役会以外のグループ経営会議等の重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取し、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行の適法性・妥当性の観点から監査を実施しております。これらに加えて、島田稔社外監査役が役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会にオブザーバーとして出席し適宜意見を述べるとともに、常勤監査役が企業倫理・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、CSR調達委員会にオブザーバーとして出席し適宜意見を述べることで経営監視機能を強化しております。

常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、主要な事業所及び財産の状況を監査し、監査室からも月次で報告を受け、その情報を社外監査役と共有しております。また、年1回、グループ監査役会議を開催し国内各子会社監査役からの報告を聴取し、可能な限り社外監査役とともに国内及び海外子会社への往査を実施し、経営者へのヒアリングを通じて経営状況の把握に努めるとともに、主要海外子会社については、適宜、グローバル本部より経営状況の報告を受けております。

当事業年度においては、取締役会における経営判断の原則の遵守、コーポレートガバナンス・コードへの対応、CSR調達を始めとしたコンプライアンスの強化、2021年3月期から適用される監査上の主要な検討事項（KAM）を意識した会計監査人の監査結果等を含めた会計監査の相当性の監査の強化等に重点を置いて活動いたしました。

② 内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査部門である監査室が「内部監査規程」に準拠し、当社及び国内外の子会社を対象に、業務遂行の適法性・妥当性等を監査するとともに内部統制の有効性を評価し、この結果を定期的に代表取締役社長へ報告しております。

なお、内部監査部門（監査室）の人員数は11名です。

監査役と内部監査部門（監査室）は、毎月1回の頻度で定期的な報告確認会を実施しております。主な内容は、監査役の出席している主な会議内容の報告、監査室の活動報告等です。監査に必要な文書等の情報は共有できる体制を整えており、監査調書についても相互に交換・確認を行うなど、両者が連携して、より効率的・効果的な監査を実施できる運営を行っております。

また、監査役と会計監査人は、年6回の頻度で定期的な打ち合わせを催しております。打ち合わせの内容は、監査計画及び監査状況の報告と確認、経営に関する意見交換等であります。このほか、必要に応じ、随時会合を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は有限責任監査法人トーマツとの間に、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しております。

b. 継続監査期間

52年間

c. 業務を執行した公認会計士

当事業年度に業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員：新免和久、酒井宏彰、辻知美

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は以下のとおりであります。

公認会計士8名、公認会計士試験合格者6名、その他7名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会では、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当せず、また、監査公認会計士等の適格性、独立性を害する事由がないことに基づき、監査公認会計士等を選定しております。

有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、求められる独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

2019年4月25日の監査役会にて、有限責任監査法人トーマツの再任及び不再任の検討及び決議に際して、(1)コンプライアンス体制の整備・運用状況、(2)独立性の確保・モニタリングの実施状況、(3)監査の品質水準を確保するための体制、(4)監査・会計に係る高度な専門性、(5)監査役等とのコミュニケーションの実施状況、(6)監査時間の十分性及び監査報酬水準の妥当性等の6項目の観点から評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	141	9	146	82
連結子会社	14	—	14	—
計	155	9	160	82

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるグループ経理規程作成等に向けた助言・指導及びC S R 調達推進活動に関するコンサルティング業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	10	—	22
連結子会社	97	31	111	57
計	97	41	111	79

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに税務に関するコンサルティング業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度は税務に関するコンサルティング業務等であり、当連結会計年度は税務に関するコンサルティング業務及びM&Aアドバイザー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、業務の特性等を勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認し、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬制度では、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。

<基本報酬>

基本報酬については、各役位に応じて設定する設計としております。また、同一職位においても過年度における経営への貢献に応じて、一定の範囲で増額が可能とする仕組みとしております。報酬水準については、毎年、外部機関による報酬調査結果をもとに、同業種あるいは同規模の他企業の報酬水準レンジとの妥当性の検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準を設定しております。

取締役の基本報酬は、役員報酬諮問委員会での審議、決議を経て取締役会で決定し、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定します。

<業績賞与>

業績賞与は、連結業績との連動度合いを高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上で、その他の業績等を加味し賞与総額を決定しております。連結営業利益の基準値は過去の実績等を参考に135億円と設定しており、今期の連結営業利益実績は66億32百万円でした。

業績賞与の額は、役員報酬諮問委員会での審議、決議に基づき取締役会にて確定し、株主総会決議にて決定しております。

<株式報酬型ストックオプション>

株式報酬型ストックオプションは、役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及び株式公正価値を基に、取締役会の決議にて定められます。

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）は年額3億50百万円以内、監査役の報酬額は年額75百万円以内と定めております。なお、決議時の取締役の員数は7名でした。

業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において、各事業年度の業績に応じて決定した支給額の決議をいただいております。また、ストックオプションの額については、2008年6月27日開催の第60期定時株主総会の決議により、年額70百万円を上限としております。なお、決議時の取締役の員数は8名でした。

基本報酬、業績賞与、ストックオプションの比率は下記のとおりとなります。

基本報酬71%：業績賞与18%：ストックオプション11%

（業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合）

また、役員退職慰労金制度は、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の日をもって廃止しました。

<役員報酬諮問委員会の役割と活動内容>

取締役会の諮問機関として、独立かつ客観的立場から取締役報酬やその制度にかかる審議、決議を行っております。役員報酬諮問委員会のメンバーは独立社外取締役である岩井 恒彦氏を委員長とし半数を独立社外取締役で構成し、さらに透明性を確保するために社外監査役がオブザーバーとして参加しております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決議いたしました。

2019年2月25日：役員報酬水準データの検証と基本報酬額について

2019年6月21日：ストックオプションの発行について

2020年4月24日：役員業績賞与額について

<取締役会の役割・内容>

役員報酬諮問委員会からの答申を受けて、役員報酬にかかる審議・決定を行っております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決定いたしました。

2019年6月27日：2019年度基本報酬額について

2019年6月27日：ストックオプションの発行について

2020年5月28日：役員業績賞与額について

役員報酬諮問委員会では、役員報酬制度全体の見直しに継続的に取り組んでおり、主な検討項目は下記のとおりであります。

- ・役員報酬にかかる基本ポリシーの検討と策定
- ・基本報酬、業績賞与及び中長期インセンティブの構成（金額、比率の見直し）
- ・業績賞与の算定方式（中期経営計画の目標値との連動強化）
- ・中長期インセンティブ（ストックオプションに代わる方式の検討）

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	282	227	12	43	5
監査役 (社外監査役を除く。)	39	39	—	—	2
社外役員	49	49	—	—	6

(注) なお、当事業年度末現在の取締役は4名、監査役は2名、社外役員は6名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年6月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）		
				固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション
塚本能交	156	取締役	提出会社	129	5	21

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用の一環として純投資目的での株式は保有しておらず、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持を目的として、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を持つ政策保有株式を保有しております。

② ㈱ワコールにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱ワコールについては以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取締役会に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	29	1,635
非上場株式以外の株式	55	40,536

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	275	協業関係の構築を目的として取得しました。
非上場株式以外の株式	1	4	得意先持株会により増加しました。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	14	15,248

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
KDDI(株)	1,520,500	3,520,500	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	4,850	8,396		
イオン(株)	1,544,410	1,542,264	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。また、持株会に加入しているため、株式数が増加しております。	有
	3,705	3,572		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
京セラ(株)	445,900	445,900	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,857	2,898		
(株)島津製作所	825,000	825,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,347	2,640		
コクヨ(株)	1,509,400	1,509,400	オフィス家具や文具の主要なサプライヤーとして密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,282	2,451		
(株)京都銀行	569,997	569,997	地元の主要金融機関として金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,960	2,639		
Saha Pathana Inter-Holding PLC	7,606,666	7,606,666	タイ王国における事業展開で密接な協力関係にあり、同国における企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	1,664	1,891		
日本新薬(株)	175,000	175,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,484	1,410		
東京海上ホールディングス(株)	274,000	274,000	各種損害保険商品を採用し、事業上のリスク低減を図っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 (注) 3
	1,356	1,469		
(株)堀場製作所	230,000	230,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,237	1,414		
(株)滋賀銀行	462,408	462,408	地元の主要金融機関として金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,187	1,219		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	2, 885, 850	2, 885, 850	主要金融機関として総合的な金融取引 を行っており、企業価値向上の観点か ら同社との良好な関係の維持・強化を 図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	1, 162	1, 587		
(株)平和堂	517, 531	517, 531	婦人肌着の取引を行っており、企業価 値向上の観点から同社との良好な関係 の維持・強化を図るため、継続して保 有しております。	有
	985	1, 219		
大正製薬ホール ディングス(株)	132, 000	132, 000	事業展開における協力を進める等密接 な関係にあり、企業価値向上の観点か ら同社との良好な関係の維持・強化を 図るため、継続して保有しております。	有
	876	1, 392		
(株)SCREEN ホールディング ス	217, 179	217, 179	地元の企業として、情報の共有をはじ めとして密接な関係にあり、事業戦略 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	868	968		
蝶理(株)	548, 890	548, 890	繊維製品の主要仕入先として、今後も 安定的な仕入を通じ、企業価値向上と 同社との良好な関係の維持・強化を図 るため、継続して保有しております。	有
	843	854		
(株)三越伊勢丹ホ ールディングス	1, 315, 769	1, 315, 769	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有 （注）3
	828	1, 472		
宝ホールディン グス(株)	1, 000, 000	1, 000, 000	地元の企業として、情報の共有をはじ めとして密接な関係にあり、事業戦略 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	810	1, 309		
イオンフィナン シャルサービス (株)	687, 300	687, 300	婦人肌着の取引を行っているイオン(株) のグループ会社であり、事業戦略の観 点から同社グループとの良好な関係の 維持・強化を図るため、継続して保有 しております。	無
	795	1, 548		
福山通運(株)	204, 400	204, 400	物流取引において密接な関係にあり、 企業価値向上の観点から同社との良好 な関係の維持・強化を図るため、継続 して保有しております。	有
	790	870		
凸版印刷(株)	426, 000	426, 000	カタログを中心とした広告販促物作成 において密接な関係にあり、企業価値 向上の観点から同社との良好な関係の 維持・強化を図るため、継続して保有 しております。	有
	705	711		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三菱UFJリース(株)	1,320,000	1,320,000	オートリースを中心としたリース取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	702	744		
(株)セブン&アイ・ホールディングス	154,969	154,969	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	554	647		
小田急電鉄(株)	197,500	197,500	子会社である(株)小田急百貨店と婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	468	529		
(株)中央倉庫	381,300	381,300	物流取引において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	459	385		
旭化成(株)	598,195	598,195	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	457	683		
久光製薬(株)	90,000	90,000	事業展開における協力、取引関係の構築を目的に密接な関係にあり、同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	453	458		
阪急阪神ホールディングス(株)	120,200	120,200	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っているエイチ・ツー・オーリテイリング(株)のグループ会社であり、企業価値向上の観点から同社グループとの良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	436	498		
養命酒製造(株)	170,500	170,500	事業展開における協力、取引関係の構築を目的に密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	334	363		
セイノーホールディングス(株)	283,000	283,000	物流取引において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	331	417		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
I. C. C INTERNATIONAL PLC	2, 677, 300	2, 677, 300	タイ王国における事業展開で密接な協力関係にあり、同国における企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	299	371		
(株)丸井グループ	151, 487	151, 487	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	274	338		
(株)近鉄百貨店	100, 000	100, 000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	251	348		
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	310, 759	310, 759	子会社である百貨店・量販店において婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	245	479		
ニチコン(株)	296, 500	296, 500	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	200	300		
(株)イズミ	45, 648	45, 648	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	136	235		
(株)三陽商会	100, 000	100, 000	アパレル企業間の情報交換や事業戦略の協業を模索する等密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	134	172		
大日本印刷(株)	58, 000	58, 000	カタログを中心とした広告販促物作成において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	133	153		
青山商事(株)	141, 500	141, 500	アパレル企業間の情報交換や事業戦略の協業を模索する等密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	131	356		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)松屋	205,000	205,000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	125	205		
(株)フジ	62,600	62,600	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	112	119		
N I S S H A(株)	147,000	147,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	105	171		
(株)ヤギ	71,100	71,100	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	97	107		
(株)キング	168,000	168,000	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	90	95		
タキヒョー(株)	46,800	46,800	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	72	82		
(株)高島屋	60,000	60,000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	58	88		
富士紡ホールディングス(株)	20,000	20,000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	57	52		
倉敷紡績(株)	20,043	20,043	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	51	40		
戸田建設(株)	75,891	75,891	施設に係る提案や情報交換を通じて密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	47	51		
東レ(株)	100,000	100,000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	46	70		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
三共生興(株)	94,380	94,380	アパレル企業間の情報を交換する等密 接関係にあり、事業戦略の観点から同 社との良好な関係の維持・強化を図る ため、継続して保有しております。	有
	46	44		
(株)天満屋ストア	11,000	11,000	婦人肌着の取引を行っており、企業価 値向上の観点から同社との良好な関係 の維持・強化を図るため、継続して保 有しております。	有
	10	13		
東洋紡(株)	2,000	*	繊維製品の主要仕入先として、今後も 安定的な仕入れを通じ、企業価値向上 と同社との良好な関係の維持・強化を 図るため、継続して保有しております。	有
	2	*		
(株)井筒屋	13,564	25,364	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	無
	2	6		
(株)大和	7,400	*	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	無
	1	*		
日清食品ホール ディングス(株)	—	575,100	事業展開における協力、情報交換等を 通じて密接な関係にあり、同社との良 好な関係の維持・強化を図るため、継 続して保有しておりました。	有
	—	4,370		
(株)資生堂	—	383,000	商品の共同開発や情報共有をはじめと して密接な関係にあり、事業戦略の観 点から同社との良好な関係の維持・強 化を図るため、継続して保有しており ました。	無
	—	3,059		
J．フロント リテイリング(株)	—	541,388	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ておりました。	無
	—	713		
(株)東京放送ホー ルディングス	—	310,700	子会社である(株)TBSテレビと広告宣伝 活動において密接な関係にあり、企業 価値向上の観点から同社との良好な関 係の維持・強化を図るため、継続して 保有しておりました。	無
	—	629		
帝人(株)	—	23,347	繊維製品の主要仕入先として、今後も 安定的な仕入を通じ、企業価値向上と 同社との良好な関係の維持・強化を図 るため、継続して保有しておりました。	無
	—	42		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)アークス	—	6,913	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	—	16		
(株)パルコ	—	9,369	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	—	9		

- （注）1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略しております。
2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることでため記載が困難であります。
3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりますが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
KDDI (株)	2,544,000	2,544,000	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	無
	8,115	6,067		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,365,000	3,365,000	主要金融機関として総合的な金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	有 （注）3
	1,356	1,850		

- （注）1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることでため記載が困難であります。
3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりますが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

ニ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取締役会に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

なお、定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであり、開示を省略いたします。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	2
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	3

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 (注) 2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
第一生命ホールディングス(株)	—	2,100	生命保険取引を通じて、従業員のための安定した福利厚生制度を維持・充実させるため、継続して保有しております。	無
	—	3		

(注) 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

ニ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）（平成14年内閣府令第11号附則第3項適用）の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、米国財務会計基準審議会及び公益財団法人財務会計基準機構に加入しているほか、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び現金同等物		30,133		27,905	
2 定期預金		4,004		797	
3 有価証券	(注記2－A, R)	446		656	
4 売掛債権	(注記2－D)	24,989		20,062	
5 貸倒引当金	(注記2－B)	△229		△489	
6 たな卸資産	(注記2－C)	42,508		43,427	
7 返品資産		1,180		868	
8 その他の流動資産	(注記2－D, S, T)	4,985		4,964	
流動資産合計		108,016	38.3	98,190	35.4
II 有形固定資産					
1 土地	(注記2－G)	21,549		21,460	
2 建物及び構築物	(注記2－G, I, S)	74,033		74,039	
3 機械装置・車両運搬具及び 工具器具備品	(注記2－S)	18,914		18,782	
4 建設仮勘定		478		1,090	
5 減価償却累計額		114,974		115,371	
有形固定資産合計		△61,704		△63,288	
III その他の資産		53,270	18.9	52,083	18.7
1 オペレーティングリース 使用権資産	(注記1－F、2－H)	—		13,540	
2 関連会社投資	(注記2－D)	21,859		21,595	
3 投資	(注記2－A, R, S)	63,372		43,904	
4 のれん	(注記2－E, F, S)	11,954		22,371	
5 その他の無形固定資産	(注記2－E, F, S)	12,297		14,547	
6 前払年金費用	(注記2－J)	3,990		4,974	
7 繰延税金資産	(注記2－O)	1,362		1,118	
8 その他		5,647		5,366	
その他の資産合計		120,481	42.8	127,415	45.9
資産合計		281,767	100.0	277,688	100.0

		前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1 短期借入金	(注記 2－G)		8,116		3,364	
2 買掛債務 支払手形		1,155			1,112	
買掛金	(注記 2－D)	10,638			9,588	
未払金	(注記2－ E, S)	6,548	18,341		7,107	17,807
3 未払給料及び賞与			7,209			6,734
4 未払税金	(注記 2－O)		2,759			4,878
5 返金負債			3,482			2,645
6 短期オペレーティング リース負債	(注記1－ F、2－ H)		—			4,600
7 その他の流動負債	(注記2－ G, J, P, R, S, T)		3,955			4,079
流動負債合計			43,862	15.6		44,107
II 固定負債						15.9
1 退職給付に係る負債	(注記 2－J)		1,828			2,069
2 繰延税金負債	(注記 2－O)		12,567			7,911
3 長期オペレーティング リース負債	(注記1－ F、2－ H)		—			9,101
4 条件付取得対価に係る負債 (長期)	(注記2－ E, S)		—			2,786
5 その他の固定負債	(注記2－ G, I, J, O, R)		2,366			2,266
固定負債合計			16,761	5.9		24,133
負債合計			60,623	21.5		68,240
契約債務及び偶発債務	(注記2－ G, H, K)					
(資本の部)						
I 資本金			13,260			13,260
会社が発行する株式の総数 (普通株式)						
2019年3月31日現在						
250,000,000株						
2020年3月31日現在						
250,000,000株						
発行済株式総数						
2019年3月31日現在						
70,689,042株						
2020年3月31日現在						
68,589,042株						
II 資本剰余金	(注記 2－L)		29,807			29,836
III 利益剰余金			193,139			185,233
IV その他の包括損益累計額	(注記2－ N, J)					
為替換算調整勘定		1,551			△1,033	
年金債務調整勘定		△5,679	△4,128		△4,594	△5,627
V 自己株式			△15,584			△17,331
自己株式の数(普通株式)						
2019年3月31日現在						
5,510,891株						
2020年3月31日現在						
6,186,410株						
株主資本合計	(注記 2－M)		216,494	76.8		205,371
VI 非支配持分			4,650	1.7		4,077
資本合計			221,144	78.5		209,448
負債、及び資本合計			281,767	100.0		277,688
						100.0

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
区分	注記番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高	(注記2－D, H, P)		194,201	100.0		186,760	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2－D, J)	89,804			84,959		
販売費及び一般管理費	(注記2－E, H, I, J, L)	93,517			93,927		
有形固定資産減損損失	(注記2－S)	167			769		
のれん減損損失	(注記2－F, S)	4,325			217		
その他の無形固定資産減損損失	(注記2－F, S)	1,509	189,322	97.5	256	180,128	96.4
営業利益			4,879	2.5		6,632	3.6
III その他の収益・費用 (△)							
受取利息		289			177		
支払利息		△11			△19		
受取配当金	(注記2－D)	1,429			1,506		
有価証券・投資売却、交換及び評価損益(純額)	(注記2－A, S)	△5,430			△3,760		
その他の損益(純額)	(注記2－H, J, N, T)	1,047	△2,676	△1.4	△177	△2,273	△1.3
税引前当期純利益			2,203	1.1		4,359	2.3
法人税等	(注記2－O)						
当期税額		5,350			7,126		
繰延税額		△2,817	2,533	1.3	△5,673	1,453	0.7
持分法による投資損益調整前当期純利益 (△純損失)			△330	△0.2		2,906	1.6
持分法による投資損益	(注記2－D)		725	0.4		62	0.0
当期純利益			395	0.2		2,968	1.6
非支配持分帰属損益			△54	△0.0		504	0.3
当社株主に帰属する当期純利益			341	0.2		3,472	1.9
普通株式1株当たり情報	(注記2－Q)						
当社株主に帰属する当期純利益							
基本的			5.16円			54.26円	
希薄化後			5.14円			54.05円	
現金配当			72.00円			76.00円	

③【連結包括損益計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 当期純利益	(注記 2－N)		395		2,968
II その他の包括損益 (税引後)					
為替換算調整勘定					
当期発生額			△750		△2,532
未実現有価証券評価損益					
当期発生額		△7		—	
再組替調整額		△97	△104	—	—
年金債務調整勘定					
当期発生額		△4,787		125	
再組替調整額		200	△4,587	960	1,085
その他の包括損益合計			△5,441		△1,447
当期包括損益合計			△5,046		1,521
非支配持分帰属当期包括損益			△18		452
当社株主に帰属する当期包括損益			△5,064		1,973

④【連結資本勘定計算書】

区分	資本の部								
	社外流通 株式数 (千株)	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括損益 累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 合計 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2018年3月31日現在	67,367	13,260	29,765	172,418	28,597	△11,328	232,712	4,785	237,497
ASU2016-01及び2018-03の適用による累積影響額－税効果調整後				27,834	△27,320		514		514
当期純利益				341			341	54	395
その他の包括利益									
為替換算調整勘定					△723		△723	△27	△750
未実現有価証券評価損益					△104		△104		△104
年金債務調整勘定					△4,578		△4,578	△9	△4,587
当社株主への現金配当				△4,811			△4,811		△4,811
非支配持分への現金配当								△191	△191
自己株式の取得	△2,200					△6,919	△6,919		△6,919
自己株式の売却	0					0	0		0
自己株式の消却				△2,631		2,631	－		－
ストックオプションの付与及び行使（注記2－L）	11		42	△12		32	62		62
非支配持分との資本取引								38	38
2019年3月31日現在	65,178	13,260	29,807	193,139	△4,128	△15,584	216,494	4,650	221,144
ASU2018-11の適用による累積影響額－税効果調整後（注記1－F）				△515			△515		△515
当期純利益				3,472			3,472	△504	2,968
その他の包括利益									
為替換算調整勘定					△2,584		△2,584	52	△2,532
年金債務調整勘定					1,085		1,085		1,085
当社株主への現金配当				△4,907			△4,907		△4,907
非支配持分への現金配当								△237	△237
自己株式の取得	△2,798					△7,745	△7,745		△7,745
自己株式の売却	0			△0		0	0		0
自己株式の消却				△5,935		5,935	－		－
ストックオプションの付与及び行使（注記2－L）	23		29	△21		63	71		71
非支配持分との資本取引								116	116
2020年3月31日現在	62,403	13,260	29,836	185,233	△5,627	△17,331	205,371	4,077	209,448

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 当期純利益			395		2,968
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整					
(1) 減価償却費		5,647		6,029	
(2) 株式報酬費用	(注記 2-L)	62		71	
(3) 返品調整引当金及び貸倒引当金 (純額)		△2,263		299	
(4) 繰延税額		△2,817		△5,673	
(5) 固定資産除売却損益 (純額)		48		103	
(6) 有形固定資産減損損失	(注記 2-S)	167		769	
(7) のれん減損損失	(注記2-F, S)	4,325		217	
(8) その他の無形固定資産減損損失	(注記2-F, S)	1,509		256	
(9) 有価証券・投資売却、交換及び評価損益 (純額)	(注記 2-A)	5,430		3,760	
(10) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△211		480	
(11) 資産及び負債の増減					
売掛債権の減少		822		4,685	
たな卸資産の増加		△76		△1,350	
返品資産の減少 (△増加)		△1,180		312	
その他の流動資産等の増加		△653		△29	
買掛債務の減少		△1,640		△373	
返金負債の増加 (△減少)		3,482		△837	
退職給付に係る負債の増加 (△減少)		△620		776	
その他の負債等の増加		1,075		665	
(12) その他		118	13,225	197	10,357
営業活動によるキャッシュ・フロー			13,620		13,325
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 定期預金の増加			△4,783		△438
2 定期預金の減少			5,226		3,576
3 持分証券の売却及び償還収入			2,497		15,252
4 持分証券の取得			△323		△339
5 負債証券の償還収入			1,008		544
6 負債証券の取得			△900		—
7 有形固定資産の売却収入			276		104
8 有形固定資産の取得			△2,603		△3,442
9 無形固定資産の取得	(注記 2-F)		△3,180		△3,539
10 新規子会社の取得 (取得した現金との純額)	(注記 2-E)		—		△9,181
11 関連会社株式の売却収入			270		—
12 その他			38		32
投資活動によるキャッシュ・フロー			△2,474		2,569

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 短期借入金 (3ヶ月以内) の増減(純額)			1,061		△4,645
2 長期債務の返済			△50		△53
3 自己株式の取得			△6,919		△7,745
4 自己株式の売却			0		0
5 当社株主への配当金支払額			△4,811		△4,907
6 非支配持分への配当金支払額			△191		△237
7 非支配持分からの払込みによる収入			38		116
財務活動によるキャッシュ・フロー			△10,872		△17,471
Ⅳ 為替変動による現金及び現金同等物への影響額			372		△651
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額			646		△2,228
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高			29,487		30,133
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高			30,133		27,905

補足情報

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
現金支払額					
利息			11		20
法人税等			5,068		4,758
現金支出を伴わない投資活動					
新規子会社の取得価額 (条件付取得対価)	(注記 2-E)		—		4,172
固定資産の取得価額			954		751

1 連結会計方針

A 連結財務諸表作成の基準

- (1) 当社の連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に認められた会計基準による用語・様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。従って「連結財務諸表規則」及び「連結財務諸表等の作成基準」に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。

当社は、SECに米国預託証券を発行登録し、1977年1月には同証券を米国店頭市場（NASDAQ）に登録しました。従って、当社は米国証券取引法（1934年法）第13条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された連結財務諸表を含めた様式20-F（FORM20-F）を、年次報告書としてSECに定期的に提出していましたが、2013年4月25日にSECへの登録廃止申請を行い、2013年7月24日に登録廃止となっております。

- (2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資

個別財務諸表上は、「金融商品に関する会計基準」を適用しております。連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債証券」及び米国財務会計基準審議会会計基準書321「投資－持分証券」の規定に準拠しております。有価証券及び投資は、「負債証券」及び「持分証券」に分類し、負債証券については、さらに「売却可能有価証券」及び「満期保有目的有価証券」に分類しております。「売却可能有価証券」は、公正価値により測定し、未実現の保有損益は実現するまで資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。「満期保有目的有価証券」は、償却原価により測定し、満期まで保有する意思のある有価証券を分類しております。売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。

負債証券の下落が一時的であるかどうかを下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないとは判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。

また、持分証券については公正価値により測定し、未実現の保有損益は純損益に計上しております。

ロ 土地等圧縮記帳

個別財務諸表上、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳した額については、連結財務諸表上は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後の金額を利益剰余金に計上しております。

ハ 長期性資産の減損

個別財務諸表上は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書360「有形固定資産」の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

ニ のれん及びその他の無形固定資産

取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、又は減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。のれんは主にそれが含まれる事業が属するオペレーティング・セグメント等の報告単位に配分され、減損の判定が行われます。減損の判定に際しては、報告単位の帳簿価額を公正価値と比較しております。のれんが減損しているとは判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。また、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産の減損の判定に際しては、その帳簿価額を公正価値と比較しております。その他の無形固定資産が減損しているとは判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形固定資産は、主にブランド及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

ブランド	10年、20年及び25年（主として25年）
顧客関係	5年
ソフトウェア	5年

ホ 未使用有給休暇

連結財務諸表においては、米国財務会計基準審議会会計基準書710「報酬」の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払計上しております。

ヘ リース

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書842「リース」を適用しております。オペレーティングリースに分類されるリース取引について、一部の例外を除いて連結貸借対照表に使用权資産及びリース負債を計上し、リース費用については、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法で認識しております。

ト 資産除去債務

個別財務諸表上は「資産除去債務に関する会計基準」を適用しておりますが、連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書410「資産除去債務」の規定に準拠して、固定資産の除去及び原状回復に関する法的債務について、公正価値により長期債務として認識しております。資産除去債務はリース契約の開始時点において、過去の実績をもとに期待現在価値法により認識しており、連結貸借対照表のその他の固定負債として計上しております。また当初の測定以降については、除去費用の見積り金額の変更に伴い調整しております。見積り将来キャッシュ・フローと現時点の資産除去債務の価額との差異は、当該リース契約期間にわたって、時の経過に伴う負債の増加として計上されます。当該資産除去費用については、関連する長期性資産の帳簿価額の一部として資産化され、耐用年数にわたって償却されます。

なお、契約終了時点における自動更新条項を含む一部のリース契約については、契約の終了時点を合理的に見積り、資産除去債務の計算を行っております。

チ 退職給付に係る負債

個別財務諸表上は「退職給付に関する会計基準」を適用しておりますが、連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に規定する金額を計上しております。なお、数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。

リ 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、米国財務会計基準審議会会計基準書470「負債」の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

ヌ 新株発行費用

個別財務諸表上、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、連結財務諸表上は、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

ル 社債発行費用

個別財務諸表上、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、連結財務諸表上は株式に転換した部分に対応する未償却残高の税効果調整後の金額を資本剰余金から控除しております。

ロ 企業結合

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書805「企業結合」の規定に準拠して、取得法により会計処理を行っております。取得日において、識別可能な無形資産を含む取得資産と引受負債の公正価値を見積り、取得価額を配分しております。取得価額のうち、取得した純資産の公正価値を超過した部分については、のれんとして計上しております。負債に分類された条件付取得対価は、取得日において公正価値を見積り、その偶発性が解消されるまで、継続的に公正価値の再測定を行っております。再測定の結果生じた調整額については、発生年度の期間損益として計上しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 個別財務諸表上、特別損益として表示される固定資産除売却損益等及び固定資産減損損失のうち、通常の営業活動のために使用している固定資産から発生するものは、連結財務諸表上は営業費用として表示しております。また、個別財務諸表上、特別損益として表示される投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ 連結損益計算書の下段に普通株式1株当たりの当社株主に帰属する当期純利益及び現金配当を表示しております。なお、1株当たりの純資産額の開示は「米国会計原則」では要求されておませんが、「連結財務諸表規則」に基づく額は、2019年3月期3,321.57円、2020年3月期3,291.06円であります。なお、1株当たり純資産額は連結貸借対照表の資本合計から非支配持分を控除した金額を普通株式の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で除して算出しております。

B 連結の範囲

連結子会社の数は、2019年3月期及び2020年3月期において、それぞれ57社及び58社であります。

なお、主要な連結子会社名は、以下のとおりであります。

名称	住所	名称	住所
(株)ワコール	京都市南区	(株)ピーチ・ジョン	東京都港区
(株)ルシアン	京都市南区	九州ワコール製造(株)	長崎県雲仙市
(株)トリーカ	大阪府茨木市	(株)七彩	京都市南区
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国 ニューヨーク州	WACOAL AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州
WACOAL EUROPE LTD.	英国 ノーサンプトン シャー州	WACOAL EMEA LTD.	英国 ノーサンプトン シャー州
WACOAL EUROPE SAS.	フランス サンドニ市	WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.	香港
WACOAL HONG KONG CO., LTD.	香港	華歌爾（中国）時装有限公司	中国 北京市
和江留投資股份有限公司	台湾 台北市	A TECH TEXTILE CO., LTD.	タイ バンコク市

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社の数は、2019年3月期及び2020年3月期において、それぞれ8社及び7社であります。

なお、主要な持分法適用関連会社名は、以下のとおりであります。

名称	住所	名称	住所
(株)新栄ワコール	韓国 ソウル市	台湾華歌爾股份有限公司※	台湾 桃園市
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	タイ バンコク市		

(注) ※和江留投資股份有限公司が50%を保有する会社であります。

D 子会社の事業年度

WACOAL HONG KONG CO., LTD. 等在外子会社11社の決算日は12月31日であります。これらの子会社については、各社の決算日の財務諸表を用いて連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の決算日と連結決算日である3月31日との差異期間に発生した、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は適切に調整されております。

E 見積りの使用

当社は、米国において一般に認められた会計基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、資産及び負債、収益及び費用、並びに偶発資産及び債務の金額に影響を与える経営者による仮定と見積りを使用しております。実際の結果がこれらの見積りと異なることがあります。

また、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の影響について、公的機関から収束時期の統一的な見解は公表されておきませんが、当社は、感染拡大による企業業績への影響は、2021年3月期上期に一巡し、下期以降は通常の水準に回復すると仮定しております。当社は、当該仮定に基づき、有形固定資産、のれん及びその他の無形固定資産の減損の見積りにおいて利用する事業計画を策定しております。ただし、2020年3月期に計上された有形固定資産、のれん及びその他の無形固定資産の減損損失額に与える新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であります。なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、減損損失が増加する可能性があります。

F 会計処理基準

連結財務諸表の作成にあたって採用した主要な会計処理基準は「注記A-(2) 会計基準上の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権に対しては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を見積り、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

(2) たな卸資産

原材料については先入先出法による低価法で、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で評価しております。売上原価には、原材料、製造に係る人件費・経費、関税等を含んでおります。

(3) 有形固定資産

有形固定資産は取得原価で評価しております。減価償却費はその資産の見積耐用年数（資産計上されたリース資産については、そのリース期間）をもとに主として定額法で算出しております。

各資産区分での見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年（主として38年）

機械装置・車両運搬具及び工具器具備品（一部の絵画除く） 2～20年（主として5年）

2019年3月期及び2020年3月期の減価償却費は、それぞれ3,538百万円及び3,545百万円であります。

(4) リース

貸手のリースにおいて、主にマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルや、保有不動産の賃貸によるリース収益を得ております。これらの取引はオペレーティングリースとして会計処理し、リース期間にわたって均等に認識しております。一部のリース契約には、リース期間の延長または解約オプションが含まれております。これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間または解約日を考慮してリース期間を判定しております。当社グループのリース契約の大部分は、変動リース料が発生するものではなく、また、借手が原資産を購入するオプションを含んでおりません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあり、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。

借手のリースにおいては、直営店舗、倉庫、事務所用の建物、従業員社宅、車両、その他設備や機器等を賃借しており、いずれもオペレーティングリースに分類しております。当社グループは、契約開始時に、契約にリースが含まれるか否かを判定しております。一部のリース契約には、リース期間の延長または解約オプションが含まれております。当社グループは、これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間または解約日を考慮してリース期間を判定しております。一部のリース契約では、変動リース料の支払が発生するものがあります。変動リース料の大部分は、直営店舗の売上に連動する歩合賃料であります。当社グループのリース契約には、重要な残価保証またはリース契約により課される重要な制限又は契約条項はありません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあります。土地、建物及び構築物のリース契約についてはそれぞれを区分し、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。ただし、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品のリース契約についてはリース要素と非リース要素を区分しない実務上の簡便法を適用しております。当社グループは、リース料総額の現在価値を算定するにあたり、リースの計算利子率が入手できない場合は、借手の追加の借入利率を使用しております。さらに、当社グループは、短期リースの実務上の簡便法を適用しており、契約期間が1年以下のリース契約については発生時に費用処理しております。オペレーティングリース費用は、契約ごとのリース期間にわたって定額法で計上しております。

(5) 自己株式

自己株式は取得原価で評価しており、連結財務諸表上、資本の部に計上しております。

(6) 収益認識

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。

(7) 物流費

物流費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。

(8) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。2019年3月期及び2020年3月期の広告宣伝費は、それぞれ12,329百万円及び13,169百万円であります。

(9) 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。2019年3月期及び2020年3月期の研究開発費は、それぞれ739百万円及び508百万円であります。

(10) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(11) 在外子会社等の財務諸表項目の換算

在外子会社等の財務諸表は、米国財務会計基準審議会会計基準書830「外貨」に従って、資産・負債項目は決算日の為替相場、損益項目は期中平均為替相場によって換算しております。その結果生じた外貨換算差額等は、資本の部のその他の包括損益累計額として表示しております。また外貨建取引や外貨建資産及び負債の換算から生じる為替差損益（純額）は、その他の損益（純額）に含めて表示しております。2019年3月期及び2020年3月期の為替差損益（純額）はそれぞれ、76百万円及び36百万円であります。

(12) 法人税等

一時差異及び繰越欠損金に関しては、米国財務会計基準審議会会計基準書740「法人税等」に従って、資産・負債法により税効果を認識しております。繰延税金資産の一部又は全部につき将来における回収可能性が見込めない場合には評価性引当金を計上しております。また、米国財務会計基準審議会会計基準書740「法人税等」に従い、税務ポジションの技術的な解釈に基づき、税務当局による調査においても税務ポジションが維持される可能性が50%を超える場合にのみ、税務ベネフィットを認識しております。税務ベネフィットは税務当局との解決により、50%を超える可能性で実現が予想される最大の金額で計上しております。利息及び課徴金は連結損益計算書上、法人税等に含めております。

(13) 株式報酬制度

株式報酬費用は付与日における公正価値で測定し、受給権確定期間にわたって費用配分しております。また公正価値についてはブラック・ショールズ・モデルを使用して見積りを行っております。

(14) 金融派生商品

米国財務会計基準審議会会計基準書815「デリバティブ及びヘッジ」を適用しており、当社が保有する金融派生商品はヘッジ取引に該当しないため、公正価値の変動は当期の損益として計上しております。

(15) 現金及び現金同等物の範囲

取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い短期金融資産は現金及び現金同等物に含めております。

(16) 新会計基準

リース

2016年2月に、米国財務会計基準審議会は、リースに関する規定（ASU2016-02）を公表しました。この規定は、従来の米国会計基準においてオペレーティングリースに分類されるリース取引について、一部の例外を除いて、貸借対照表上に使用権資産、リース負債を認識することを要求しております。

2018年1月に、米国財務会計基準審議会は、リースに関する追加規定（ASU2018-01）を公表しました。この規定は、地役権の取扱を明確化すると共に、適用を受ける連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期以前に取得した又は期限の切れた地役権リースの取扱について、実務上の簡便法を適用することを認めるものであります。

2018年7月に、米国財務会計基準審議会は、リースに関する追加規定（ASU2018-11）を公表しました。この規定は、リースに関する規定（ASU2016-02、ASU2018-01）の適用による累積影響額を適用年度の期首の利益剰余金に調整することを認めるものであります。

これらの規定は、2018年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。当社グループは、2019年4月1日に開始する第1四半期からこれらの規定を適用しております。当社グループは、比較年度の連結財務諸表を修正・再表示せず、適用年度の期首より当規定を適用し、累積的影響額を期首利益剰余金に調整する修正適及アプローチを採用しております。規定の適用日以前に存在した又は終了したリース契約に対して、リースに該当するか否か、リースの分類、当初直接コストの資産化について再評価しないという一連の簡便法を採用しております。また、規定の適用日以前に取得した又は期限の切れた地役権のうちリースとして会計処理していないものについて再評価しない簡便法、さらに、短期リースの実務上の簡便法も採用しております。これらの規定の適用により、2019年4月1日現在の連結貸借対照表に、オペレーティングリースに係る使用権資産及びリース負債をそれぞれ14,550百万円計上しております。さらに、税効果会計の適用により515百万円の繰延税金負債を計上し、同額を累積的影響額として期首利益剰余金より減額しております。なお、これらの規定の適用が当社グループのキャッシュ・フローに与える影響は軽微であります。

金融商品における信用損失の測定

2016年6月に、米国財務会計基準審議会は、金融商品における信用損失の測定に関する規定（ASU2016-13）を公表しました。この規定は、特定の金融資産について、現行の発生損失モデルではなく予想信用損失モデルにより損失の認識を要求するものであり、このモデルの使用により、現行の発生損失アプローチよりも早期に損失が認識されます。

2019年11月に、米国財務会計基準審議会は、上記規定の適用初年度を変更する追加規定（ASU2019-10）を公表しました。よって、この規定は、2022年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。これらの規定が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響は現在検討しております。

のれん及びその他の無形固定資産

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、内部利用ソフトウェアに関する規定（ASU2018-15）を公表しました。この規定は、サービス契約とみなされるクラウドコンピューティング契約において発生する導入コストの会計処理を明確化するものであります。この規定は、2019年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。この規定が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

公正価値測定の開示

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、公正価値測定の開示に関する規定（ASU2018-13）を公表しました。この規定は、公正価値測定の開示に関する要求の一部を削除、修正、追加するものであります。この規定は、2019年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。この規定は、開示に関連するものであり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

確定給付制度の開示

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、確定給付制度の開示に関する規定（ASU2018-14）を公表しました。この規定は、年金確定給付制度の開示に関する要求事項の一部を削除、追加、修正するものであります。この規定は、2020年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。また、この規定は遡及適用されます。この規定は、開示に関連するものであり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

(17) 後発事象

米国財務会計基準審議会会計基準書855「後発事象」に基づき、有価証券報告書の提出日である2020年6月26日までの後発事象について評価を行っております。

(18) 表示方法の変更

当連結会計年度の表示方法に一致させるため、過年度の連結財務諸表等の一部について組替を行っております。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 有価証券及び投資

負債証券

2019年3月31日及び2020年3月31日における負債証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

	2019年3月31日			
	取得原価（百万円）	総未実現利益 （百万円）	総未実現損失 （百万円）	公正価値（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	446	0	1	445
計	446	0	1	445
投資				
社債	1,124	1	4	1,121
計	1,124	1	4	1,121

	2020年3月31日			
	取得原価（百万円）	総未実現利益 （百万円）	総未実現損失 （百万円）	公正価値（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	656	2	1	657
計	656	2	1	657
投資				
社債	329	4	—	333
計	329	4	—	333

2019年3月31日及び2020年3月31日において、公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月以上の負債証券の公正価値及び総未実現損失は以下のとおりであります。

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	公正価値（百万円）	総未実現損失 （百万円）	公正価値（百万円）	総未実現損失 （百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	332	1	109	1
計	332	1	109	1
投資				
社債	446	3	—	—
計	446	3	—	—

2019年3月31日及び2020年3月31日において、公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月未満の負債証券の公正価値及び総未実現損失は以下のとおりであります。

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	—	—	220	0
計	—	—	220	0
投資				
社債	228	1	—	—
計	228	1	—	—

負債証券の未実現損失については、当社グループは公正価値が帳簿価額を下回っている期間や下落の程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思と能力を含めた基準により、一時的でない減損が発生しているかどうかを判断しております。上記の未実現損失が生じている負債証券のうち、当社の減損の認識基準に該当するものではありません。したがって、2019年3月31日及び2020年3月31日において、未実現損失が生じている負債証券について、一時的でない減損が発生しているものはないと判断しております。

2020年3月31日において、満期保有目的有価証券として分類された負債証券の満期情報は以下のとおりであります。

	取得原価（百万円）	公正価値（百万円）
1年内	656	657
5年内	329	333
計	985	990

2019年3月期において、転換社債を株式に転換したことにより、交換損益が140百万円発生しております。なお、2020年3月期においては、発生しておりません。

持分証券

2019年3月期及び2020年3月期における持分証券に係る実現損益及び未実現損益は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
持分証券の純損益	△5,570百万円	△3,760百万円
売却による実現損益	△77	1,620
期末現在の未実現損益	△5,493	△5,380

B 引当金の増減表

2019年3月期及び2020年3月期における貸倒引当金に係る情報は以下のとおりであります。

2019年3月期

	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
貸倒引当金	207	36	14	229

2020年3月期

	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
貸倒引当金	229	270	10	489

C たな卸資産

2019年3月31日及び2020年3月31日におけるたな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
製品及び商品	36,358百万円	37,224百万円
仕掛品	3,793	3,938
原材料	2,357	2,265
計	42,508	43,427

D 関連会社投資

投資先に対して、重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っております。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループが20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしております。この要件を満たす投資先については、連結貸借対照表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っております。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しております。

2019年3月31日及び2020年3月31日における主要な関連会社とその持分比率は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
株新栄ワコール	25%	25%
台湾華歌爾股份有限公司	50	50
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	34	34
PT. INDONESIA WACOAL	42	42
株ハウス オブ ローゼ	21	21

2019年3月31日及び2020年3月31日における関連会社に対する投資のうち市場性のある株式の連結貸借対照表計上額及び公正価額の合計はそれぞれ以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
連結貸借対照表計上額	14,523百万円	14,431百万円
公正価額	11,075	9,421

2019年3月31日及び2020年3月31日における持分法として会計処理を行った関連会社の貸借対照表と2019年3月期及び2020年3月期における損益計算書を要約した結果は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
流動資産	41,929百万円	43,974百万円
固定資産	44,635	42,161
資産合計	86,564	86,135
流動負債	8,569	9,048
固定負債	7,145	7,583
資本	70,850	69,504
負債・資本合計	86,564	86,135
	2019年3月期	2020年3月期
売上高	63,066	62,676
売上総利益	32,105	32,455
税引前当期純利益	3,458	1,654
当期純利益	2,714	860

2019年3月31日及び2020年3月31日における関連会社に対する債権債務残高は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
売掛金	927百万円	618百万円
買掛金	665	509
未収金	286	329

2019年3月期及び2020年3月期における関連会社に対する取引高は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
売上高	3,257百万円	2,838百万円
材料及び製品販売取引に係る売上原価	3,175	2,826
仕入高	5,612	5,302
ロイヤルティ	299	330

関連会社からの配当金は、2019年3月期及び2020年3月期において、それぞれ514百万円及び542百万円であります。

E 企業結合

当社は、2019年7月30日開催の取締役会において、当社の子会社である(株)ワコールの米国子会社であるWacoal International Corp.（以下、WIC社）を通じて、米国の女性用インナーウェア企画販売会社Intimates Online, Inc.（以下、IO社）の株主と株式譲渡契約書を締結することを決議し、WIC社は、同日付（米国時間）で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、WIC社は、2019年7月31日（米国時間）にIO社の発行済株式の全てを取得いたしました。

IO社は、米国で「LIVELY（ライブリー）」ブランドにて、自社Eコマースや直営店舗を販路とし、主に女性用インナーウェアを企画・販売しております。同社が有しているミレニアル世代を中心とした顧客基盤や、顧客を「アンバサダー」として組織化し、評判や口コミを広げる独自のマーケティング手法を獲得することにより、米国における非連続的な成長を期待できます。

株式の取得対価は、13,520百万円となりました。当該対価の内訳は現金9,348百万円（86百万米ドル）及び条件付取得対価4,172百万円（38百万米ドル）であります。

なお、条件付取得対価は、当該株式譲渡契約においてIO社の前株主との間で合意がなされており、IO社の2023年3月期までの業績達成度（純売上高など）に応じて、現金を4年間にわたり交付します。業績達成度に応じた交付額の総額は、20百万米ドルを下限、55百万米ドルを上限として変動します。

当連結会計年度末における条件付取得対価の公正価値は3,874百万円（36百万米ドル）であり、取得時の公正価値との差額は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含めております。

なお、条件付取得対価のうち、対価が確定した1,088百万円（10百万米ドル）は連結貸借対照表の未払金に含まれております。

2020年3月期において、当該企業結合に関連して発生した費用は245百万円であり、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含めております。

I0社の投資価額を配分した結果、のれん11,551百万円とその他の無形固定資産1,923百万円を認識し、「ワコール事業（海外）」に含めております。買収により生じたのれんは、主にI0社の予想される成長、WIC社とのシナジー、及びオペレーション統合により期待される効率化から構成されております。また、その他の無形固定資産はブランド1,097百万円、顧客関係793百万円及び競業避止契約33百万円から構成されます。のれんについては税務上損金とはなりません。ブランドについては10年、顧客関係及び競業避止契約については5年の見積耐用年数にわたって償却を行っております。

取得日より後に新たに入手した情報に基づき、I0社の取得日における資産と負債の公正価値を修正しました。当該調整は、取得日に遡及して反映しております。

取得日における資産と負債の公正価値は以下のとおりであります。

	(修正前)	(修正後)
	2019年7月31日	2019年7月31日
現金及び現金同等物	167百万円	167百万円
売掛債権	14	14
たな卸資産	341	383
その他の流動資産	16	12
有形固定資産	14	17
オペレーティングリース使用权資産	295	290
のれん	13,505	11,551
その他の無形固定資産	—	1,923
その他の固定資産	18	18
資産合計	14,370	14,375
買掛債務	222	228
短期オペレーティングリース負債	47	47
その他の流動負債	42	43
繰延税金負債	—	288
長期オペレーティングリース負債	249	249
負債合計	560	855
株主資本合計	13,810	13,520

経営成績（非監査）

I0社との企業結合が2018年4月1日に行われていたと仮定した場合の財務情報（非監査）は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
売上高	195,684百万円	187,482百万円
営業利益	4,346	6,338
当社株主に帰属する当期純利益（△純損失）	△193	3,172

なお、2020年3月期の連結損益計算書に含まれているI0社の売上高は1,301百万円であり、営業損失は1,250百万円であります。

F のれん及びその他の無形固定資産

のれん

2019年3月期及び2020年3月期におけるオペレーティング・セグメント別ののれんの帳簿価額の変動は以下のとおりであります。

	2019年3月期		
	ワコール事業（海外）	ピーチ・ジョン事業	合計
期首残高			
取得価額	12,269百万円	11,203百万円	23,472百万円
減損損失累計額	—	△6,878	△6,878
帳簿価額	12,269	4,325	16,594
減損損失	—	△4,325	△4,325
為替換算調整額	△315	—	△315
期末残高			
取得価額	11,954	11,203	23,157
減損損失累計額	—	△11,203	△11,203
帳簿価額	11,954	—	11,954

	2020年3月期		
	ワコール事業（海外）	ピーチ・ジョン事業	合計
期首残高			
取得価額	11,954百万円	—百万円	11,954百万円
減損損失累計額	—	—	—
帳簿価額	11,954	—	11,954
当期中の取得	11,551	—	11,551
減損損失	△217	—	△217
為替換算調整額	△917	—	△917
期末残高			
取得価額	22,594	—	22,594
減損損失累計額	△223	—	△223
帳簿価額	22,371	—	22,371

2019年3月期において、「ピーチ・ジョン事業」ののれん4,325百万円を「のれん減損損失」として計上しており、「ピーチ・ジョン事業」の営業費用に含めております。

2020年3月期において、G Tech社ののれん217百万円を「のれん減損損失」として計上しており、「ワコール事業（海外）」の営業費用に含めております。

なお、公正価値の測定については、「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

その他の無形固定資産

2019年3月31日及び2020年3月31日におけるのれんを除く無形固定資産の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額
償却対象				
ブランド	6,058百万円	1,899百万円	6,670百万円	2,076百万円
ソフトウェア	14,060	7,542	16,039	8,163
その他	1,732	868	2,534	1,022
計	21,850	10,309	25,243	11,261
非償却対象				
商標権	5,316	4,636	5,316	4,827
その他	76	—	76	—
計	5,392	4,636	5,392	4,827

2019年3月期に取得したその他の無形固定資産は、3,266百万円であり、主なものはソフトウェアであります。2020年3月期に取得したその他の無形固定資産は、5,313百万円であり、主なものはブランド及びソフトウェアであります。なお、ブランド及びソフトウェアの見積耐用年数はそれぞれ10年及び5年であります。

2019年3月期及び2020年3月期において、㈱ピーチ・ジョンの商標権について、再評価を行った結果、それぞれ1,314百万円及び191百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ピーチ・ジョン事業」の営業費用に含めております。また、2019年3月期において、㈱Aiのソフトウェアについて、195百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ワコール事業（国内）」の営業費用に含めております。2020年3月期においては、A Tech社のソフトウェアについて、65百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ワコール事業（海外）」の営業費用に含めております。

なお、公正価値の測定については、「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

その他の無形固定資産に係る2019年3月期及び2020年3月期における償却費の総額と翌期以降の償却費に計上される見込額は以下のとおりであります。

償却費総額	
2019年3月期	2,109百万円
2020年3月期	2,484
償却費見込額	
2021年3月期	2,640
2022年3月期	2,497
2023年3月期	2,267
2024年3月期	1,815
2025年3月期	1,169
計	10,388

G 短期借入金及び長期債務

2019年3月31日及び2020年3月31日における短期借入金の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
無担保銀行借入金	8,116百万円	3,364百万円

2019年3月31日及び2020年3月31日における短期借入金の加重平均利率はそれぞれ0.2%及び0.3%であります。2019年3月31日及び2020年3月31日における短期銀行借入に係る未使用の借入枠は、それぞれ22,935百万円及び28,657百万円であります。

2019年3月31日及び2020年3月31日における長期債務の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
担保付銀行借入金	55百万円	35百万円
固定利率：0.6%		
最終返済期日：2022年3月期		
無担保銀行借入金	83	50
固定利率：0.4%		
最終返済期日：2022年3月期		
計	138	85
1年内返済予定額	△50	△50
差引	88	35

2020年3月31日における長期債務の年度別返済予定額は以下のとおりであります。

2021年3月期	50百万円
2022年3月期	35
計	85

2019年3月31日及び2020年3月31日における一部の子会社が担保に供している資産は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
	帳簿価額	帳簿価額
土地	150百万円	150百万円
建物	169	146
計	319	296

日本における慣行として、短期及び長期の借入金については、貸主である銀行と一般的な取引約定書を締結しており、この約定のもとでは、銀行からの要求があれば、現在及び将来の債務に対し、担保や保証の提供を行うことがあります。また銀行は支払期限の到来した債務と銀行預金とを相殺し、また、債務不履行の場合には全ての債務と相殺する権利を有しております。

H リース

貸手のリース

2020年3月期におけるオペレーティングリース収益は以下のとおりであります。なお、リース収益は連結損益計算書の売上高及びその他の損益（純額）に含まれております。

	2020年3月期
オペレーティングリース収益	2,392百万円

2020年3月31日においてオペレーティングリースに供している資産の取得価額は、土地2,756百万円、建物及び構築物516百万円であり、当該資産の減価償却累計額は413百万円であります。これらは、連結貸借対照表の有形固定資産に含めております。

2020年3月31日における将来のオペレーティングリースによる年度別収益額は、以下のとおりであります。なお、当社グループのリース収益の大部分を占めるマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルについては、契約期間が極めて短いため、以下の年度別収益額には含めておりません。

2021年3月期	245百万円
2022年3月期	201
2023年3月期	173
2024年3月期	172
2025年3月期	112
2026年3月期以降	1,287
計	2,190

借手のリース

2020年3月期におけるリース費用は、以下のとおりであります。なお、リース費用は、連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。

	2020年3月期
オペレーティングリース費用	4,945百万円
短期リース費用	635
リース負債の測定に含まれない変動リース料	1,295
計	6,875

2020年3月期におけるオペレーティングリースに係る連結キャッシュ・フロー計算書情報は、以下のとおりであります。

	2020年3月期
リース負債の測定に含まれた現金支払額	4,798百万円
リース負債との交換で取得した使用权資産に係る非現金取引	5,483

オペレーティングリースにおける加重平均残存リース期間及び加重平均割引率は、以下のとおりであります。

	2020年3月期
加重平均残存リース期間	63.0ヶ月
加重平均割引率	1.7%

2020年3月31日における将来のオペレーティングリース費用の年度別支払金額は、以下のとおりであります。

2021年3月期	4,805百万円
2022年3月期	3,075
2023年3月期	1,719
2024年3月期	1,148
2025年3月期	909
2026年3月期以降	2,899
最低支払リース料計	14,555
利息費用	△854
リース負債計	13,701

なお、2020年4月1日以降に開始する重要なリース契約は、2020年3月31日時点において認識しておりません。

I 資産除去債務

当社グループは、リース契約の終了時におけるリース物件の原状回復費用に係る法的債務について、公正価値により資産除去債務として計上しております。

2019年3月期及び2020年3月期における資産除去債務の変動は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
期首残高	825百万円	813百万円
増加費用	2	3
当期発生	92	63
当期決済	△106	△52
為替変動による影響	0	0
期末残高	813	827

J 退職金及び退職年金

従業員退職年金制度

当社の一部の子会社は、ほぼすべての従業員を対象として退職金及び退職年金制度を有しております。その金額は従業員の勤務年数、会社での職責及び成果に基づいて決められております。退職が自己都合によるもの以外又は死亡による場合は、通常、自己都合の場合よりも多い金額を受け取ることができます。

当社の一部の子会社は、いくつかの退職金制度を有しており、確定給付企業年金制度及び外部拠出のない退職一時金制度等が採用されております。

確定給付企業年金制度のもとでは、退職金は、定年や早期退職の場合は一括で支給されますが、一定の条件で年金とすることもできます。

その他の年金制度は、退職一時金の支給と一定の条件での年金支給のどちらかとなりますが、従業員が定年に達する前に退職する場合は、通常、一括で支給されます。

確定給付年金制度

保険数理計算に基づいて算定された将来支給予測額の現価額、年金資産の公正価値の増減及び関連情報は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
退職給付債務の現価額の増減		
退職給付債務の現価額の期首残高	34,580百万円	38,681百万円
勤務費用	1,196	1,243
利息費用	178	176
従業員負担の拠出額	62	60
保険数理計算に基づく数理差異	4,937	△217
過去勤務債務に基づく差異	—	253
年金資産からの年金給付額	△961	△961
年金資産からの一時金給付額	△976	△1,275
会社からの一時金給付額	△339	△289
為替変動による影響	4	3
退職給付債務の現価額の期末残高	38,681	37,674
年金資産の公正価値の増減		
年金資産の期首残高	42,736	40,680
年金資産の実際運用収益	△846	1,375
会社負担の年金拠出額	657	579
従業員負担の拠出額	62	60
年金給付額	△961	△961
一時金給付額	△976	△1,275
為替変動による影響	8	6
年金資産の期末残高	40,680	40,464
積立状況	1,999	2,790

2019年3月31日及び2020年3月31日における連結貸借対照表での認識額は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
前払年金費用	3,990百万円	4,974百万円
その他の流動負債	△163	△115
退職給付に係る負債	△1,828	△2,069
計	1,999	2,790

2019年3月31日及び2020年3月31日におけるその他の包括損益累計額での認識額は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
数理差異	△6,820百万円	△5,048百万円
過去勤務債務	—	△253
	△6,820	△5,301

2019年3月31日及び2020年3月31日における確定給付年金制度の累積給付債務残高は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
累積給付債務	38,531百万円	37,532百万円

2019年3月31日及び2020年3月31日における予測給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度の予測給付債務残高と年金資産の公正価値及び累積給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度の累積給付債務残高と年金資産の公正価値は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度		
予測給付債務	2,856百万円	3,075百万円
年金資産の公正価値	865	738
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度		
累積給付債務	2,856	3,075
年金資産の公正価値	865	738

2019年3月期及び2020年3月期における純期間年金費用は以下の項目から構成されております。

	2019年3月期	2020年3月期
勤務費用	1,196百万円	1,243百万円
利息費用	178	176
年金資産の長期期待運用収益	△1,007	△1,006
数理差異の償却額	5	1,186
純期間年金費用	372	1,599

数理差異と過去勤務債務の未償却残高については、12年以内の平均残存勤務年数にわたって、それぞれ定率法及び定額法により償却しております。

2019年3月期及び2020年3月期におけるその他の包括損益に認識された年金資産及び退職給付債務の変動は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
数理差異の発生額	△6,790百万円	586百万円
数理差異の償却額	5	1,186
過去勤務債務の発生額	—	△253
計	△6,785	1,519

翌期においてその他の包括損益累計額から償却されると見込まれる金額は、以下のとおりであります。

数理差異	875百万円
過去勤務債務	21

当社の一部の子会社は3月31日を退職給付債務の測定日としております。2019年3月31日及び2020年3月31日において、退職給付債務及び純期間年金費用の算定に用いた前提条件は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
前提条件		
保険数理上の前提条件—退職給付債務		
割引率	0.5%	0.5%
保険数理上の前提条件—純期間年金費用		
割引率	0.5%	0.5%
給与水準の予想上昇率	5.3	5.3
年金資産の長期期待運用収益率	2.5	2.5

当社の一部の子会社は、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。具体的には割引率は2020年3月31日における国内社債のうち満期までの期間が予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。

当社の一部の子会社はポイント制を採用しているため、退職給付債務の算定に際して、昇給率を使用しておりません。

長期期待運用収益率は、持分証券及び負債証券等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益に基づいて設定しております。各投資対象資産の長期期待運用収益率は、時系列データに基づいた経済成長率並びにインフレ率についての予測に基づいて決定しております。長期期待運用収益率は持分証券26.0%、負債証券54.0%、生保一般勘定18.0%及び短期資金2.0%の資産構成を前提として算定しております。

当社の一部の子会社の投資政策は、実際のポートフォリオを目標となる資産構成の予定範囲内で維持していくこととあります。投資は、多様化されており、主に持分証券や負債証券で構成されております。当社の一部の子会社は、退職年金の見積り支給時期別の支給額に対して適切なポートフォリオを設定していると考えております。

2019年3月31日及び2020年3月31日における当社の一部の子会社の年金資産の構成は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
持分証券	42.3%	44.7%
負債証券	34.9	31.1
生保一般勘定	9.7	9.3
不動産	3.4	3.2
短期資金	9.7	11.7

目標となる年金資産の構成は、年金委員会で検討し承認されております。2019年3月31日及び2020年3月31日における年金資産の構成が想定と異なるのは、年金委員会が関与していない持分証券の追加拠出によるものであります。(株)ワコールと従業員との間の契約に基づき、(株)ワコールは一定の持分証券を年金資産として追加拠出しております。従って、年金資産全体に対する持分証券の実際に占める割合は想定より高くなっており、同様に、年金資産に負債証券等が実際に占める割合は想定より低くなっております。

2019年3月31日及び2020年3月31日における公正価値のレベルによって区分した当社の一部の子会社の年金資産の内訳は以下のとおりであります。なお、各レベルの内容については「注記2-S 公正価値の測定」に記載しております。

	2019年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純資産価値以外で評価するもの				
持分証券				
国内株式	8,138百万円	一百万円	一百万円	8,138百万円
外国株式	58	—	—	58
負債証券				
外国国債	152	—	—	152
生保一般勘定	—	3,928	—	3,928
その他				
短期資金	—	2,943	—	2,943
純資産価値に基づくもの				
持分証券				
合同運用信託	—	—	—	5,955
負債証券				
合同運用信託	—	—	—	8,912
その他				
ヘッジファンド	—	—	—	3,832
合同運用信託	—	—	—	6,762
	8,348	6,871	—	40,680

- (注) 1 純資産価値（またはその同等物）で公正価値を測定する特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類しておりません。この表の公正価値は、公正価値ヒエラルキーの金額を連結貸借対照表上の表示額に調整するために表示しております。
- 2 持分証券の合同運用信託は、約50%を国内株式、約50%を外国株式に投資しております。
- 3 負債証券の合同運用信託は、約79%を外国国債、約21%を社債に投資しております。
- 4 ヘッジファンドは、負債証券及び持分証券のロング・ショートファンドとなっております。
- 5 その他の合同運用信託は、約34%を社債、約1%を国内株式、約30%を外国株式、約20%を不動産、約15%を短期資金に投資しております。

2020年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純資産価値以外で評価するもの				
持分証券				
国内株式	9,707百万円	－百万円	－百万円	9,707百万円
外国株式	43	－	－	43
負債証券				
外国国債	216	－	－	216
生保一般勘定	－	3,773	－	3,773
その他				
短期資金	－	2,209	－	2,209
純資産価値に基づくもの				
持分証券				
合同運用信託	－	－	－	5,227
負債証券				
合同運用信託	－	－	－	8,145
その他				
ヘッジファンド	－	－	－	3,634
合同運用信託	－	－	－	7,510
	9,966	5,982	－	40,464

- (注) 1 純資産価値（またはその同等物）で公正価値を測定する特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類しておりません。この表の公正価値は、公正価値ヒエラルキーの金額を連結貸借対照表上の表示額に調整するために表示しております。
- 2 持分証券の合同運用信託は、約52%を国内株式、約48%を外国株式に投資しております。
- 3 負債証券の合同運用信託は、約83%を外国国債、約17%を社債に投資しております。
- 4 ヘッジファンドは、負債証券及び持分証券のロング・ショートファンドとなっております。
- 5 その他の合同運用信託は、約20%を社債、約0%を国内株式、約29%を外国株式、約17%を不動産、約34%を短期資金に投資しております。

持分証券と負債証券のうちレベル1に区分されるものは、主に同一商品の公表価格により評価しております。レベル2に区分される生保一般勘定は契約時に定められた元本及び利息が保証されており、元本と予定利率に基づき評価をしております。合同運用信託は、ファンドが提供する純資産価値に基づき評価しております。

当社の一部の子会社は、日本の税法で認められた方法に基づいて計算された金額の拠出を年金資産への拠出の基本的な方針としております。当社の一部の子会社は2021年3月31日終了連結会計年度において、退職年金制度に対して564百万円の拠出を見込んでおります。

将来にわたる予想給付額は以下のとおりであります。

2021年3月期	2,198百万円
2022年3月期	2,152
2023年3月期	2,358
2024年3月期	2,113
2025年3月期	2,163
2026年3月期以降	10,757

確定拠出年金制度

当社の一部の子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。2019年3月期及び2020年3月期において、費用として計上された確定拠出年金制度への拠出額はそれぞれ394百万円及び407百万円であります。

役員退職慰労金制度

当社及び一部の子会社の役員に対する退職慰労金は、退任時に一括して支払われ、支払前に株主総会の承認が必要となります。2019年3月31日及び2020年3月31日における当社及び一部の子会社の当該負債の残高は、それぞれ349百万円及び344百万円であり、これらはその他の固定負債に計上しております。なお、当社は、2005年6月に株主総会の承認を得て、この役員退職慰労金制度を廃止しました。各個人に対する退職金は2005年6月29日付で固定され、それぞれの役員が退任するまで凍結されます。その他一部の子会社については、役員退職慰労金制度を有しており、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に従い、役員が期末において退任した場合の要支給額を退職給付に係る負債として計上しております。

K 契約債務及び偶発債務

当社は、2020年3月16日に滋賀県守山市に新設する守山流通センターの増築工事に関連し、4,290百万円の工事監理契約及び工事請負契約を締結しました。

2020年3月31日における当該契約に係る契約債務は4,290百万円であります。

なお、2020年3月31日における契約債務の年度別支払予定額は以下のとおりであります。

2021年3月期	900百万円
2022年3月期	3,200
2023年3月期	190
計	4,290

L 株式報酬制度

当社は、当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式100株（2017年9月1日以前に付与した新株予約権については、1個当たり当社の普通株式500株）の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過する日と付与日から20年を経過する日のいずれか早く到来する日までの間行使可能であります。

なお、当期に付与した公正価値の見積りには、ブラック・ショールズ・モデルを用いており、その見積りに使用した基礎数値は次のとおりであります。見積り配当率は、当社の過去1年間の実績配当金及び付与日における当社株式の終値に基づいております。見積りボラティリティは、当社の見積り権利行使期間に対応した過去の日次株価のボラティリティに基づいております。リスク・フリー利子率は、見積り権利行使期間に対応した日本国債の付与日時時点の利率に基づいております。見積り権利行使期間は、対象となる取締役が内規で定められた退職年齢まで取締役として勤務し、地位喪失と同時に権利行使すると仮定した場合の全取締役の平均残存勤務期間に基づいております。

	2019年3月期	2020年3月期
公正価値見積りの基礎数値		
見積り配当率	2.2%	2.6%
見積りボラティリティ	24.6%	25.0%
リスク・フリー利率	△0.1%	△0.2%
見積り権利行使期間	3.7年	4.0年

2020年3月期におけるストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	249,900	1		
当期付与	28,500	1		
当期権利行使	22,500	1		
期末現在未行使残高	255,900	1	12.95	600
期末現在行使可能残高	36,800	1	3.23	86

2019年3月期及び2020年3月期において、行使されたストックオプションの本源的価値総額は、それぞれ33百万円及び62百万円であります。

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用及び繰延税額は、2019年3月期において、それぞれ62百万円及び19百万円、2020年3月期において、それぞれ71百万円及び22百万円であります。

2019年3月期及び2020年3月期において、付与されたストックオプションの付与日における公正価値の加重平均は、それぞれ3,005円及び2,516円であります。

2020年3月31日において、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は11百万円であり、この費用は今後3ヶ月の加重平均期間にわたって認識される予定です。

M 資本

2019年3月期及び2020年3月期における当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分株主との資本取引による資本剰余金の変動額の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
当社株主に帰属する当期純利益	341百万円	3,472百万円
非支配持分株主との資本取引に伴う資本剰余金の変動額		
追加持分の取得	—	—
当社株主に帰属する当期純利益及び		
非支配持分株主との資本取引に伴う資本剰余金の変動額	341	3,472

N その他の包括損益

2019年3月期及び2020年3月期におけるその他の包括損益累計額の変動額は以下のとおりであります。

	2019年3月期		
	為替換算調整勘定	未実現有価証券 評価損益 (注) 1	年金債務調整勘定 (注) 2
期首残高（税引後）	2,274百万円	27,424百万円	△1,101百万円
ASU2016-01及び2018-03の適用による累積影響額－税効果調整後	－	△27,320	－
当期発生額			
税引前	△795	△10	△6,866
税金費用	45	3	2,079
税引後	△750	△7	△4,787
再組替調整額			
税引前	－	△140	202
税金費用	－	43	△2
税引後	－	△97	200
非支配持分に帰属する その他の包括損益（税引後）	27	－	9
期末残高（税引後）	1,551	－	△5,679

	2020年3月期		
	為替換算調整勘定	未実現有価証券 評価損益 (注) 1	年金債務調整勘定 (注) 2
期首残高（税引後）	1,551百万円	－百万円	△5,679百万円
当期発生額			
税引前	△2,529	－	265
税金費用	△3	－	△140
税引後	△2,532	－	125
再組替調整額			
税引前	－	－	1,357
税金費用	－	－	△397
税引後	－	－	960
非支配持分に帰属する その他の包括損益（税引後）	△52	－	－
期末残高（税引後）	△1,033	－	△4,594

(注) 1. 未実現有価証券評価損益の再組替調整額（税引前）は、有価証券・投資売却、交換及び評価損益（純額）に含まれております。

2. 年金債務調整勘定の再組替調整額（税引前）は、その他の損益（純額）に含まれております。

○ 法人税等

わが国における法人所得税は、法人税、住民税及び事業税からなっており、これらわが国における税金の法定税率を基礎として計算した法定実効税率は、2019年3月期及び2020年3月期において、いずれも30.6%であります。

また、海外子会社に対しては、その所在国における法人所得税が課せられます。

連結損益計算書上の法人税等負担率は、以下の事由により法定実効税率と相違しております。

	2019年3月期	2020年3月期
法定実効税率	30.6%	30.6%
増加（△減少）の理由		
損金不算入費用	22.9	7.3
評価性引当金	25.5	10.3
関係会社の未分配利益	3.9	2.3
海外子会社の税率差	△27.3	△7.2
税額控除	△2.9	△2.0
未認識税務ベネフィット	1.4	△1.0
のれん減損損失	60.1	1.3
税率変更による影響	△0.4	△0.1
その他	1.2	△8.2
法人税等負担率	115.0	33.3

繰延税金資産・負債を構成する一時差異と繰越欠損金の内訳は以下のとおりであります。

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
返金負債	963百万円	－百万円	734百万円	－百万円
貸倒引当金	9	－	15	－
未払金	226	－	205	－
在庫の評価減	837	－	1,089	－
賞与引当金	990	－	882	－
固定資産圧縮記帳	－	1,912	－	1,839
関係会社の未分配利益	－	2,400	－	2,485
有価証券・投資の未実現損益	－	10,394	－	5,848
投資の交換益	－	792	－	416
長期前払費用	172	－	137	－
事業税	245	－	352	－
有給休暇の未払	739	－	741	－
オペレーティングリース	－	－	－	3,580
使用権資産	－	－	－	－
オペレーティングリース負債	－	－	3,616	－
資産除去債務	250	－	250	－
前払年金費用	－	357	－	720
退職給付に係る負債	430	－	611	－
返品資産	－	361	－	266
減価償却超過及び減損損失	1,393	－	1,591	－
繰越欠損金	1,838	－	2,388	－
無形固定資産	－	1,261	－	1,151
その他の一時差異	602	245	36	277
小計	8,694	17,722	12,647	16,582
評価性引当金	△2,177	－	△2,858	－
合計	6,517	17,722	9,789	16,582

2019年3月期及び2020年3月期における評価性引当金の変動額はそれぞれ160百万円の減少及び681百万円の増加であります。

また、2019年3月期及び2020年3月期において、繰越欠損金をそれぞれ661百万円及び245百万円使用し、215百万円及び29百万円の便益を認識しております。

2020年3月31日における一部の子会社の税務上の繰越欠損金使用期限別残高は以下のとおりであり、将来の課税所得と相殺されます。

2021年3月期	186百万円
2022年3月期	421
2023年3月期	554
2024年3月期	390
2025年3月期	818
2026年3月期	656
2027年3月期	577
2028年3月期	164
2029年3月期	1,047
2030年3月期	1,033
2031年3月期以降	3,215
計	9,061

2019年3月31日及び2020年3月31日において、永久的に再投資すると考えている海外子会社及び海外合弁会社の未分配利益はありません。

2019年3月期及び2020年3月期における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高の調整は次のとおりであります。

	2019年3月期	2020年3月期
期首残高	5百万円	101百万円
当期の税務ポジションに関連する増加	60	1
前期以前の税務ポジションに関連する増加	36	—
前期以前の税務ポジションに関連する減少	—	△100
期末残高	101	2

未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合、実効税率に影響を与える金額は2019年3月31日及び2020年3月31日において、それぞれ101百万円及び2百万円であります。

当社グループは、未認識税務ベネフィットに関連する利息と課徴金については連結損益計算書における法人税等に含めております。2019年3月期及び2020年3月期において、連結損益計算書で認識された利息及び課徴金の金額には重要性はありません。

当社グループは、日本及び海外各国の税務当局に法人税の申告をしております。日本では、2017年度以前の連結会計年度について、いくつかの例外を除いて、税務当局の通常の税務調査が終了しております。他の国においては、2010年度以前の連結会計年度について、いくつかの例外を除いて、税務当局の通常の税務調査が終了しております。また、国内、米国及びアジアの一部の子会社において、それぞれ2007年度、2010年度及び2016年度までの移転価格税制の調査が終了しております。

P 収益

当社グループは、主に、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品等（以下、製品）の販売を行っており、国内外の小売業又は卸売業を営む企業や消費者等を顧客としております。オペレーティング・セグメント別、製品別及び地域別に細分化した収益については、「注記2－U セグメント情報」に記載しております。

当社グループの製品の販売については、顧客に製品を引渡した時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。ただし、委託販売については、最終消費者に製品が販売された時点で収益を認識しております。

当社グループは、通常、履行義務を充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、その後短期間で回収をしております。

当社グループの収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、製品の販売にあたっては、顧客から返品が発生することが想定されます。取引価格の算定に際し、過年度の実績等を考慮して顧客に対する予想返金を見積り、収益から控除しております。

顧客との契約から生じた契約負債のうち、主なものはポイントに係るものであります。

当社の一部の子会社は、販売促進を目的としてポイント制度を導入しており、商品の購入時等に顧客にポイントを付与しております。顧客に付与されたポイントは履行義務として識別され、ポイントの使用時に履行義務が充足されます。今後3年間にわたり、使用又は期限切れにより充足される見込みです。期末日時点で未使用のポイントは契約負債として計上され、その金額は過年度の使用実績等を考慮して見積もっております。また、契約負債は「その他の流動負債」に含めて処理しており、2019年3月31日及び2020年3月31日における契約負債の残高は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
契約負債	873百万円	917百万円

2019年3月期及び2020年3月期において認識した収益のうち、期首時点では契約負債の残高に含まれていた金額は、それぞれ324百万円及び494百万円であります。

Q 1株当たり情報

1株当たりの当社株主に帰属する当期純利益は、発行済の普通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出しております。

	2019年3月期	2020年3月期
純利益（分子）		
当社株主に帰属する当期純利益	341百万円	3,472百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	66,143,405株	63,989,561株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	249,722	252,683
希薄化後の1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	66,393,127	64,242,244

R 金融商品及びリスクの集中

公正価値

	2019年3月31日	
	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券	446百万円	445百万円
投資	63,372	63,369
資産合計	63,818	63,814
負債		
長期債務（1年内返済予定含む）	138	138
負債合計	138	138

	2020年3月31日	
	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券	656百万円	657百万円
投資	43,904	43,908
資産合計	44,560	44,565
負債		
長期債務（1年内返済予定含む）	85	85
負債合計	85	85

その他の金融商品は、残存期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。また、為替予約及び通貨スワップの公正価値等の情報は「注記２－Ｓ 公正価値の測定」に記載しております。

有価証券及び投資

有価証券及び投資のうち、負債証券に分類された満期保有目的有価証券の公正価値は、レベル１に基づいて測定しております。その他の負債証券及び持分証券については、「注記２－Ａ 有価証券及び投資」及び「注記２－Ｓ 公正価値の測定」に記載しております。

長期債務

当社グループの長期債務の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。これらの公正価値はレベル２に基づいて測定しております。

見積りの使用

公正価値の見積りは、関連する市場や金融商品についての情報をもとに、特定の時点において行われております。これらの見積りは当社が実施しており、不確実性と見積りに係る当社の重要な判断を含んでいるため、精緻に計算することはできません。前提条件の変更により、当該見積りに重要な影響を与える可能性があります。

リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれます。

S 公正価値の測定

米国財務会計基準審議会会計基準書820「公正価値による測定及び開示」は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、又は負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて３つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル１・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル２・・・レベル１に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプットに基づいて算出された公正価値
- ・レベル３・・・観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

2019年３月31日及び2020年３月31日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

2019年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産				
投資				
株式	59,911百万円	－百万円	2,287百万円	62,198百万円
投資信託	50	－	－	50
小計	59,961	－	2,287	62,248
金融派生商品				
為替予約	－	27	－	27
資産合計	59,961	27	2,287	62,275
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	18	－	18
通貨スワップ	－	36	－	36
負債合計	－	54	－	54

2020年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資				
株式	40,920百万円	－百万円	2,561百万円	43,481百万円
投資信託	94	－	－	94
小計	41,014	－	2,561	43,575
金融派生商品				
為替予約	－	57	－	57
資産合計	41,014	57	2,561	43,632
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	24	－	24
通貨スワップ	－	72	－	72
小計	－	96	－	96
条件付取得対価	－	－	3,874	3,874
負債合計	－	96	3,874	3,970

有価証券及び投資のうちレベル1に区分されるものは、十分な取引量と頻度のある活発な市場における公表価格を調整せずに用いて評価しております。「注記2－A 有価証券及び投資」に記載のとおり、負債証券の公正価値の下落が一時的でないと判断された場合に、評価損を計上しております。

レベル2の為替予約及び通貨スワップは、活発な市場又は活発でない市場における観察可能な市場データに基づいて国際的金融機関が算出した評価額を用いて評価しております。「注記2－T デリバティブ」に記載のとおり、当社グループが保有する為替予約及び通貨スワップについてはヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は損益として計上しております。

レベル3の株式は、市場性のない持分証券であり、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法又はその他の適切な評価方法を用いて評価しております。条件付取得対価は、市場で観察不能なインプットに基づいたモンテカルロ法を用いて評価しております。なお、条件付取得対価のうち、対価が確定した1,088百万円は連結貸借対照表の未払金に含まれております。

2019年3月期及び2020年3月期において、レベル3に分類された継続的に公正価値により評価される資産及び負債の増減は以下のとおりであります。

	2019年3月期	
	投資	条件付取得対価
期首残高	2,002百万円	－百万円
購入及び取得	201	－
当期純利益に含まれる額		
有価証券・投資売却、交換及び評価損益（純額）	84	－
当期その他の包括損益に含まれる額		
為替換算調整勘定	－	－
期末残高	2,287	－
当期純利益に含まれる額のうち、		
当期末に保有する資産及び負債の未実現損益	84	－

2020年3月期

	投資	条件付取得対価
期首残高	2,287百万円	－百万円
購入及び取得	276	4,172
当期純利益に含まれる額		
販売費及び一般管理費	－	△304
有価証券・投資売却、交換及び評価損益（純額）	△2	－
当期その他の包括損益に含まれる額		
為替換算調整勘定	－	6
期末残高	2,561	3,874
当期純利益に含まれる額のうち、		
当期末に保有する資産及び負債の未実現損益	△2	△304

2019年3月31日及び2020年3月31日において、非継続的に公正価値で測定される資産は以下のとおりであります。

2019年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計	減損額
建物及び構築物	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	△43百万円
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	－	－	－	－	△124
のれん	－	－	－	－	△4,325
商標権	－	－	680	680	△1,314
ソフトウェア	－	－	－	－	△195
					△6,001

2020年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計	減損額
建物及び構築物	－百万円	－百万円	109百万円	109百万円	△162百万円
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	－	－	324	324	△607
のれん	－	－	－	－	△217
商標権	－	－	489	489	△191
ソフトウェア	－	－	14	14	△65
					△1,242

2019年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるG Tech社の帳簿価額105百万円の機械装置について、全額減損しております。これは収益性の改善が見込めない不採算事業を廃止したことが主な要因となっております。また、ワコール事業（国内）に含まれる㈱Aiの帳簿価額43百万円の建物、帳簿価額19百万円の工具器具備品、帳簿価額195百万円のソフトウェアについて、それぞれ全額減損しております。これは売上の低迷が続いたことにより、㈱Aiの事業計画の見直しを行ったことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率、同種の資産の売買事例をもとに算定された価格に基づいて評価しており、観察不能なインプットを考慮しております。

2019年3月期において、「ピーチ・ジョン事業」ののれん全額について減損損失を4,325百万円認識しております。これは市況の悪化に伴い、消費の低迷が続いたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。

2019年3月期において、㈱ピーチ・ジョンの帳簿価額1,994百万円のその他の無形固定資産として計上されている商標権について、公正価値の680百万円で評価するとともに減損損失を1,314百万円認識しております。これは市況の悪化に伴い、消費の低迷が続いたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、ロイヤリティ免除法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フロー、ロイヤリティ率、信用リスク調整後の割引率など観測不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後3年間の当社グループの予測に基づくキャッシュ・フロー、3年経過後は永続成長率を0.0～3.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。キャッシュ・フローの予測には、報告単位ごとの期待収益成長率、利益率、運転資本比率が含まれております。ロイヤリティ率は、通常の取引で使用される割合に基づいて算出される価値を見積もって算定しております。リスク調整後割引率は、資本資産評価モデルにより決定した、加重平均資本コストに商標権に固有のリスクを調整したものを使用しております。

2020年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるA Tech社の有形固定資産及びその他の無形固定資産を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。その内訳は、建物162百万円、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品607百万円、ソフトウェア65百万円であります。これは売上の低迷によりA Tech社の事業計画を引き下げたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後5年間の当社グループの予測に基づくキャッシュ・フロー、5年経過後は成長率を2.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。キャッシュ・フローの予測には、期待収益成長率、利益率、運転資本比率が含まれております。リスク調整後割引率は、資本資産評価モデルにより決定した、加重平均資本コストを使用しております。

2020年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるG Tech社ののれん全額について減損損失を217百万円認識しております。これは売上の低迷によりG Tech社の事業計画を引き下げたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。

2020年3月期において、㈱ピーチ・ジョンの帳簿価額680百万円のその他の無形固定資産として計上されている商標権について、公正価値の489百万円で評価するとともに減損損失を191百万円認識しております。これは市況の悪化に伴い、消費の低迷が続いたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、ロイヤリティ免除法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フロー、ロイヤリティ率、信用リスク調整後の割引率など観測不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後3年間の当社グループの予測に基づくキャッシュ・フロー、3年経過後は永続成長率を0.0～3.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。キャッシュ・フローの予測には、報告単位ごとの期待収益成長率、利益率、運転資本比率が含まれております。ロイヤリティ率は、通常の取引で使用される割合に基づいて算出される価値を見積もって算定しております。リスク調整後割引率は、資本資産評価モデルにより決定した、加重平均資本コストに商標権に固有のリスクを調整したものを使用しております。

評価プロセス

レベル3に分類される資産、負債について、社内で承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続に従い、経理担当者又は資産評価担当者が各対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。一定金額を超える対象資産については、外部の評価専門家を利用し、その評価結果は経理担当者又は資産評価担当者がレビューしております。公正価値測定の結果は外部者評価結果を含め、帳簿計上前に経理及び資産評価部門管理者がレビューを行い、承認しております。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

2019年3月期及び2020年3月期において、公正価値で測定されたレベル3に分類される資産の評価技法及び重要な観察不能なインプットに係る情報は、以下のとおりであります。

2019年3月期				
非継続的に公正価値で測定される資産	公正価値 (百万円)	評価技法	主な観察不能なインプット	範囲
商標権	680	ロイヤリティ免除法	割引率 ロイヤリティ率 期待収益成長率（3年内） 永続成長率（3年超）	9.9～13.4% 3.0% 2.3～7.0% 0.0～3.0%

2020年3月期				
非継続的に公正価値で測定される資産	公正価値 (百万円)	評価技法	主な観察不能なインプット	範囲
建物及び構築物	109	期待現在価値法	割引率	10.0%
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	324		期待収益成長率（5年内）	△31.1～102.5%
ソフトウェア	14		成長率（5年超）	2.0%
商標権	489	ロイヤリティ免除法	割引率 ロイヤリティ率 期待収益成長率（3年内） 永続成長率（3年超）	10.3～13.9% 3.0% △14.8～24.3% 0.0～3.0%
条件付取得対価	3,874	モンテカルロ法	割引率 ボラティリティ	5.2% 15.0%

T デリバティブ

リスク管理方針

当社グループは外国為替レートの市場変動リスクにさらされており、このリスクを管理するためにデリバティブを利用しております。デリバティブはすべて社内方針及び管理規程に基づいて管理されており、投機的な目的で保有されているデリバティブではありません。当社グループの保有するデリバティブの契約先は、いずれも国際的に信用度の高い金融機関であるため、その信用リスクはほとんどないものと判断しております。

外国為替リスク

主として国際的な事業活動に係わる外貨資産及び負債が外国為替レートの市場変動リスクにさらされており、このリスクを軽減するために先物為替予約契約及び通貨スワップ契約を行っております。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

当社グループは、先物為替予約契約及び通貨スワップ契約について、ヘッジ会計の適用要件を満たさないため、ヘッジ指定されていないデリバティブとして分類しております。このデリバティブは経済的な観点から外国為替リスクをヘッジするために利用しております。ヘッジ指定されていないデリバティブの公正価値の変動は、直ちに損益に計上されます。

2019年3月31日及び2020年3月31日におけるデリバティブの契約残高は以下のとおりであります。

	2019年3月31日	2020年3月31日
先物為替予約契約	1,837百万円	2,786百万円
通貨スワップ契約	653	695

2019年3月31日及び2020年3月31日におけるデリバティブの公正価値、連結貸借対照表の計上科目は以下のとおりであります。

	2019年3月31日			
	資産		負債	
	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の流動資産	27	その他の流動負債	18
通貨スワップ契約	—	—	その他の流動負債	36

	2020年3月31日			
	資産		負債	
	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の流動資産	57	その他の流動負債	24
通貨スワップ契約	—	—	その他の流動負債	72

2019年3月期及び2020年3月期におけるデリバティブの連結損益計算書への影響額は以下のとおりであります。

	2019年3月期		2020年3月期	
	連結損益計算書上の計上科目	金額 (百万円)	連結損益計算書上の計上科目	金額 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の損益（純額）	45	その他の損益（純額）	57
通貨スワップ契約	その他の損益（純額）	△5	その他の損益（純額）	△36

U セグメント情報

米国財務会計基準審議会会計基準書280は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しており、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定や業績評価を行うために区分した企業の構成単位に関する情報を開示することを要求しております。当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）、ピーチ・ジョン事業及びその他であります。各報告セグメントで採用されている会計方針は、「注記1 連結会計方針」に記載されているものと同様であります。

(1) オペレーティング・セグメント情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	113,400	53,100	10,491	17,210	194,201	—	194,201
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	905	10,121	1,083	5,543	17,652	(17,652)	—
計	114,305	63,221	11,574	22,753	211,853	(17,652)	194,201
営業費用	104,224	56,950	11,400	22,752	195,326	(17,652)	177,674
減価償却費	3,499	1,585	394	169	5,647	—	5,647
有形固定資産減損損失	62	105	—	—	167	—	167
のれん減損損失	—	—	4,325	—	4,325	—	4,325
その他の無形固定資産 減損損失	195	—	1,314	—	1,509	—	1,509
営業費用計	107,980	58,640	17,433	22,921	206,974	(17,652)	189,322
営業利益（△損失）	6,325	4,581	△5,859	△168	4,879	—	4,879
II 資産及び資本的支出							
資産	249,141	78,912	8,038	17,395	353,486	(71,719)	281,767
資本的支出	3,382	1,837	494	70	5,783	—	5,783

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	109,709	50,552	10,480	16,019	186,760	—	186,760
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	860	10,570	694	5,236	17,360	(17,360)	—
計	110,569	61,122	11,174	21,255	204,120	(17,360)	186,760
営業費用	101,203	56,656	10,951	21,407	190,217	(17,360)	172,857
減価償却費	3,584	1,922	383	140	6,029	—	6,029
有形固定資産減損損失	—	769	—	—	769	—	769
のれん減損損失	—	217	—	—	217	—	217
その他の無形固定資産 減損損失	—	65	191	—	256	—	256
営業費用計	104,787	59,629	11,525	21,547	197,488	(17,360)	180,128
営業利益（△損失）	5,782	1,493	△351	△292	6,632	—	6,632
II 資産及び資本的支出							
資産	236,961	86,292	9,751	16,708	349,712	(72,024)	277,688
資本的支出	4,619	2,106	129	127	6,981	—	6,981

(注) 1 各事業の主な製品

ワコール事業（国内）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ワコール事業（海外）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他

ピーチ・ジョン事業……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

その他……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

2 報告セグメントの営業利益（△損失）の合計については、連結損益計算書の営業利益と一致しております。なお、営業利益から税引前当期純利益までの調整については「連結損益計算書」のⅢ その他の収益・費用（△）に記載のとおりです。

3 セグメント間取引は、原価に利益を加算した金額で行われております。営業利益（△損失）については、売上高から営業費用を控除して算出しております。

(2) 製品別売上情報

製品の品種の名称	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)
インナーウェア		
ファンデーション・ランジェリー	146,525	144,933
ナイトウェア	8,296	7,459
リトルインナー	1,213	1,014
小計	156,034	153,406
アウターウェア・スポーツウェア等	14,733	12,746
レッグニット	1,881	1,563
その他の繊維製品及び関連製品	9,428	7,545
その他	12,125	11,500
合計	194,201	186,760

(3) 地域別情報

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア・オセアニア (百万円)	欧米 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高				
外部顧客に対する売上高	140,189	22,509	31,503	194,201
II 長期性資産	45,257	4,810	3,203	53,270

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア・オセアニア (百万円)	欧米 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高				
外部顧客に対する売上高	135,273	20,596	30,891	186,760
II 長期性資産	44,014	4,034	4,035	52,083

(注) 1 国又は地域の区分の方法は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア……アジア諸国及びオーストラリア

欧米……北米及びヨーロッパ諸国

3 売上高は連結会社を所在地別に分類したものであります。

4 長期性資産は有形固定資産であります。

V 後発事象

自己株式の消却

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

1. 消却した株式の種類
当社普通株式
2. 消却した株式の数
3,000,000株
3. 消却日
2020年5月25日
4. 消却後の発行済株式総数
65,589,042株

剰余金の配当

2020年5月15日開催の取締役会におきまして、2020年3月31日現在の当社株主に対して現金配当1,248百万円（1株につき20円）を実施することが決議されました。

資金の借入

当社は、運転資金として、(株)三菱UFJ銀行、(株)京都銀行、(株)滋賀銀行より、2020年5月25日付で以下のとおり借入を実行いたしました。

借入先	取引方法	借入金額	金利	返済期限
(株)三菱UFJ銀行	手形貸付	10,000百万円	スプレッドのみ	2021年5月25日
(株)京都銀行	当座貸越契約	6,000百万円	基準金利＋スプレッド	1ヶ月程度
(株)滋賀銀行	当座貸越契約	4,000百万円	基準金利＋スプレッド	1ヶ月程度

⑥【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

「連結財務諸表に関する注記」の2 主な科目の内訳及び内容の説明 G 短期借入金及び長期債務の項目に記載しております。

【資産除去債務明細表】

「連結財務諸表に関する注記」の2 主な科目の内訳及び内容の説明 I 資産除去債務の項目に記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	47,313	101,450	144,031	186,760
税引前四半期(当期)純利益(百万円)	1,520	9,326	15,669	4,359
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,192	6,668	11,014	3,472
1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益(円)	18.33	103.07	171.16	54.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益又は1株当たり当社株主に帰属する四半期純損失(△)(円)	18.33	85.08	68.27	△119.90

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,906	11,538
関係会社短期貸付金	※1 4,838	※1 5,135
その他	※1 1,884	※1 1,466
貸倒引当金	△2,897	△3,163
流動資産合計	12,732	14,976
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,180	18,340
構築物	246	218
機械及び装置	22	19
工具、器具及び備品	1,207	1,187
土地	18,342	18,342
建設仮勘定	—	100
有形固定資産合計	38,999	38,208
無形固定資産		
借地権	585	585
その他	2	1
無形固定資産合計	587	587
投資その他の資産		
投資有価証券	5	2
関係会社株式	101,846	101,846
その他	382	379
投資その他の資産合計	102,234	102,227
固定資産合計	141,822	141,024
資産合計	154,554	156,000

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	20	14
短期借入金	4,000	—
関係会社短期借入金	※1 13,649	※1 23,043
未払金	※1 450	※1 470
未払費用	12	10
未払法人税等	128	110
賞与引当金	73	62
役員賞与引当金	40	12
その他	14	12
流動負債合計	18,389	23,737
固定負債		
繰延税金負債	924	841
その他	426	426
固定負債合計	1,350	1,267
負債合計	19,740	25,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,260	13,260
資本剰余金		
資本準備金	29,294	29,294
資本剰余金合計	29,294	29,294
利益剰余金		
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,137	3,980
別途積立金	90,000	90,000
繰越利益剰余金	9,851	7,908
利益剰余金合計	107,304	105,204
自己株式	△15,583	△17,330
株主資本合計	134,275	130,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	—
評価・換算差額等合計	0	—
新株予約権	538	568
純資産合計	134,813	130,996
負債純資産合計	154,554	156,000

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
賃貸収入	※4 4,540	※4 4,521
配当金収入	※4 10,829	※4 8,481
その他	※4 345	※4 342
営業収益合計	15,715	13,346
売上原価		
賃貸原価	1,908	1,842
売上原価合計	1,908	1,842
売上総利益	13,807	11,504
販売費及び一般管理費	※1, ※4 2,014	※1, ※4 2,133
営業利益	11,792	9,371
営業外収益		
受取利息	※4 14	※4 18
受取配当金	3	0
関係会社貸倒引当金戻入額	79	48
雑収入	※4 11	※4 11
営業外収益合計	108	79
営業外費用		
支払利息	※4 19	※4 19
有価証券売却損	27	—
関係会社貸倒引当金繰入額	592	314
雑損失	※4 8	4
営業外費用合計	646	338
経常利益	11,255	9,111
特別利益		
関係会社株式売却益	50	—
受取保険金	70	—
特別利益合計	120	—
特別損失		
固定資産除売却損	※2 5	※2 9
関係会社株式評価損	※3 5,000	—
災害による損失	24	—
特別損失合計	5,029	9
税引前当期純利益	6,345	9,102
法人税、住民税及び事業税	456	423
法人税等調整額	△80	△83
法人税等合計	376	340
当期純利益	5,968	8,762

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,260	29,294	3,315	4,281	90,000	11,193	108,790
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△143		143	－
剰余金の配当						△4,811	△4,811
当期純利益						5,968	5,968
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却						△2,631	△2,631
新株予約権の行使						△12	△12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△143	－	△1,342	△1,485
当期末残高	13,260	29,294	3,315	4,137	90,000	9,851	107,304

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△11,328	140,016	△2	497	140,510
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△4,811			△4,811
当期純利益		5,968			5,968
自己株式の取得	△6,919	△6,919			△6,919
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	2,631	－			－
新株予約権の行使	32	20		△20	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2	61	64
当期変動額合計	△4,255	△5,741	2	41	△5,696
当期末残高	△15,583	134,275	0	538	134,813

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13, 260	29, 294	3, 315	4, 137	90, 000	9, 851	107, 304
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△156		156	－
剰余金の配当						△4, 906	△4, 906
当期純利益						8, 762	8, 762
自己株式の取得							
自己株式の処分						△0	△0
自己株式の消却						△5, 934	△5, 934
新株予約権の行使						△20	△20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△156	－	△1, 942	△2, 099
当期末残高	13, 260	29, 294	3, 315	3, 980	90, 000	7, 908	105, 204

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△15,583	134,275	0	538	134,813
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△4,906			△4,906
当期純利益		8,762			8,762
自己株式の取得	△7,745	△7,745			△7,745
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	5,934	—			—
新株予約権の行使	63	42		△42	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	71	71
当期変動額合計	△1,747	△3,846	△0	29	△3,817
当期末残高	△17,330	130,428	—	568	130,996

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また時価のないものは移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品（一部の絵画除く） 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを含む)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	4,850百万円	5,149百万円
短期金銭債務	13,723	23,065

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
WACOAL EUROPE LTD.	1,504百万円	985百万円

他の会社の債権流動化に伴う買戻義務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(株)ルシアン	119百万円	109百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、販売費に該当するものはありません。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給与手当	481百万円	471百万円
賞与引当金繰入額	73	62
役員報酬	358	359
役員賞与引当金繰入額	40	12
支払手数料	313	424

※2 固定資産廃棄損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	5百万円	9百万円
構築物	—	0
工具、器具及び備品	0	—
計	5	9

※3 関係会社株式評価損

前事業年度において計上した関係会社株式評価損は、(株)ピーチ・ジョン株式の減損処理に伴う評価損であります。

※4 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	15,678百万円	13,309百万円
その他	89	94
営業取引以外の取引による取引高	29	34

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	2,425	36.00	2018年3月31日	2018年6月5日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	2,386	36.00	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,346	36.00	2019年3月31日	2019年6月4日

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,346	36.00	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	2,560	40.00	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,248	20.00	2020年3月31日	2020年6月3日

(有価証券関係)
子会社株式及び関連会社株式
前事業年度 (2019年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,196	4,530	2,333

当事業年度 (2020年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,196	3,022	826

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
子会社株式	99,649	99,649

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	2,839百万円	2,839百万円
賞与引当金	22	18
減価償却超過額及び減損損失	834	833
貸倒引当金	887	968
その他	301	319
繰延税金資産小計	4,884	4,981
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,982	△4,064
評価性引当額小計	△3,982	△4,064
繰延税金資産合計	902	916
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	1,825	1,756
その他	0	1
繰延税金負債合計	1,826	1,758
繰延税金負債の純額	924	841

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
増加 (△減少) の理由		
益金不算入収益	△52.2	△28.5
損金不算入費用	0.8	0.4
評価性引当額	26.6	0.9
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9	3.7

(重要な後発事象)

自己株式の消却

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- (1) 消却した株式の種類
当社普通株式
- (2) 消却した株式の数
3,000,000株
- (3) 消却日
2020年5月25日
- (4) 消却後の発行済株式総数
65,589,042株

資金の借入

当社は、運転資金として、(株)三菱UFJ銀行、(株)京都銀行、(株)滋賀銀行より、2020年5月25日付で以下のとおり借入を実行いたしました。

借入先	取引方法	借入金額	金利	返済期限
(株)三菱UFJ銀行	手形貸付	10,000百万円	スプレッドのみ	2021年5月25日
(株)京都銀行	当座貸越契約	6,000百万円	基準金利＋スプレッド	1ヶ月程度
(株)滋賀銀行	当座貸越契約	4,000百万円	基準金利＋スプレッド	1ヶ月程度

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	19,180	219	9	1,050	18,340	33,992
	構築物	246	—	0	28	218	1,663
	機械及び装置	22	—	—	2	19	11
	工具、器具及び備品	1,207	2	—	21	1,187	174
	土地	18,342	—	—	—	18,342	—
	建設仮勘定	—	215	115	—	100	—
	計	38,999	437	125	1,103	38,208	35,841
無形固定 資産	借地権	585	—	—	—	585	—
	その他	2	—	—	0	1	—
	計	587	—	—	0	587	—

(注)「建設仮勘定」の「当期減少額」は、本勘定への振替によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,897	314	48	3,163
賞与引当金	73	62	73	62
役員賞与引当金	40	12	40	12

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	——
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	① ワコールエッセンスチェック（当社商品券）の贈呈（権利確定3・9月末日） ・500株以上1,500株未満保有の株主様に対して 年2回 各3,000円分 ・1,500株以上保有の株主様に対して 年2回 各5,000円分 3年以上継続して保有していただいている株主様に対しては、上記金額分にそれぞれ1,000円分を加算してお送りします。 ② カタログ販売及びインターネット販売商品の株主割引 ・100株以上保有の株主様は、ワコール発行の通信販売カタログ及びインターネット販売に掲載の商品を20%にて購入いただけます。ただし、割引が適用される購入金額の上限額（割引適用前）は年額100万円といたします。

（注） 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類並びに確認書	事業年度 (第71期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2019年6月27日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	(第72期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出
	(第72期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月12日 関東財務局長に提出
	(第72期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月12日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2（株主総会における議決権行使の 結果）に基づく臨時報告書であります。		2019年6月28日 関東財務局長に提出
(5) 自己株券買付状況報告書	(報告期間)	自 2019年6月1日 至 2019年6月30日	2019年7月5日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年7月1日 至 2019年7月31日	2019年8月5日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年8月1日 至 2019年8月31日	2019年9月6日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年9月1日 至 2019年9月30日	2019年10月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年10月1日 至 2019年10月31日	2019年11月7日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年11月1日 至 2019年11月30日	2019年12月5日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2019年12月1日 至 2019年12月31日	2020年1月8日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2020年2月1日 至 2020年2月29日	2020年3月5日 関東財務局長に提出
	(報告期間)	自 2020年3月1日 至 2020年3月31日	2020年4月13日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新免 和久	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 宏彰	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 知美	印
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワコールホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ワコールホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2020年6月26日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新免 和久	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 宏彰	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 知美	印
--------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。